

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 1項 1目		所管区局・課	子ども青少年局 企画調整課	令和4年度 事業評価書番号	6-1-1	
	子どもの貧困対策推進事業				政策番号	1	29
					主な施策(事業)番号	4	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱、横浜市子どもの貧困対策に関する計画等		
		その他	<input type="checkbox"/>				
	中期計画	政策	子ども・若者を社会全体で育むまち				
		施策(事業)	地域における子どもの居場所づくりに対する支援				
事業の目的	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年1月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26年6月には、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定された。これらに基づき、本市としても平成28年3月に「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を策定し、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐための取組を進めている。						
具体的な 事業内容	<p>1 地域における子どもの居場所づくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの居場所づくり支援アドバイザー派遣等事業 子どもの居場所づくり活動支援補助金の交付 フードバンク等と連携した地域の取組等の支援 <p>2 計画推進及び支援者のネットワークづくりのための支援や有識者による会議開催等</p> <p>3 第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画の策定(素案作成及び市民意見募集、原案作成)</p>						
中期4か年 計画の指 標、想定事 業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
	—		—	—	—		
	想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
	子どもの居場所づくりへの支援により立ち上がった地域の取組数		8件/年(モデル2区)	24件/年 65件(4か年)	60件(4か年)		
備考		※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。 ※政策14・主な施策4・想定事業量②の達成にも関連します。					
事業実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	現計予算額		9,887千円	14,134千円	21,768千円	17,388千円	
	支出済額		8,310千円	6,443千円	16,175千円	11,383千円	
	繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
	差▲引		1,577千円	7,691千円	5,593千円	6,005千円	
	執行率(%)		84%	46%	74%	65%	
	人件費	一般職職員	1.4人	1.4人	1.4人	1.4人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
		概算人件費	12,299千円	12,352千円	12,278千円	12,278千円	
	総事業費		20,609千円	18,795千円	28,453千円	23,661千円	
増▲減		—	▲ 1,814千円	9,658千円	▲ 4,792千円		
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	子どもの育ちや成長を見守り、貧困の連鎖を防ぐため、国や県との役割分担を踏まえ、子どもや家庭に直接関わることのできる基礎自治体として取り組む必要がある。また、子どもを支える地域の取組の創設や継続には、活動資金、担い手、活動場所、効果的な周知等、総合的な支援が必要である。					
	事業目的に 対する有効性	地域における子どもの居場所づくり推進事業を行うことにより、いわゆる「子ども食堂」等の地域の取組が継続することで、子どもにとって安心できる居場所の拡充や充実につながり、困難を抱える子どもの気づきや見守り等が可能となっている。また、横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議を開催し、本市の取組に対する意見聴取や子どもの貧困対策に関する意見交換を行うことにより、計画の推進につながっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進にあたっては、庁内連絡会等を通して関係区局と連携しながら実施している。地域における子どもの居場所づくり推進事業においては、関係機関等と連携することにより、効率的に地域の取組への支援を行っている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 外部有識者及び支援者等で構成する「横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議」において、計画推進にあたっての意見聴取、支援者のネットワークづくり、子どもの貧困対策の取組に関する意見交換を行っている。なお、第2期計画策定の際は、令和2年度に実施した実態把握調査を踏まえた素案に対する市民意見募集を行い、計画を策定した。					
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議については、円滑に会議が行えるよう事前に関係各課と議題を協議し、論点を整理しながら効率的な会議運営を引き続き行っていく。また、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐための、教育・福祉・子育て支援等の総合的な取組を進めるにあたり、現状や課題を分析し、効果的な施策を展開していく。 地域における子どもの居場所づくりについては、取組がさらに推進されるよう、今後も地域の取組への支援を行っていく。					
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	政策の目標・方向性で掲げた、地域における居場所づくりを推進するため、子どもの居場所づくり活動支援補助金の交付(12件)や、子どもの居場所づくり支援アドバイザーの派遣による相談支援(19回派遣)等により、取組を推進した。また、令和3年度には新たな取組として、フードバンク等と連携し、食材確保の面からも取組を支援した。今後も、子ども食堂等の地域の取組に対する立ち上げ・継続支援等に取り組んでいく。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	企画調整 係		
			田口 香苗	生野 元康	金子 貴一		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6 款 1 項 1 目 ワーク・ライフ・バランス推進事業		所管区局・課		子ども青少年局・ 地域子育て支援課		令和4年度 事業評価書番号		6 - 1 - 1 2		
								政策番号		27		
								主な施策(事業)番号		5		
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	横浜市ワーク・ライフ・バランス推進実行委員会運営要綱						
		その他	■									
	事業の目的	中期計画	政策	女性が働きやすく、活躍できるまち								
		施策(事業)	働きやすく、暮らしやすい社会の実現に向けた広報・啓発の推進									
具体的な 事業内容		<p>「横浜市次世代育成支援関連企業懇談会」(17～18年度)がまとめた提言「働きやすく子育てにやさしい横浜の企業づくり」(19年3月)において、企業の子育て支援を推進するための「企業」「NPO・市民活動団体」「行政」の連携による支援体制をつくることの必要性が提示された。これを受けて、横浜市ワーク・ライフ・バランス推進実行委員会を設置し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発や企業向けの支援事業等を開始した。</p> <p>・市民向け普及・啓発として、チラシやパンフレット等の配布により普及・啓発を実施した。</p> <p>・父親育児支援事業として、父親育児支援講座の開催やパンフレットによる普及・啓発、ウェブサイト「ヨコハマダディ」による情報提供を行った。</p>										
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値						
		男性と女性の家事・育児介護時間の割合(共働き家庭)		1対5(30年5月)	-	1対1.5						
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値						
		地域における父親育児支援講座参加者数		887人/年	1,105人/年 3,644人(4か年)	5,000人(4か年)						
	備考		男性と女性の家事・育児介護時間の割合(共働き家庭)の調査については、隔年実施のため、令和3年度は調査対象外です。									
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
				10,185千円	10,185千円	10,185千円	9,125千円					
		支出済額		7,993千円	6,555千円	6,494千円	7,267千円					
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円					
		差▲引		2,192千円	3,630千円	3,691千円	1,858千円					
執行率(%)		78%	64%	64%	80%							
人件費		一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人						
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人						
	概算人件費	8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円							
総事業費		16,778千円	15,378千円	15,264千円	16,037千円							
増▲減		-	▲1,400千円	▲114千円	773千円							
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	働き方改革が求められる中、仕事と子育て・家庭生活の両立支援の促進が重要であり、また、子どもを持つことや子育てに対して不安を抱く人が増加することが懸念されるため、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ることで、社会全体で子育てする機運が醸成されるよう、行政が主体となって取り組む必要がある。										
	事業目的に対する有効性	幅広い市民を対象に普及・啓発を行うことで、社会全体で子育てする機運が醸成され、仕事と子育て・家庭生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」が実現される。										
	本事業の効率性・類似性	関係局(政策局・経済局)や横浜市ワーク・ライフ・バランス推進実行委員会と連携・調整し、役割分担しながら、効率的に進めている。										
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 外部委員からなる横浜市ワーク・ライフ・バランス推進実行委員会において意見を聴取している。また、父親育児支援講座や結婚応援セミナーなどの参加者向けにアンケートを実施し、講座の満足度や、どのような内容を希望するか等、把握するよう努めている。										
	自己評価及び事業見直しの方向性	市民向け普及・啓発においては、チラシやポスター、冊子などの広報物による啓発が効果的であることから、引き続き実施する。併せて、未婚者や親向けの啓発として結婚応援セミナーを開催する。 父親育児支援については、冊子やウェブサイト「ヨコハマダディ」による情報提供による普及・啓発を継続する。また、父親育児支援講座については、親と子のつどいの広場や地域ケアプラザ等で80回開催し、新型コロナウイルス感染症の影響等により商業施設での開催は見送ったが、参加者数は1,105人となった。 男女が共に主体的にワーク・ライフ・バランスを図りながら子育てに付き合い、暮らすことができる社会が実現できるよう、引き続き普及啓発や講座の開催を実施するとともに、必要としている人に支援が届くよう、他事業との連携も図っていく。										
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	ワーク・ライフ・バランス推進事業については、政策の目標・方向性で掲げた、男性が家事・育児をより積極的に担うための啓発を目的として、父親育児支援講座を開催し、4か年で参加者数は3,644人となった。令和4年度は不特定多数の親子が気軽に集う商業施設においても開催し、より多くの方に参加していただけるよう工夫する。											
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長		係					
				廣瀬 綾子	高瀬 博子		横林 円佳					

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6 款 1 項 2 目 道志村自然体験推進事業		所管区局・課	こども青少年局 青少年育成課	令和4年度 事業評価書番号	6 - 1 - 2 1	
						政策番号	29	
						主な施策(事業)番号	1	
事業 概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	道志村キャンプ場における横浜市市民優待利用サービス事業 実施要綱			
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	事業の目的	中期計画	政策	子ども・若者を社会全体で育むまち				
			施策(事業)	子ども・青少年の健全育成に向けた支援				
事業内容	平成24年8月発表の「プール及び野外活動施設等の見直しに係る基本的な考え方」に基づき検討した結果、道志青少年野外活動センターは、平成24年度末をもって廃止しましたが、青少年の自然体験機会の確保や道志村との交流促進を推進する必要があることから、代替措置として、道志村民間キャンプ場の市民優待利用サービスを平成25年度から開始しました。							
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以下の横浜市民を対象に、道志村内のキャンプ場の施設使用料を助成 ・18歳以下の横浜市民を含む団体に対しキャンプ用器材(テント、野外炊事用具)を無料貸出 ・道志村の児童(主に高学年)を対象に横浜市への受入れ 							
中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値			
	—		—	—	—		—	
	想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値			
	施設・事業利用者及び体験活動等参加者数		581,846人/年	286,929人/年	585,440人/年			
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はいたしません。						
事業 実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	現計予算額		13,213千円	13,213千円	13,056千円	13,056千円		
	支出済額		13,364千円	12,823千円	8,690千円	9,612千円		
	繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円		
	差▲引		△ 151千円	390千円	4,366千円	3,444千円		
	執行率(%)		101%	97%	67%	74%		
	人 件 費	一般職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
		概算人件費	1,757千円	1,765千円	1,754千円	1,754千円		
	総事業費		15,121千円	14,588千円	10,444千円	11,366千円		
増▲減		—	▲ 533千円	▲ 4,144千円	922千円			
事業 評価 の 視 点 に よ る 点 検 ・ 評 価	本市が行う 必要性	道志村の自然環境の中で青少年の自然体験活動の推進を図ることは、青少年の健全育成のために必要であり、また道志村と横浜市は、平成16年に「友好・交流に関する協定書」を結び、様々な交流を進めており、道志村との交流促進という観点からも必要な事業であると考えます。						
	事業目的に 対する有効 性	市民優待利用サービスを実施することで、多くの青少年が道志村で自然体験機会を得ることができ、様々な経験や自己肯定感を育むことができます。						
	本事業の 効率性・ 類似性	施設廃止に伴う代替措置として開始した事業ですが、民間の力を利用することにより、施設運営より効率的に効果を出すことができます。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 道志村や事業委託団体と連携し、キャンプ場運営者の意見を把握するとともに、平成29年度には利用者アンケートを実施し、利用者の意見を聴取しています。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	道志村の自然環境を活かした、市内では体験することができない貴重な体験ができることから、多くの市民に利用されており、青少年の自然体験機会の確保や道志村との交流促進に大きく寄与しています。 令和元年度からは、これまで施設使用料とテントサイト使用料それぞれに行っていた助成を一本化し、より分かりやすい制度に改め、さらなる利用促進を図っています。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ利用者数は減少したものの、延べ6,212人の利用があり、青少年に自然体験活動機会の提供を行うことができました。 青少年の自然体験活動は、青少年の発達・成長の上で、もたらす効果は非常に大きいことから、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、引き続き利用促進に取り組みます。							
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係			
			梶原 敦	小松 ナツメ	富士 沙也加			

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 1項 2目 青少年の地域活動拠点づくり事業		所管区局・課	こども青少年局 青少年育成課	令和4年度 事業評価書番号	6-1-2 2
						政策番号	29
						主な施策(事業)番号	1
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	・青少年の地域活動拠点づくり事業実施要綱、青少年の地域活動拠点づくり事業補助金交付要綱等 ・青少年の交流・活動支援事業実施要綱、青少年の交流・活動支援事業補助金交付要綱等		
		その他	■				
	中期計画	政策	子ども・若者を社会全体で育むまち				
		施策(事業)	子ども・青少年の健全育成に向けた支援				
事業の目的	中・高校生世代を中心とした青少年が、学校や家庭以外に仲間や異世代と交流を深めることができる居場所や体験機会を提供し、社会参画に向かう力を育成することを目的に実施しています。(青少年の地域活動拠点づくり事業:平成19年度開始、青少年の交流・活動支援事業:平成28年度開始、都筑区の拠点における地域人材・支援団体との連携体制の構築・連携強化事業(区局連携促進事業):令和2年度開始)						
具体的な 事業内容	<p>・青少年の地域活動拠点づくり事業 7箇所で開催を実施しました。各拠点では、中高生世代の青少年を対象に、自由に活動したり、交流できる場を新型コロナウイルス感染予防対策を講じた上で提供するとともに、地域と連携したボランティア活動などの社会参加プログラムを実施することで、青少年が主体的な社会の一員として成長できるよう支援します。</p> <p>また、通年実施が始まった青葉区の拠点では、中高生世代が地域課題の解決やまちの魅力を向上するプロジェクトを立ち上げました。地域住民と協力してプログラムを実施することで、多世代との交流を通してコミュニケーション力や協働力が身につく、地域の担い手育成につながる取組となっています。</p> <p>・青少年の交流・活動支援事業 青少年が交流する機会や、体験機会・活動の場の提供、青少年に対する傾聴及び相談、地域資源を活用した青少年の社会参加プログラムの実施、青少年と異世代との交流の促進を行う「青少年の交流・活動支援事業」を運営する団体に対し補助を行い、青少年の成長を支援します。</p> <p>・都筑区拠点における地域人材・支援団体との連携体制の構築・連携強化事業(区局連携促進事業) 拠点において、「ひきこもり」をはじめとした青少年を取り巻く様々なリスクについて、発生する前又は早期の把握に努め、必要な支援に繋がれるよう、地域人材・支援団体との連携体制の構築・強化に拠点・区・局が連携して取り組みます。区内地区センターとの連携強化を図り、青少年への声かけ件数集計を実施することで、青少年への意識向上につながり、加えて研修会や連絡会を実施することで、青少年への理解を深め、区内の青少年を見守る環境づくりを進めました。</p>						
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値	
		—		—	—	—	—
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値	
		青少年の地域活動拠点の利用者数		41,469人/年	29,573人/年	84,700人/年	
	備考		※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。				
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		102,974千円	105,994千円	122,687千円	121,202千円
		支出済額		108,188千円	109,780千円	115,818千円	124,276千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 5,214千円	△ 3,786千円	6,869千円	△ 3,074千円
執行率(%)		105%	104%	94%	103%		
人件費		一般職職員		0.8人	0.8人	0.8人	0.8人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		7,028千円	7,058千円	7,016千円	7,016千円	
	総事業費		115,216千円	116,838千円	122,834千円	131,292千円	
増▲減		—	1,622千円	5,996千円	8,458千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	人間関係の希薄化や情報化社会の進展など、青少年を取り巻く環境が変化する中、青少年が多様な世代との交流や地域における体験活動を通して自己肯定感を育んでいくことが難しくなっています。そのため、青少年が安心して過ごせる居場所をつくることともに、様々な交流や体験機会を提供することで自己肯定感を育み、自立した社会の一員として成長することのできる取組が必要です。					
事業目的に対する有効性	多様な世代との交流や地域における体験活動を実施することで、青少年の社会参画に寄与しており、また、青少年が安心して過ごせる居場所の提供や、信頼できる大人との関わりにより、抱える悩みや課題を深刻化させないための予防的な効果も発揮しています。						
本事業の効率性・類似性	ノウハウを持つ運営団体と本市が協働で事業実施することで、効果的かつ効率的な執行がなされています。						
市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	■有 <input type="checkbox"/> 無	運営団体選定にあたっては、有識者や地域の方々から意見を伺っています。また、利用者アンケートを実施することで、外部意見を聴取し、事業実施に活かしています。					
自己評価及び事業見直しの方向性	青少年の地域活動拠点及び青少年の交流・活動支援スペースが青少年にとって安心して過ごせる居場所となっており、運営団体スタッフや異世代との交流により、青少年の社会性が育まれています。また、地域でのボランティア活動や青少年自身が企画するイベントの実施を通して、青少年の主体性が育まれているとともに、地域の大人が青少年の育成に携わる環境づくりが進んでいます。今後は、地域の様々な団体・人材との連携を強化し、区内に多様な居場所や体験・交流機会の場を創出することで、より多くの青少年にとって利用しやすい事業とできるよう、運営団体との検討を進めます。						
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	政策の目標・方向性で掲げた「全ての子ども・青少年の健全育成に向けた体験活動の機会や居場所の充実」に向け、気軽に安心して集うことができる場の提供や地域と連携した交流・体験機会の提供を、新型コロナ感染予防対策を講じながら継続し、青少年の社会参画に向かう力を育んでいます。今後は、青少年の地域活動拠点及び青少年の交流・活動支援スペース等で実施する交流や体験活動をより一層充実させるとともに、学校、区、地域の団体やその他関係機関との連携をさらに深め、区全域の青少年が利用しやすい事業の展開と幅広い事業の周知を進めていきます。併せて、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見・早期支援にも取り組んでいきます。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係		
			梶原 敦	小松 ナツメ	高木 由紀		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 1項 2目 青少年相談センター事業		所管区局・課		こども青少年局 青少年育成課		令和4年度 事業評価書番号	6-1-2 3	
								政策番号	29	
								主な施策(事業)番号	2	
事業概要	実施根拠	法令等	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則		具体的 名称	生活困窮者自立支援法、横浜市青少年相談センター条例、 施行規則、青少年相談センター事業実施要綱				
		その他	■							
	中期計画	政策	子ども・若者を社会全体で育むまち							
		施策(事業)	困難を抱える若者への支援							
	事業の目的	青少年の健全な育成を目的とする団体等との連携を図りつつ、青少年に関する総合的な相談並びに青少年の自立及び社会参加の支援、若者自立支援に係る人材育成等を行っています。								
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年に関する総合相談(電話相談や来所相談、家庭訪問等) ・青少年の自立及び社会参加に向けた継続支援 ・若者自立支援を行っている地域の関係機関、団体・支援者を対象とした人材育成 ・厚生労働省ひきこもり地域支援センター事業 								
事業実績	中期4か年計画の 指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値				
		若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数		1,166人/年	1,516人/年	1,780人/年				
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値				
		若者自立支援機関等の利用者数		4,115人/年	3,613人/年	4,500人/年				
		備考	※政策29・主な施策2・想定事業量②の達成にも関連します。							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
		現計予算額		49,493千円	49,524千円	54,339千円	66,314千円			
		支出済額		47,544千円	45,094千円	46,116千円	56,226千円			
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円			
		差▲引		1,949千円	4,430千円	8,223千円	10,088千円			
執行率(%)		96%	91%	85%	85%					
人件費		一般職職員		9.9人	9.9人	9.9人	9.9人			
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人			
	概算人件費		86,972千円	87,348千円	86,823千円	86,823千円				
総事業費		134,516千円	132,442千円	132,939千円	143,049千円					
増▲減		—	▲ 2,074千円	497千円	10,110千円					
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	青少年相談センターは、青少年に関する総合相談を行っている市内唯一の行政機関です。特に不登校・ひきこもり等の困難を抱える若者の社会的自立に向けた相談については、民間機関では対応が困難なケースを中心に専門性の高い相談支援を行っています。様々な要因で困難を抱える若者が増えている状況から、青少年相談センターの果たす役割は重要度を増しています。								
	事業目的に 対する有効性	青少年相談センターでは、新規及び継続の利用者が個別相談やグループ活動に参加することを通じて、不登校・ひきこもり等の状態から改善して次の段階に向かっていけるよう、様々な手法を用いて支援しています。引き続き、若者本人への支援に加えて家族向け勉強会の開催等多様なプログラムを実施し、不登校・ひきこもり等困難を抱える若者の社会的自立につなげていきます。								
	本事業の 効率性・ 類似性	事業の内容については、事業の目的、用途、費用対効果の観点から、改善を重ねています。また、若者支援の中核機関として、市内の若者支援団体・機関の職員に専門性の高いスキルを身につけてもらう研修を行うなど若者支援に関する団体・機関の人材育成も担っています。								
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		関係機関等との定例会議や利用満足度アンケート、研修参加者からのアンケート等を実施し、外部意見を聴取しています。また横浜市子ども・子育て会議等においても、必要に応じて意見を聴取しています。						
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、少人数での集団活動を実施したり、野菜販売やレストランでの接客など社会参加体験の機会を作り、着実に若者の自立支援を進めました。また、青少年相談センターから地域ユースプラザに対し、情報提供や相談・支援に関する技術的助言を行っています。身近な地域で相談・支援につながるよう、今後、さらに区役所や地域関係機関との連携を進めていきます。								
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	<p>計画で掲げている若者自立支援機関等の実利用者数について、青少年相談センターに関しては過去5年間(平成29～令和3年度)で176人増加(約20%増)しています。</p> <p>利用満足度アンケートにおいても、令和3年度については「満足・やや満足」が本人・家族ともに97%と高く、自立に向けた支援が受けられているとの意見が多く寄せられています。</p> <p>今後さらに青少年の自立を支援する団体等と連携を図りつつ、青少年に関する総合的な相談並びに困難を抱える青少年の自立及び社会参加の支援等をきめ細かく進めていきます。</p>									
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	小栗 由美	係長	橋本 恵美子	係 平野 由香里		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 1項 2目		所管区局・課	こども青少年局 青少年育成課	令和4年度 事業評価書番号	6-1-2	
	地域ユースプラザ事業				政策番号	4	
					主な施策(事業)番号	29	
実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	地域ユースプラザ事業実施要綱、地域ユースプラザ事業補助金交付要綱			
	その他	<input checked="" type="checkbox"/>		子ども・若者を社会全体で育むまち			
	中期計画	政策	子ども・若者を社会全体で育むまち				
		施策(事業)	困難を抱える若者への支援				
事業概要	事業の目的	青少年相談センターの支所的機能を有し、思春期・青年期問題の総合相談や、自立に向けた青少年の居場所を運営するほか、地域で青少年の支援活動を行っているNPO法人等の団体や区との連携を図り、地域に密着した活動を行うことを目的としています。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 総合相談(電話相談、来所相談等) 区におけるひきこもり等の困難を抱える専門相談の実施(全区・月2回、H29開始) ひきこもりからの回復期にある青少年の居場所の運営 社会体験、就労体験のプログラムの実施 地域の関係支援機関・区役所との連携及び地域ネットワークづくり 応援パートナーの養成・派遣(H28開始) ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施(全区・計18回、H30開始) 					
事業実績	中期4か年 計画の指 標、想定事 業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値	
		若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数		1,166人/年	1,516人/年	1,780人/年	
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値	
		身近な地域に出向いた相談等の実施		402回/年	620回/年	600回/年	
	備考	※政策29・主な施策2・想定事業量①の達成にも関連します。					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		149,098千円	154,114千円	135,421千円	136,216千円
		支出済額		148,315千円	153,596千円	134,195千円	134,751千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		783千円	518千円	1,226千円	1,465千円
執行率(%)		99%	100%	99%	99%		
人件費		一般職職員	1.1人	1.1人	1.1人	1.1人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	9,664千円	9,705千円	9,647千円	9,647千円		
総事業費		157,979千円	163,301千円	143,842千円	144,398千円		
増▲減		—	5,323千円	▲19,459千円	556千円		
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	平成29年の調査から、ひきこもりの若者は約15,000人と推計されており、困難を抱える若者に対する自立支援は喫緊の課題です。市内1か所の青少年相談センターだけでは相談に対応できないため、その支所的機能を担う当事業を方面別に配置し展開していく必要があります。当事業では、「ひきこもりからの回復期にある青少年の居場所」の提供を中心に、相談や社会体験プログラムの提供など身近な若者支援機関としての役割と、区や若者支援団体と連携して包括的な支援ネットワークによる地域に根差した支援を行う役割を持っており、自立に向けた切れ目のない支援を効果的に行っていることから、本市が行う必要性があります。					
	事業目的に 対する有効 性	ひきこもり等困難を抱える若者がユースプラザを利用することによって、一定数の人が自立に向けて改善がみられていることは、将来の社会的損失を減らす意味でも十分有効に機能しています。また、区における専門相談や区ごとにセミナー・相談会を実施するなど、ユースプラザによる、より身近な地域での支援が進んでいます。					
	本事業の 効率性・ 類似性	青少年の支援活動について実績のあるNPO法人に補助することで、そのノウハウを活用して、ひきこもり等困難を抱える若者の支援業務を行っており、効率的な運営ができています。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 関係機関等との定例会議や利用満足度アンケート、研修参加者からのアンケート等を実施し、外部意見を聴取しています。また横浜市子ども・子育て会議等においても、必要に応じて運営内容等について意見を聴取しています。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	地域における総合相談、居場所運営、社会参加体験事業の充実に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4館全館でメール相談を実施したほか、一部の施設でオンラインによる居場所・プログラムを実施しました。各区においてはひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談(月2回)、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施することで、区役所や地域の関係機関との連携を強化し、支援につながっていない若者やそのご家族を適切な支援につなげていきます。また、困難を抱える若者を支援していくためには、スタッフのより高度な専門性が不可欠であるため、新任スタッフ研修等の人材育成に力を入れていくとともに、定例的な施設長会等でそれぞれの役割や機能を共有することにより、4プラザの横のつながりを強めていきます。					
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	地域ユースプラザ事業においては、平成29年度からひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談、30年度からはひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を各区で実施し、地域住民にひきこもり等の若者の理解を深めていただくとともに、困難を抱える若者を早期に自立支援機関等の支援につなげるために、地域に出向いた活動を行っています。今後さらに地域ケアプラザ等の地域関係機関で事業説明等を積極的に行うことで、地域住民が困難を抱えている若者の状況を理解し、温かいまなざしで若者を見守り、社会参加を応援できるような環境づくりを進めていくことが必要です。						
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係				
	小栗 由美	橋本 恵美子	平野 由香里				

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 1項 2目 若者サポートステーション事業		所管区局・課	こども青少年局 青少年育成課	令和4年度 事業評価書番号	6-1-2 5	
						政策番号	29	
						主な施策(事業)番号	2	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	青少年の雇用の促進等に関する法律、横浜市若者サポートステーション事業実施要綱		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	子ども・若者を社会全体で育むまち					
		施策(事業)	困難を抱える若者への支援					
事業の目的	若年無業者や社会的ひきこもり状態にある若者たちの社会参加や就労に向け、地域や企業、NPO法人等とのネットワークを構築・活用し、包括的・継続的な支援を実施することで、社会的自立、職業的自立を図ります。							
具体的な 事業内容	困難を抱える若者及びその保護者を対象に、総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けた支援を行う「若者サポートステーション」に対し、当該事業の経費に係る補助を行います。また、若者サポートステーション利用者のうち、経済的支援が必要な若者に対し、就労に向けた資格等取得に係る費用の一部を補助し支援します。 (本事業は、厚労省「地域若者サポートステーション」の受託団体に対して補助を行うものです。)							
中期4か年計画の 指標、計 定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値			
	若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数		1,166人/年	1,516人/年	1,780人/年			
	想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値			
	若者自立支援機関等の利用者数		4,115人/年	3,613人	4,500人/年			
事業実績	備考							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		46,070千円	46,156千円	46,670千円	47,675千円	
		支出済額		45,228千円	45,115千円	45,805千円	46,816千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		842千円	1,041千円	865千円	859千円	
		執行率(%)		98%	98%	98%	98%	
		人件費	一般職職員		0.5人	0.5人	0.5人	0.5人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		4,393千円	4,412千円	4,385千円	4,385千円		
総事業費		49,621千円	49,527千円	50,190千円	51,201千円			
増▲減		—	▲94千円	664千円	1,011千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	若年無業者や社会的ひきこもり状態にある若者の抱える課題は、当事者、家族にとって深刻なものです。また、社会経済にとっても大きな影響を与える可能性があります。このような課題に対応し、将来にわたって誰もが安心と希望できる自立した暮らしを実現するため、専門的な支援を行う民間団体とともに社会的・経済的自立に向けた取組を実施する必要があります。						
	事業目的に 対する有効 性	令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に、対面での相談やセミナーに加え、電話やオンラインを活用した相談等を実施しましたが、緊急事態宣言下で外出自体が減ったことなどから、新規登録や継続相談が減少しました。 一方で、一人ひとりの状況に応じた支援により、就労や進学等の自立に改善がみられた人数は増加していることから、サポートステーションが実施する相談やセミナー、就労訓練は有効な支援と考えられます。						
	本事業の 効率性・ 類似性	若者の就労支援の取組は、横浜わかものハローワーク(国)や横浜新卒応援ハローワーク(国)、かながわ若者就職支援センター(県)、横浜市就職サポートセンター(市)がありますが、様々な困難を抱え、現時点でハローワーク等を利用できない若者に対する相談支援は本事業が担っています。他機関・団体からの紹介による来所も多く、障害や医療等の課題を抱える若者も多く来所しており、就労に結びつく支援だけでなく関係機関への適切なつなぎなども実施しています。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		横浜市子ども・子育て会議等において、有識者・関係機関代表者等の意見を聴取し、事業の展開を図っています。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	本事業は困難を抱える若者の職業的自立に向けた唯一の支援機関であり、他の支援機関では対応が難しい若者に寄り添いながら一人ひとりの状況に応じた自立支援を進め、就労等に結びつけています。 引き続き、若者一人ひとりの状況に応じた支援に取り組むほか、関係機関との一層の連携を図ります。 また、支援につながないひきこもりや無業などの困難を抱える若者は多いと考えられるため、そのような支援を必要とする方に取組内容の情報が届くよう広報に取り組みます。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	サポートステーションでは、施策の目標・方向性で掲げた、困難を抱える若者本人の状態に応じた段階的支援のうち、就労に向けた支援を実施しており、コミュニケーション能力を向上させるための講座やソーシャルスキルトレーニング等、働くための基礎となるプログラムを通じて、きめ細かな支援を行っています。 来所する若者が様々な課題を抱え、自立に向けた改善が容易でない方も多いため、丁寧な支援が必要とされています。引き続き、電話やオンラインを活用した相談等も含め、一人ひとりの状況に応じた支援を行ってまいります。 また、支援を必要とする方に効果的に情報が届くよう、より一層の広報の強化に取り組みます。							
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係			
			梶原 敦	石丸 雅也	岡田 香澄			

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 1項 2目 生活困窮状態の若者に対する相談支援事業		所管区局・課	こども青少年局 青少年育成課	令和4年度 事業評価書番号	6-1-2	
						政策番号	29	
						主な施策(事業)番号	2	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	生活困窮者自立支援法		
		その他	<input type="checkbox"/>					
	事業の目的	中期計画	政策	子ども・若者を社会全体で育むまち				
			施策(事業)	困難を抱える若者への支援				
具体的な 事業内容	生活困窮状態にある若者の相談に対応するため、国庫負担の生活困窮者自立相談支援事業費等負担金を活用し、若者サポートステーションの相談支援の拡充を行います。 熟達した支援スキルを活かして、生活困窮状態にある若者等を対象に、2か所の若者サポートステーションにおいて自立に向けた総合相談や区の窓口等への連絡調整・同行支援等を実施します。 また、困難を抱え将来に不安を持つ生徒や中退のリスクが高いと思われる生徒等が多い高校等に対し、出張相談により早期支援を実施します。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数		1,166人/年	1,516人/年	1,780人/年		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		若者自立支援機関等の利用者数		4,115人/年	3,613人	4,500人/年		
	備考							
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		68,972千円	71,929千円	71,971千円	72,933千円	
		支出済額		68,484千円	71,905千円	70,782千円	72,423千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		488千円	24千円	1,189千円	510千円	
執行率(%)		99%	100%	98%	99%			
人件費		一般職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
	概算人件費	4,393千円	4,412千円	4,385千円	4,385千円			
総事業費		72,877千円	76,317千円	75,167千円	76,808千円			
増▲減		—	3,440千円	▲1,150千円	1,641千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	若者サポートステーションに来所する困難を抱える若者のうち、生活困窮状態にある若者は、精神面や生活維持能力等に複合的な課題を抱えているなど、より困難な状況が想定され、相談頻度が高く特にきめ細かな支援が必要なため、本市委託事業として実施します。						
	事業目的に対する有効性	本事業では若者サポートステーションに来所する若者のうち、生活困窮状態にあり、さらに困難な状況にある若者を対象としており、相談や関係機関への同行支援等、手厚い支援を行っています。 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、求人や就労体験の機会が減り、就労につながりにくい状況が続いているため、引き続き、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行い、若者の社会的自立、職業的自立を図る必要があります。						
	本事業の効率性・類似性	本事業を若者サポートステーションで実施することにより、生活困窮者自立支援制度の他の支援メニューにつなげるだけでなく、若者サポートステーションの持つ相談スキルやプログラムを活用して効果的な支援を行う事が可能となります。 また、高校等への出張相談は、本市の生活困窮者自立相談支援事業の中でも独自の取組です。若者サポートステーションの相談員が支援を行うことで、教員の指導と外部資源を活用した支援を併用し、生徒へのきめ細やかな支援ができています。						
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		横浜市子ども・子育て会議等において、有識者・関係機関代表者等の意見を聴取し、事業の展開を図っています。				
	自己評価及び事業見直しの方向性	生活困窮状態にある若者に対する相談支援が充実しています。また、高校等への出張相談により、課題を早期発見し、早期支援を行うことができています。 引き続き、若者サポートステーションに来所する生活困窮状態にある若者に対し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かい支援を行います。 また、課題の早期発見と早期支援を図るため、引き続き、高校等への出張相談による支援も行います。						
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	本事業では、施策の目標・方向性に掲げた、困難を抱える若者本人の状態に応じた支援として、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を行っており、本人の就労に対する意欲の向上や社会体験への参加等、様々な変化が見られています。 本事業は、サポートステーションに来所する若者のうち、生活困窮状態にあり、さらに困難な状況にある若者を対象に実施しており、自立に改善がみられるまでに多くの時間を要するため、引き続き、ご本人の状況に応じた支援を行う必要があります。 また、困難を抱える若者で、まだ支援につながない方は多いと考えられるため、支援を必要とする方に効果的に情報が届くよう、より一層の広報強化に取り組みます。							
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	梶原 敦		係長	石丸 雅也		係	岡田 香澄

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 1項 2目 よこはま型若者自立塾		所管区局・課	こども青少年局 青少年育成課	令和4年度 事業評価書番号	6-1-2 7	
						政策番号	29	
						主な施策(事業)番号	2	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	生活困窮者自立支援法				
	中期計画	政策	子ども・若者を社会全体で育むまち					
	中期計画	施策(事業)	困難を抱える若者への支援					
事業の目的	長期にわたりひきこもり状態にある若者については、低下した体力を回復するための体力づくりとともに、共同生活を通じ、生活リズムの立て直しや他人との関わり方など生活改善に向けた支援を行っていく必要があります。そこで、それぞれの若者の状況に応じて合宿や農作業を中心としたプログラムを提供し、自立支援を推進します。また、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業として、生活困窮状態にある若者へ支援を実施します。							
具体的な 事業内容	共同生活により、体力づくりや生活リズムの立て直し、他人との関わり方の習得等を支援します。 短期合宿型訓練(数日~2週間程度)においては、地域でのボランティア活動や就労体験等を通じた訓練を行います。 長期合宿型訓練(6か月程度の共同生活)においては、専用施設における農作業を通じた訓練や就労体験の場の提供を行います。 また、合宿プログラムに躊躇がある方などに通所によるファーム体験を提供し、きっかけづくりを目的として、通所型訓練を行います。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数		1,166人/年	1,516人/年	1,780人/年		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		若者自立支援機関の利用者数		4,115人/年	3,613人	4,500人/年		
	備考							
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		37,165千円	37,166千円	37,166千円	37,157千円	
		支出済額		34,037千円	34,506千円	32,774千円	32,588千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		3,128千円	2,660千円	4,392千円	4,569千円	
執行率(%)		92%	93%	88%	88%			
人件費		一般職員		0.8人	0.8人	0.8人	0.8人	
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		7,028千円	7,058千円	7,016千円	7,016千円		
総事業費		41,065千円	41,564千円	39,790千円	39,604千円			
増▲減		—	499千円	▲1,774千円	▲186千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	長期にわたってひきこもり状態にある若者の抱える課題は、当事者、家族にとって深刻なものです。また、社会経済にとっても大きな影響を与える可能性があります。このような課題に対し、将来にわたって誰もが安心と希望を実感できる自立した暮らしの実現に向けて、専門的な支援を行う民間団体とともに自立に向けた取組を実施する必要があります。						
	事業目的に対する有効性	利用者の8割以上に自立に向けた改善・利用継続が見られました。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県外で行う短期合宿型訓練を行うことができなかったことから、その代替として通所型訓練を実施し、利用者数の増加という成果が得られました。しかし、通所型訓練は、訓練期間が短く、合宿型訓練のような改善の成果が得られませんでした。これについては、改善の項目が合宿型訓練に則したものになっており、新しいプログラムに対応できていなかったことが原因であるため、次期中期計画策定に向けて新しい項目の導入を行う。						
	本事業の効率性・類似性	共同生活を通じての自立支援は、一人ひとりの生活の様子を把握したうえで、集中的に生活リズムの改善を図ることができるため、効果的です。また、専用農地での農作業や石巻等での短期合宿、特別プログラムであるうんめえん市を実施・開催することで、利用者は自立に必要な体力づくりを行うことができるとともに、より多くの人々と関わる機会を得られ、自立への一歩を踏み出すことができます。						
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	■ 有 □ 無		横浜市子ども・子育て会議等において、有識者や子ども・若者支援に携わる方からの意見を聴取しています。				
	自己評価及び事業見直しの方向性	引き続き、利用者一人ひとりの状況に応じた支援に取り組んでいきます。 令和4年度に選定替えを実施するため、合宿や特定の場所での支援にこだわらない新たな事業のあり方を検討しています。						
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	当事業では、政策の目標・方向性で掲げたひきこもり等の困難を抱える若者の状態に応じた支援を実施しており、令和3年度は71名の方が利用しました。特に、通所型訓練の利用が増えているため、利用者の増加を維持しつつ、改善の割合を向上できるよう、訓練内容や改善項目の見直しを検討します。							
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	梶原 敦	係長	石丸 雅也	係 涌井 修二	

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6 款 1 項 2 目 寄り添い型生活支援事業		所管区局・課	こども青少年局 青少年育成課	令和4年度 事業評価書番号	6 - 1 - 2 8	
						政策番号	29	
						主な施策(事業)番号	3	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	生活困窮者自立支援法		
		その他	<input type="checkbox"/>					
	事業の目的	中期計画	政策	子ども・若者を社会全体で育むまち				
			施策(事業)	子どもの将来の自立に向けた基盤づくりのための生活・学習支援				
事業の目的	保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと過ごし、自立した生活を送れるようにすることを目的に、基本的な生活習慣や宿題等の学習習慣を身につけるための支援を実施します。本事業は、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の対象事業として実施しています。							
具体的な 事業内容	保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象に、NPO法人等に事業を委託し、民家など家庭的な雰囲気の中で、食事や歯磨きなどの基本的な生活習慣を身につけるための支援及び宿題等の学習習慣の習得のための支援を実施しています。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善がみられた子どもの人数		130人/年	704人(4か年) (単年度:215人)	950人(4か年)		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		寄り添い型生活支援事業		9か所(累計)	20か所(累計)	22か所(累計)		
	備考							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		104,828千円	131,713千円	202,557千円	230,528千円	
		支出済額		101,181千円	129,813千円	186,371千円	222,035千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		3,647千円	1,900千円	16,186千円	8,493千円	
執行率(%)		97%	99%	92%	96%			
人件費		一般職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
	概算人件費	8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円			
総事業費		109,966千円	138,636千円	195,141千円	230,805千円			
増▲減		—	28,670千円	56,505千円	35,664千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	養育環境に課題があるなど支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等が、家庭の状況にかかわらず自立した生活を送れるよう、生活支援・学習支援が必要とされています。家庭で基本的な生活習慣を身に付ける機会がない子どもに対して、早い段階から支援をし、子どもたちが基本的な生活習慣を身に付けることが、その後の学習支援等につながり、将来の進路選択の幅を広げることにもつながります。						
	事業目的に 対する有効 性	1か月以上お風呂に入っていなかったり、歯磨きの仕方を知らない子が、お風呂に入ったり、歯磨きができるようになりました。また、学習習慣がない子が施設に通って机に座って宿題したことで学校のテストの点数が上がったなどの状態が見られています。さらに、未実施区3区において、新規設置できたことから、これまで利用できなかった子どもに本来家庭で身に付けるべき生活・学習習慣を身に付ける機会を提供できました。						
	本事業の 効率性・ 類似性	生活支援は、基本的な生活習慣の習得を目的としており、高校進学を目的として実施する寄り添い型学習支援とは目的、対象者が異なります。生活支援は学習支援の前段階となる支援であるため、より低年齢からの支援が必要です。引き続き、「生活困窮者自立支援制度」や「子どもの貧困対策」等、国の施策の動向を踏まえ、事業を推進していきます。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		横浜市子ども・子育て会議等において、有識者や子ども・若者支援に携わる方からの意見を聴取しています。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	18区設置が完了したことで、市全域で対象児童が利用可能になりました。この数年で事業が急拡大したこともあり、支援内容のバラつきが課題としてあるため、研修の実施等により支援の質の向上に取り組んでいきます。また、支援を必要としている児童は現在の施設に通える範囲だけに留まらないため、各区の実情や事業者の状況等の把握に努め、事業展開を進めていく必要があると考えています。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	当事業は、政策の目標・方向性で掲げた子どもの貧困対策及び将来の自立に向けた基盤づくりの推進として実施し、令和3年度は事業を利用したことで生活習慣に改善が見られた子どもが215人いました。また、令和3年度には当事業の実施場所を3か所拡充し、18区20か所で事業を実施しました。今後は、より多くの子どもたちに支援が行えるよう、支援ニーズを把握し、引き続き、事業の実施か所数を拡充していきます。また、生活習慣に改善がみられた子どもの人数が目標値に達するよう、対象となる児童の利用促進に向け、区との連携を図っていきます。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係		
				梶原 敦	石丸 雅也	涌井 修二		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 1項 2目 (公財)よこはまユース補助事業		所管区局・課	子ども青少年局 青少年育成課	令和4年度 事業評価書 番号	6-1-2 9	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	公益財団法人よこはまユース補助金交付要綱			
	その他	■						
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	未来を担う青少年の成長に寄与するため、市の施策と連携して学校、地域、市民団体等と協働事業を実施する、公益財団法人よこはまユースに対して補助を行います。						
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における子ども・若者の育成 ・自立に関する啓発講座 ・青少年の育成活動に取り組む地域・団体の支援 ・自然・社会体験活動機会の提供 ・青少年に関わる人材の育成 						
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		知っておきたい！ 子ども・若者どこでも 講座(回)	目標	62	64	64	50	
			実績	63	60	41	50	
		青少年育成活動の 相談・助言(件数)	目標	70	70	70	40	
			実績	45	41	28	66	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		34,510千円	34,510千円	34,510千円	34,510千円	
		支出済額		34,510千円	34,510千円	34,510千円	34,510千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円	
		執行率(%)		100%	100%	100%	100%	
		人 件 費	一般職職員		0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円		
総事業費		37,146千円	37,157千円	37,141千円	37,141千円			
増▲減		—	11千円	▲16千円	0千円			
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	社会全体で青少年の育成を支える取組を進めていくためには、様々な団体が連携して青少年に体験活動を提供したり、地域の青少年育成者の人材育成等が必要です。						
	事業目的に 対する 有効性	青少年の育成にかかる中間支援組織である公益財団法人よこはまユースに補助することで、行政だけでは対応することが難しい、様々な団体が連携した体験活動の提供や人材育成が図られています。						
	本事業の 効率性・ 類似性	補助事業の実施にあたっては、効率的な執行がなされているとともに、団体のノウハウを生かした事業展開が図られています。なお、公益財団法人よこはまユースについては、令和3年度に団体の経営方針及び協約(令和3年度～5年度)を策定し、本市施策との整合や事務事業の見直し等につなげています。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		事業ごとに利用者アンケートを実施しているほか、法人独自の事業評価システムにより、全事業の実施状況を振り返り、それを評議員会等に諮ることで改善につなげています。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	地域や青少年育成団体の活動の活発化、ネットワークづくりにつながっており、本市における青少年の健全育成の推進に寄与しています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインやハイブリッド方式で実施するなど、新しい生活様式を踏まえた体験活動の提供や人材育成に取り組むことで、実施回数目標を達成しました。今後も本市における青少年の健全育成を進めていくため、青少年や学校、地域、団体等のニーズをふまえて、より一層、効果的な事業の実施に努めていきます。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	梶原 敦	小松 ナツメ	福士 沙也加

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 1項 2目 青少年3施設運営事業		所管区局・課	子ども青少年局 青少年育成課	令和4年度 事業評価書 番号	6-1-2 10	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的 名称	①横浜市青少年施設条例及び管理規則、管理運営要綱 ②横浜子ども科学館条例及び施行規則、処務要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	青少年の健全育成を図るため、青少年活動及び青少年育成者の支援に資する施設を設置しました。18年度に指定管理者制度が導入され、令和3年度は、青少年育成センター・野島青少年研修センターについては公益財団法人よこはまユースが、横浜子ども科学館についてはコングレ・NTTファシリティーズ共同事業体が指定管理者として運営を行っています。					
	具体的な 事業内容	指定管理者が青少年育成センター、野島青少年研修センター及び横浜子ども科学館を適切に管理運営するとともに、施設利用者サービスの向上を図りました。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		延べ利用者数(人)	目標	412,412	414,900	399,500	398,400
			実績	412,813	359,725	104,963	164,428
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		337,935千円	341,817千円	465,725千円	419,881千円
		支出済額		336,825千円	360,987千円	470,401千円	407,702千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		1,110千円	△ 19,170千円	△ 4,676千円	12,179千円
		執行率(%)		100%	106%	101%	97%
		人 件 費	一般職職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	3,514千円		3,529千円	3,508千円	3,508千円		
総事業費		340,339千円	364,516千円	473,909千円	411,210千円		
増▲減		—	24,177千円	109,393千円	▲ 62,699千円		
事業 評価 の 視 点 に よ る 点 検 ・ 検 証 ・ 評 価	本市が行う 必要性	集団での宿泊体験や自然体験、子ども達が自ら学び考える体験などを通じ、コミュニケーション能力、基礎体力、考える能力等を向上させることが青少年の健全育成に必要です。 また、青少年を見守り・支える人材の育成や地域が取り組む青少年が育まれる地域づくりを推進する必要があります。					
	事業目的に 対する 有効性	青少年育成センター、野島青少年研修センター及び横浜子ども科学館を運営することで、青少年が多様な体験活動の機会を得られ、自主性や協調性、コミュニケーション能力を育むことができます。また、青少年育成者の養成を行うことで、社会全体で青少年を育む環境を作っていくことができます。					
	本事業の 効率性・ 類似性	指定管理者制度の導入により、指定管理者のノウハウを活かした効率的な運営がなされています。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 第三者評価や利用者アンケートを実施し、結果を施設運営に反映しています。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	各施設の特徴を活かしたPRやプログラム等の実施により、利用者から高い満足度を得られています。 年少人口が年々減少する中でも高い水準で延べ利用者数が推移していましたが、令和3年度においても引き続き新型コロナウイルス感染症対策による利用定員制限や利用控え、施設改修に伴う休館によって利用者数や支出額に影響が出ています。 しかし、新たな生活様式に合ったオンラインを活用したプログラム等の拡大実施を中心とした、指定管理者の努力により令和2年度の影響から回復の兆しが見えてきています。今後も、指定管理者との協働により、青少年をはじめとした全ての利用者から引き続き高い満足度を得られるような、より魅力的なプログラムを提供していくとともに、新たな生活様式に合った運営を継続して取り組みます。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 梶原 敦	係長 斉藤 健	係 荻野 梓		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 1項 2目 青少年野外活動施設運営事業		所管区局・課	子ども青少年局 青少年育成課	令和4年度 事業評価書 番号	6-1-2 11	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	横浜市青少年野外活動センター条例、同施行規則			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	青少年に自然環境における共同生活の場を提供することにより、その心身の健全な発達を図ることを目的として、青少年野外活動センターを設置しました。平成18年度に指定管理者制度が導入され、現在、公益財団法人横浜市スポーツ協会が指定管理者として運営を行っています。					
	具体的な 事業内容	指定管理者が青少年野外活動施設(三ツ沢公園、子ども自然公園、くろがね)を一体的に管理運営するとともに、施設利用者サービスの向上を図りました。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	延べ利用者数(人)	目標	79,110	79,900	80,700	81,500	
		実績	83,725	75,602	16,117	25,546	
		目標					
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		77,998千円	78,577千円	89,302千円	79,440千円
		支出済額		77,979千円	78,559千円	82,054千円	79,587千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		19千円	18千円	7,248千円	△ 147千円
		執行率(%)		100%	100%	92%	100%
		人 件 費	一般職職員		0.3人	0.3人	0.3人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円	
総事業費		80,615千円	81,206千円	84,685千円	82,218千円		
増▲減		—	591千円	3,479千円	▲ 2,467千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	近年、子どもたちが自然にふれあうことを通じた集団生活の機会が減少しているため、コミュニケーション能力や基礎体力、精神力などの低下が指摘されています。自然の中でのびのびと、仲間とともに行う様々な体験活動プログラムを提供することは、将来を担う子どもたちの育ちに必要であり、青少年野外活動センターの運営により、青少年の健全育成が推進されます。					
	事業目的に 対する 有効性	青少年野外活動センターを運営し、自然環境の中で、集団活動や様々な野外体験活動を積み重ねることで、自主性、協調性、社会性などを育み、心身ともに調和の取れた青少年を育むことができます。					
	本事業の 効率性・ 類似性	青少年野外活動センターは、青少年にとって、市内において自然環境の中で野外体験活動ができる貴重な施設となっています。また、指定管理者制度の導入により、指定管理者のノウハウを活かした効率的な運営がなされています。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 第三者評価や利用者アンケートを実施し、結果を施設運営に反映しています。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	各施設の特徴を活かしたPRやプログラム等の実施により、利用者から高い満足度を得られています。年少人口が年々減少する中でも高い水準で延べ利用者数が推移しておりましたが、令和3年度においても引き続き新型コロナウイルス感染症対策による利用控えや定員制限により、利用者数に影響が出ています。今後も、指定管理者との協働により、青少年の自然体験活動を推進する拠点施設として、それぞれの施設特色を踏まえ、新たな生活様式や時代のニーズを取り入れた運営に継続して取り組みます。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 梶原 敦	係長 斉藤 健	係 荻野 梓		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 1項 2目 青少年関係施設改修事業		所管区局・課	子ども青少年局 青少年育成課	令和4年度 事業評価書 番号	6-1-2 12
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	青少年育成課が所管する青少年施設等について、改修工事等を行い、市民利用施設の安全性を確保します。				
	具体的な 事業内容	<p>建物や設備の点検結果を踏まえ、緊急的に対応すべき修繕を行いました。 また、緊急対応工事のほか、特に老朽化が激しいなど施設運営上の課題を抱える建物・設備の改修を行いました。</p> <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ</p>				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標				
		実績				
		目標				
	実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		市民利用施設の将来に向けた維持管理を目的として実施するものであり、定量的指標の設定は困難です。			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		支出済額	34,054千円	36,523千円	125,504千円	87,047千円
		繰越額	30,572千円	31,133千円	102,435千円	52,239千円
		差▲引	0千円	0千円	0千円	0千円
執行率(%)		3,482千円	5,390千円	23,069千円	34,808千円	
一般職職員		90%	85%	82%	60%	
再任用職員		0.2人	0.2人	0.2人	0.2人	
概算人件費		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
総事業費	1,757千円	1,765千円	1,754千円	1,754千円		
増▲減	32,329千円	32,898千円	104,189千円	53,993千円		
		—	569千円	71,291千円	▲ 50,196千円	
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	建物・設備保全の関連法規で定められた点検結果を元に、不具合箇所を修繕しながら維持管理することは、市民利用施設における利用者の安全確保のために必要です。				
	事業目的に 対する 有効性	早期に不具合箇所の修繕を行うことで、施設の長寿命化が図られ、利用者の安全を確保することができます。				
	本事業の 効率性・ 類似性	早期に不具合箇所の修繕を行うことが、建物・設備の保全費の縮減に繋がります。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無	利用者アンケートなど、施設・設備に関する利用者ニーズの把握に努めています。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	定期点検等の結果により、建物や設備の不具合状況を把握し、各施設の状況を踏まえた上で優先順位を決め、適正な状態への改善に努めています。建物の老朽化や設備の機能低下が目立ってきているため、今後一層保全費がかさむものと思われます。今後も引き続き、建物・設備の状態監視に努め、必要な保全措置を講じていきます。				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	梶原 敦	斉藤 健	荻野 梓

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 1目 地域子育て支援拠点事業		所管区局・課	こども青少年局 地域子育て支援課	令和4年度 事業評価書番号	6-2-1 1
						政策番号	23
						主な施策(事業)番号	4
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	児童福祉法、児童福祉法施行規則、社会福祉法、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援交付金交付要綱（内閣府）、地域子育て支援拠点事業実施要綱（厚生労働省）、神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱（神奈川県）、各区地域子育て支援拠点事業実施要綱（各区）	
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>				
	中期計画	政策	全ての子育て家庭及び妊産婦への総合的な支援				
		施策(事業)	地域における子育て支援の場や機会の拡充				
事業の目的	市民が安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることができる社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与することを目的としている。						
具体的な 事業内容	子育て家庭のために①親子の居場所、②子育て相談、③子育てに関する情報提供、④利用者支援を、子育て支援者のために⑤子育てネットワーク、⑥人材育成、⑦地域での預かり合いの促進(横浜子育てサポートシステム区支部事務局)を地域子育て支援拠点で実施している。						
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値	
		「地域子育て支援の場」の延べ利用者数		40,925人/月	29,732人/月	65,800人/月	
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値	
		地域子育て支援拠点の数		21か所	25か所	25か所	
	備考	※政策23・主な施策1・想定事業量②の達成にも関連します。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月は親子の居場所事業を休止					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		918,012千円	942,979千円	980,977千円	1,117,693千円
		支出済額		868,867千円	926,965千円	995,467千円	1,030,974千円
		繰越額		0千円	9,900千円	0千円	0千円
		差▲引		49,145千円	6,114千円	△ 14,490千円	86,719千円
執行率(%)		95%	99%	101%	92%		
人件費		一般職員	3.0人	3.0人	3.0人	3.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	26,355千円	26,469千円	26,310千円	26,310千円		
総事業費		895,222千円	963,334千円	1,021,777千円	1,057,284千円		
増▲減		—	68,112千円	58,443千円	35,507千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	・「利用ニーズ把握のための調査(未就学児)」では、日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサポートとして、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」、「親のリフレッシュの場や機会の提供」等が挙げられており、「親子の居場所」に対するニーズは高い状況である。 ・子育てに関する制度や施設が多様化され充実したことから、個々のニーズや家庭の状況にあった施設・制度の利用、必要な支援につなげていくことが求められている。					
	事業目的に 対する有効性	・「利用ニーズ把握のための調査(未就学児)」では、気軽に相談できる人として地域の子育て支援施設のスタッフが挙げられており、保護者の子育ての不安感、負担感の減少につながっている。 ・子育て支援に関わる関係機関・団体・活動者間のネットワーク化の推進や、子育て支援に関わる人材の育成及び活動の支援を行うことで、地域の子育て力を高めている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	・子育て家庭にとって身近な施設において、多様な機能を活用した事業を行うことで、利用の敷居を低く保ち、個別のニーズに対応している。 ・区との協働により、法人が有する子育て支援のノウハウや特色を生かし、各区の実情に応じたきめ細かな事業運営を行っている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・各区拠点では、日頃の運営の中で利用者アンケートや、意見箱の設置等を実施するほか、第三者委員による苦情解決対応を行っている。 ・各区で運営5か年の中間年にあたる年に学識経験者による事業の評価やアドバイスを得ている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	・親子の居場所機能を中心に、多機能を有していることで、多様な親子の支援を行うことができる。 ・「地域における子育て支援の質の向上に向けた担い手同士の連携の考え方」にて、事業間連携のあり方をまとめた。横浜市版子育て世代包括支援センターが本格実施となったことから、さらに地域との更なる連携や人材育成、ネットワークの強化を進めていくため、事業間連携のステップを示した。各拠点にて、自区の拠点がどのステップにあるのかを施設内で共通認識として持ち、連携を強化しながら事業運営を行う必要がある。					
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	令和3年度は地域子育て支援拠点サテライトを旭区へ整備し、地域子育て支援拠点の数は計25か所となった。区においても、地域子育て支援拠点の案内を強化するなど、地域子育て支援拠点の利用につながる取組に努めている。今後は、引き続き、出産前から地域の子育て支援の利用につなげるなど、妊娠前から乳幼児期までの一貫した支援を区と地域子育て支援拠点が連携し、横浜市版子育て世代包括支援センターの機能確立に向けた取組をさらに推進する必要がある。さらに、地域子育て支援拠点を中心となって、地域における子育て支援の質の向上に向けた担い手同士の連携を強め、より多くの親子に支援が行き届くよう地域との更なる連携や人材育成、ネットワークの強化を進めていく必要がある。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係	
				廣瀬 綾子	東 明徳	江原 紗帆	

令和4年度事業評価書

中期計画
関連事業

令和3年度 事業名	6款 2項 1目 親と子のつどいの広場事業		所管区局・課	子ども青少年局 地域子育て支援課	令和4年度 事業評価書番号	6-2-1 2		
					政策番号	23		
				主な施策(事業)番号		4		
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	児童福祉法、児童福祉法施行規則、社会福祉法、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援交付金交付要綱(内閣府)、地域子育て支援拠点事業実施要綱(厚生労働省)、神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱、横浜市親と子のつどいの広場事業補助金交付要綱、横浜市乳幼児一時預かり事業実施施設及び横浜市親と子のつどいの広場に対する震災対策物品購入補助金交付要綱		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	全ての子育て家庭及び妊産婦への総合的な支援					
		施策(事業)	地域における子育て支援の場や機会の拡充					
事業の目的	子育て中の親が気軽につどい、同じような悩みを持つ仲間との仲間や交流の場を提供することにより、子育て不安の解消や児童虐待の防止を図る。							
具体的な 事業内容	常設(週3日以上、1日5時間以上)の親子の居場所として、子育て中の親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、子育て情報の提供、子育てに関する講習等を実施している。							
中期4か年 計画の指標、 想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値			
	「地域子育て支援の場」の延べ利用者数		40,925人/月	29,732人/月	65,800人/月			
	想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値			
	親と子のつどいの広場の数		61か所	67か所	76か所			
	備考							
事業実績	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		402,688千円	425,948千円	478,021千円	480,867千円	
		支出済額		384,681千円	409,835千円	475,846千円	462,388千円	
		繰越額		0千円	24,102千円	0千円	0千円	
		差▲引		18,007千円	△7,989千円	2,175千円	18,479千円	
		執行率(%)		96%	102%	100%	96%	
		人 件 費	一般職職員		1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			概算人件費		8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円
		総事業費		393,466千円	442,760千円	484,616千円	471,158千円	
増▲減		—	49,294千円	41,856千円	▲13,458千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	「利用ニーズ把握のための調査(未就学児)」では、日常の子育てを楽しむ、安心して行うために必要なサポートとして、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」、「親のリフレッシュの場や機会の提供」等が挙げられており、「親子の居場所」に対するニーズは高い状況にある。						
	事業目的に 対する有効 性	親子にとって身近な場所で子育て中の保護者への支援を行うことにより、子育ての不安感や負担感の減少等、安心して子育てができる環境づくりにつながっている。また、事業を通して子育て支援に関わる地域の担い手の育成を行い、地域の子育て力の向上につながっている。						
	本事業の 効率性・ 類似性	空き店舗やマンションの一室を活用して、必要な地域に居場所を整備することで、身近な地域で地域資源を活用して子育てのサポートを受けることができる。また、地域子育て支援拠点のネットワーク機能との連動等により、よりきめ細やかな支援を提供することができる。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 新規選定においては、外部有識者等で構成される選定委員会を設置し、専門的かつ客観的な立場から選定を行っている。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の利用状況からも、多くの子育て家庭が求めている必要性の高い事業であることがうかがえる。身近な地域に速やかに整備を進めていくことが求められている。 ・主に地域で子育て支援に携わっている市民活動団体や子育て中の当事者等が運営しており、市民が培ってきたノウハウを発揮しながら、引き続き市民・区役所・拠点等と連携して事業を行う必要がある。 ・多様な主体の参画による支え合いにより、地域の子育て力の向上につながっている。 						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	3年度は広場を新たに1か所開設し、計67か所となった。親子の居場所のニーズを満たすとともに、子育てに関する市民活動を支援するために、今後も計画的な整備が必要である。また、運営を担う人材の確保・育成や、他の親子の居場所事業との連携による支援の質の向上が課題となっている。							
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係			
			廣瀬 綾子	東 明徳	吉田 香織			

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6 款 2 項 1 目 乳幼児一時預かり事業		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育運営課	令和4年度 事業評価書番号	6 - 2 - 1 3	
						政策番号	24	
						主な施策(事業)番号	4	
事業概要	実施根拠	法令等	■ 法律 □ 条例 □ 規則		具体的 名称	児童福祉法、社会福祉法、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援交付金交付要綱(内閣府)、一時預かり事業実施要綱(厚生労働省)、神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱、横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱		
		その他	■					
	中期計画	政策	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援					
		施策(事業)	多様な保育ニーズへの対応					
事業の目的	子育て中の養育者が、理由を問わずに、リフレッシュしたり、用事を済ませたりできる機会を提供することにより、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的としています。							
具体的な事業内容	認可外保育施設に対して補助を行い、1時間300円以下で理由を問わず、横浜市内居住の生後57日から小学校入学前までの乳幼児を一時的に預かります。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		保育所等待機児童数		63人(30年4月)	11人(令和4年4月)	0人(令和4年4月)		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		一時預かり事業の延べ利用者数		1,723,829人/年	1,906,981人	2,432,000人/年		
	備考							
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		285,265千円	311,136千円	362,453千円	432,252千円	
		支出済額		306,487千円	318,638千円	379,491千円	394,462千円	
		繰越額		0千円	1,500千円	0千円	0千円	
		差▲引		△ 21,222千円	△ 9,002千円	△ 17,038千円	37,790千円	
		執行率(%)		107%	103%	105%	91%	
		人件費	一般職職員	0.6人	0.6人	0.6人	0.6人	
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	5,271千円		5,294千円	5,262千円	5,262千円			
総事業費		311,758千円	325,432千円	384,753千円	399,724千円			
増▲減		—	13,674千円	59,321千円	14,971千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	令和3年度は新型コロナウイルスの影響により利用実績が減少したものの、本来は7割近い稼働率であり、時間帯によってはキャンセル待ちが発生するなど高いニーズがある事業です。また、子ども・子育て支援事業計画策定時の「利用ニーズ把握のための調査」の結果によると、リフレッシュ利用を中心に今後のニーズも見込まれるため、継続する必要があります。						
	事業目的に対する有効性	利用者の5割強がリフレッシュ目的や通院、きょうだい児の行事参加などのための一時的な利用となっており、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減に、効果が上がっていると考えられます。また、残りの4割は、短時間の就労等のための利用となっており、待機児童対策としても、就労を希望している養育者の保育ニーズに対応することにより、保育所等への入所申込みを分散し、待機児童の減少にも効果があると考えられます。						
	本事業の効率性・類似性	理由を問わず、一時的に子どもを預けることができるため、在宅で子育てをしている方にとって、負担感を軽減できる事業となっています。						
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	■ 有 □ 無		本事業は子ども・子育て支援事業計画に基づいた事業であり、計画の進捗状況等は子ども・子育て会議で報告しています。				
	自己評価及び事業見直しの方向性	時間帯によってはキャンセル待ちが発生していることから、認可保育所や横浜保育室も含めて、一時保育・一時預かりの供給量が不足していることが考えられます。計画の目標値に向けて、令和4年度も新規事業者を公募し、一時預かりのニーズを満たすため事業の拡充を図ります。また、事務効率化と利用者の利便性向上を目的とした予約システムについては、さらなる機能・対象施設の拡充を図ります。						
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	乳幼児一時預かり事業では、政策の目標・方向性で掲げた、多様な保育ニーズへの対応を図るため、市内29箇所、延べ69,025人の受け入れを行いました。しかし、キャンセル待ちが発生しており、一時預かり事業全体として供給量が不足していると考えられるため、他事業も含め引き続き実施施設の拡充を進めていきます。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	運営・指導係		
				真舘 裕子	柘植 慎一郎	柳川 咲冬		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 2項 1目		所管区局・課	子ども青少年局 地域子育て支援課	令和4年度 事業評価書番号	6-2-1 4	
	横浜子育てサポートシステム事業				政策番号	24	
					主な施策(事業)番号	4	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	児童福祉法、社会福祉法、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援交付金交付要綱(内閣府)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 実施要綱(厚生労働省)、神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱、横浜子育てサポートシステム事業実施要綱		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>				
	中期計画	政策	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援				
		施策(事業)	多様な保育ニーズへの対応				
事業の目的	平成10年2月策定の「子育てが楽しいまち 横浜プラン」(横浜版エンゼルプラン)における提言を具体化するため設置された「子育てが楽しいまち横浜委員会」の提案を受け、地域の中で子どもを預け・預かることで、人と人とのつながりを広げ、地域ぐるみでの子育て支援を目的としている。						
具体的な 事業内容	会員間の預け・預かり合いの活動を支える為に以下の業務を行う。 ・提供会員及び利用会員の募集、登録その他の会員組織に関する業務 ・援助活動の総合調整 ・会員の研修及び指導						
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値	
		保育所等待機児童数		63人(30年4月)	11人(令和4年4月)	0人(令和4年4月)	
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値	
		一時預かり事業の延べ利用者数		1,723,829人/年	1,906,981人/年	2,432,000人/年	
	備考						
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		193,399千円	197,845千円	206,926千円	218,905千円
		支出済額		191,949千円	194,536千円	201,105千円	211,051千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		1,450千円	3,309千円	5,821千円	7,854千円
執行率(%)		99%	98%	97%	96%		
人件費		一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円		
総事業費		200,734千円	203,359千円	209,875千円	219,821千円		
増▲減		—	2,625千円	6,516千円	9,946千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	・少子化の進行や核家族化、地域のつながりの希薄化の中で、子育てについて、身近に困ったときに助け合える人間関係を持っていない状況が生まれている。そのため、地域のつながりの中で、子育て中の親子の孤立化を防ぐ必要がある。					
	事業目的に対する有効性	・会員数、活動件数ともに年々増加しており、子育て家庭を支える仕組みとして活用されている。 ・活動をおとして知り合った会員同士のつながりが継続し、子どもが成長し活動を終了した後も、近所付き合いをしている、などの話も聞かれている					
	本事業の効率性・類似性	・単に活動日や活動時間などの条件によるマッチングではなく、コーディネーターが会員一人ひとりの話をしっかりとつかみ、ニーズにあったコーディネートに努めている。 ・活動前の会員同士の事前打ち合わせに区支部コーディネーターが同席し、利用・提供の両会員にとって安心できる活動となるよう丁寧にフォローしている。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	・各区拠点では、日頃の運営の中で利用者アンケートや、意見箱の設置等を実施するほか、第三者委員による苦情解決対応を行っている。 ・各区で運営5か年の中間年にあたる年に学識経験者による事業の評価やアドバイスを得ている。				
	自己評価及び事業見直しの方向性	・増加する利用ニーズに対応していくため、提供・両方会員の確保方策について検討する必要がある。 ・会員増に伴い、事務の効率化を検討する必要がある。					
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	地域子育て支援拠点の居場所利用や相談等、他の機能を通して預かりや送迎のニーズを受け取った際に、横浜子育てサポートシステムに繋ぎ、スムーズな預かりにつながっている。また、横浜子育てサポートシステムの利用相談から、必要に応じて地域子育て支援拠点が実施する他の支援の利用につなげる等にも努めている。令和3年度における利用相談に対するコーディネート率は95%である(コーディネートに至らなかった案件は、病児預かりや特別な支援を要する預かり等である)。高いコーディネート率とはいえ、利用ニーズは変わらず増加傾向にあるため、令和3年度に区局連携促進事業から事業化した、拠点での「一時預かり事業」の実施結果及び検証も踏まえ、より効果的にコーディネートできるよう提供・両方会員の確保方策等を検討していく必要がある。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係		
			廣瀬 綾子	東 明德	江原 紗帆		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 1目 保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業		所管区局・課		こども青少年局 保育・教育運営課		令和4年度 事業評価書 番号		6-2-1 5	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的な 名称	児童福祉法、児童福祉法施行規則、社会福祉法、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援交付金交付要綱（内閣府）、地域子育て支援拠点事業実施要綱（厚生労働省）、神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱（神奈川県）、横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱、横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱					
	その他	<input checked="" type="checkbox"/>									
	事業の目的 (事業開始の経緯)	既存の保育・教育資源を活用し、地域の子育て支援を実施することにより、子育ての不安や悩みの解消、乳幼児期の子どもの健全な成長及び地域の育児力の向上を図る。									
具体的な 事業内容	保育所・幼稚園・認定こども園で、子育て中の親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て情報の提供、子育てに関する講習等の実施										
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。						<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績				
		親子がいつでも利用できる地域子育て支援の場の数(週3日以上開設)の(か所)	目標	71	74	78	81				
			実績	68	68	74	73				
		延べ利用者数(人/月)	目標	14,079	16,238	10,060	10,656				
			実績	8,706	7,119	4,064	4,626				
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由										
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
		現計予算額		277,597千円	284,830千円	304,392千円	292,394千円				
		支出済額		263,702千円	253,969千円	273,421千円	261,047千円				
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円				
		差▲引		13,895千円	30,861千円	30,971千円	31,347千円				
		執行率(%)		95%	89%	90%	89%				
		人件費	一般職職員		1.3人	1.3人	1.3人	1.3人			
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人					
概算人件費			11,421千円	11,470千円	11,401千円	11,401千円					
総事業費		275,123千円	265,439千円	284,822千円	272,448千円						
増▲減		—	▲ 9,684千円	19,383千円	▲ 12,374千円						
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	「利用ニーズ把握のための調査」の結果によると、親子の居場所の利用ニーズは非常に高く、利用しない理由の上位に「家から遠い」が挙げられている。園が持つノウハウ、人材、子どもの育ちに配慮した環境を活かすことで、乳幼児やその養育者への子育て支援事業を充実させるため、引き続き、常設の施設と、その隙間を補完するための非常設の施設の整備が必要である。									
	事業目的に対する有効性	地域の既存資源を活用し、地域の身近な場所で子育て中の保護者への支援を行うことで、保護者の子育ての不安感、負担感の減少等、安心して子育てできる環境を整えることに繋がる。									
	本事業の効率性・類似性	既存の園を活用するため、効率的な経営ができる。 また、これまで培ったノウハウを活かした充実した子育て支援事業の活動が見込まれる。									
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年1回、事業者をととして、利用者の声を把握し、連絡会等で共有し、事業運営に活かしていただいている。							
	自己評価及び事業見直しの方向性	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年4月～9月、令和4年1月～3月については、施設判断で事業休止可としていたため、指標目標の達成が困難となった。 今後も、市民ニーズを満たせるよう、他の親子の居場所事業とのバランスを考慮しながら、実施していく必要がある。 また、各施設の事業内容を知ってもらうために、区と連携してより一層の周知を行っていく必要がある。									

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

古石 正史

係長

永島 しおり

運営・指導 係

岩佐 裕子

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 1目 子育て支援者事業		所管区局・課	こども青少年局 地域子育て支援課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-1 6
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市子育て支援者委任要綱 横浜市子育て支援者事業実施要領		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	身近な地域の人材を「子育て支援者」として活用し、地域のなかで養育者への支援を行うことにより、養育者が子育ての不安を軽減・解消し、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを産み育てることができる環境を醸成することを目的としている。					
	具体的な 事業内容	養育者の日常的な不安の解消や養育者同士の交流・情報交換のため、身近な市民利用施設等において子育て相談会場を開催し、また、複数の養育者によるグループへの支援を行う。 また、子育て支援者の中でも区内で1人又は2人を助言者として、支援者相互のOJTや地域の子育て支援団体との連携を行う。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		支援者会場数 (か所)	目標	180	181	181	182
			実績	181	180	178	176
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		72,355千円	71,427千円	71,909千円	71,212千円
		支出済額		71,240千円	64,859千円	50,734千円	63,647千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		1,115千円	6,568千円	21,175千円	7,565千円
		執行率(%)		98%	91%	71%	89%
人 件 費		一般職職員		3.0人	3.0人	3.0人	3.0人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		26,355千円	26,469千円	26,310千円	26,310千円	
総事業費		97,595千円	91,328千円	77,044千円	89,957千円		
増▲減		—	▲ 6,267千円	▲ 14,284千円	12,913千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	「利用ニーズ把握のための調査(未就学児)」では、子育てにおける保護者の不安感が依然として高いため、子育て相談会場の開催により、身近な地域で相談を受けることや、子育て当事者間の仲間づくりを支援をすること等で、子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくる必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	・小さな子どもを持つ親にとって「家から近い」というのは出かけ先を選ぶ優先事項であり、その意味で、市内に176か所ある本事業は、親子の身近にある居場所を提供していると言える。 ・週1回2時間の開催ではあるが、「いつも同じ支援者がいて、保護者の話をうかがう」というのが、本事業の強みのひとつである。 ・常設の居場所とは違った小規模な集まりでの仲間づくりや、親子サークルへの出張支援等、より地域に根差した活動を行っている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	各区の子育て支援者のうち、1~2名を助言者とすることで、子育て支援者間の相互のOJTが促進され、効率的な業務運営につながっている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		各区1名以上配置されている助言者が、子育て支援者の窓口として、子育て支援関係のネットワーク会議等へ参加し、その情報を区内の子育て支援者へフィードバックすることで、情報共有を図っている。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	区ごとに、妊婦や親子の支援ニーズや、他の子育て支援事業の配置状況を踏まえ、実施場所を決定する必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	廣瀬 綾子	東 明德	吉田 香織

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 1目 児童福祉施設等における感染症 拡大防止対策事業		所管区局・課	こども青少年局 地域子育て支援課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-1 7	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱、子ども・子育て支援交付金交付要綱			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	児童福祉施設等は、感染症のリスクが継続する中で、適切な感染防止対策を行った上で事業を継続することが求められていることから、感染防止に資する備品購入等に対する経費に加えて、施設職員が感染症対策の徹底を図りながら施設運営できるよう必要な経費を補助します。						
	具体的な 事業内容	利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場事業、保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業、横浜子育てサポートシステム事業等について、感染防止に資する衛生用品や備品購入費、感染対策に関する研修受講経費、感染症対策に関する業務の実施に伴う職員へのかかり増し経費等を補助する。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		補助対象施設・事業 数	目標 実績				-	
			目標 実績				150	
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額					56,700千円	
		支出済額					42,117千円	
		繰越額					0千円	
		差▲引					14,583千円	
		執行率(%)					74%	
		人 件 費	一般職員					1.0人
			再任用職員					0.0人
	概算人件費					8,770千円		
総事業費					50,887千円			
増▲減		—			50,887千円			
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策は、子どもへの感染が広がる中、感染拡大防止のために欠かすことのできない重要な取組である。そのため、市内児童福祉施設等が十分に感染症対策を実施できるよう、本市がその必要経費について補助を行う必要がある。						
	事業目的に 対する 有効性	児童福祉施設等は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、消毒・マスク等の備品の購入や消毒対応等による職員の超過勤務手当の支払いなど、通常以上の運営費がかかっている。感染症対策にかかるこれらの経費の一部を補助することで、児童福祉施設等の経費負担を軽減し、安定的な運営のもと新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をより一層進めることができる。						
	本事業の 効率性・ 類似性	交付申請受付、交付決定、実績報告書審査など、それぞれの事務において、引き続き事務の効率性を追求していく。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	国及び県の補助を活用した事業であるので、それぞれの仕組みに沿って効率的に事業を進める必要がある。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 廣瀬 綾子	係長 東 明徳	係 江原 紗帆		

事業評価書目次（令和4年度）

[こども青少年局]

款項目	評価書番号	事業名
622	1	横浜保育室事業助成金
622	2	年度限定保育事業
622	3	保育所賃借料補助事業
622	4	保育士宿舍借り上げ支援事業
622	5	保育・教育人材確保事業
622	6	保育・幼児教育質向上事業
622	7	幼保小連携・接続事業
622	8	特別保育事業
622	9	市立保育所特別保育事業（一時保育）
622	10	病児・病後児保育事業
622	11	施設型給付費
622	12	地域型保育給付費
622	13	保育・教育施設向上支援費（保育体制強化・育成促進事業含む）
622	14	地域型保育向上支援費
622	15	延長保育事業
622	16	保育・教育施設運営事務費
622	17	市立保育所運営費
622	18	市立保育所民間移管事業
622	19	保育関連委託事業
622	20	保育・幼児教育職員等研修事業

622	21	認可外保育施設等利用料助成事業
622	22	保育・教育コンサルシユ事業
622	23	補足給付費
622	24	民間児童福祉施設償還金助成事業
622	25	認可外保育施設指導監督・助成事業
622	26	保育所等における業務効率化推進事業
622	27	児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6 款 2 項 2 目 横浜保育室事業助成金		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育運営課	令和4年度 事業評価書番号	6 - 2 - 2	
						政策番号	1	
						主な施策(事業)番号	24	
							1	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜保育室事業実施要綱			
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援					
		施策(事業)	保育・幼児教育の場の確保					
事業の目的	待機児童解消、女性の就業率の向上及び多様な保育ニーズに対応するため、平成9年度に事業を開始しました。							
具体的な 事業内容	本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域状況等を踏まえて設定した横浜保育室に助成し、一定の保育水準の確保や保護者の負担軽減を図ります。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		保育所等待機児童数		63人(30年4月)	11人(令和4年4月)	0人(令和4年4月)		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		保育・教育施設・事業の利用者数		①認可保育所・小規模保育事業・横浜保育室等 72,575人(30年4月1日) ②幼稚園 43,965人(30年5月1日)	①認可保育所・小規模保育事業・横浜保育室等 79,819人(令和4年4月1日) ②幼稚園 33,435人(令和4年5月1日)	128,000人 (令和4年4月1日)		
	備考							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		3,446,901千円	2,660,936千円	2,396,525千円	1,769,319千円	
		支出済額		3,414,972千円	2,626,921千円	2,195,639千円	1,624,511千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		31,929千円	34,015千円	200,886千円	144,808千円	
執行率(%)		99%	99%	92%	92%			
人件費		一般職職員		0.7人	0.7人	0.7人	0.7人	
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		6,150千円	6,176千円	6,139千円	6,139千円		
総事業費		3,421,122千円	2,633,097千円	2,201,778千円	1,630,650千円			
増▲減		—	▲ 788,024千円	▲ 431,319千円	▲ 571,128千円			
事業評価の視点による 点検・検証・評価	本市が行う 必要性	保育ニーズが高まり、また、多様化する中で、未だ認可保育所のみでは対応しきれない状況です。待機児童の解消のために、質が高く、低廉な保育を提供するため、引き続き本市が助成を行う必要があります。なお、平成27年4月から認可保育所や小規模保育事業等への移行支援も行っています。						
	事業目的に 対する有効性	令和3年度実績で、月平均829人の保育を必要とする児童を受け入れており、待機児童解消の重要な役割を果たしています。						
	本事業の 効率性・ 類似性	認可保育所等のみでは対応しきれない地域の保育ニーズを受け止めています。引き続き、給付対象施設への移行も支援していきます。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	各区窓口や保育・教育運営課において、市民の方々からのご要望、ご意見を直接お聞きしています。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	横浜保育室事業は待機児童解消の大きな一部を担っています。また、一般の認可外保育施設よりも厳しい基準を設定することで質の高い保育も実施しており、認可保育所等への移行支援とともに、全ての横浜保育室について保育の質を維持していきます。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	平成27年の子ども・子育て支援新制度開始にともない、横浜保育室の給付対象施設への移行を進めています。引き続き移行にかかる支援を行います。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	運営・指導 係		
				真館 裕子	小川 伸子	伊藤 仁		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 2目 年度限定保育事業		所管区局・課	こども青少年局 保育対策課	令和4年度 事業評価書番号	6-2-2 2
						政策番号	24
						主な施策(事業)番号	1
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市年度限定保育事業助成金交付要綱		
	事業の目的	中期計画	政策 施策(事業)	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援 保育・幼児教育の場の確保			
		1・2歳児の入所保留児童数は多く、受入枠の確保が課題となる一方で、新設保育所等の4・5歳児枠等は定員を満たさず空きが生じています。こうした保育所等の空きスペースや余裕のある保育室を活用して、保育所等を利用できなかった1・2歳児の入所保留児童を期間限定(1年度)で受け入れるため、平成26年4月から事業を開始しました。					
具体的な 事業内容	新設保育所等の定員に満たない4・5歳児室又既存保育所等の空きスペースや余裕のある保育室を活用し、保育所等の利用が保留となった1・2歳児を期間限定(1年度)で受け入れ、事業を実施した施設に運営費の一部を助成します。						
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値	
		保育所等待機児童数		63人(30年4月)	11人(令和4年4月)	0人(令和4年4月)	
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値	
		保育・教育施設・事業の利用者数		①認可保育所・小規模保育事業・横浜保育室等 72,575人(30年4月1日) ②幼稚園 43,965人(30年5月1日)	①認可保育所・小規模保育事業・横浜保育室等 79,819人(令和4年4月1日) ②幼稚園 33,435人(令和4年5月1日)	128,000人 (令和4年4月)	
	備考	※想定事業量の策定時の数値、平成30年度実績、目標値は事業評価書番号6-2-5-1等の事業と合算					
予算額・ 執行額、 事業費の 推移	人件費	現計予算額	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		支出済額	284,520千円	285,360千円	286,200千円	286,200千円	
		繰越額	268,594千円	258,945千円	176,991千円	113,162千円	
		差▲引	0千円	0千円	0千円	0千円	
		執行率(%)	15,926千円	26,415千円	109,209千円	173,038千円	
		一般職職員	94%	91%	62%	40%	
		再任用職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	
		概算人件費	4,393千円	4,412千円	4,412千円	4,412千円	
		総事業費	272,987千円	263,357千円	181,403千円	117,574千円	
増▲減	—	▲ 9,630千円	▲ 81,954千円	▲ 63,829千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	1・2歳児は受入枠に対して申込が多く、保留児童が継続して発生しているため、この受入枠を確保する必要があります。					
	事業目的に 対する有効 性	年度限定ではありますが、保留児童となり、育休明けで預け先のない保護者にとっては事業を利用することで復帰に繋がっています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	事業開始当初、認可保育所で実施している「横浜市一時保育事業」を進展させ、保護者の利用要件を就労のみと限定した経緯がありましたが、利用に結びつかなかった方もいたため、27年度から要件を緩和しました。利用する保護者の要件を、就労のみから保育を必要とする方に広げたことにより利用対象者が増え、事業が定着してきました。また、国費導入等により、市費負担の抑制に努めました。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	個別の事業の中では仕組みを設けていませんが、市民等外部意見が寄せられた場合は必要な対応を行っています。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	1・2歳児が受入枠に対して申込が多く、保留児童が継続して発生している中で貴重な受け皿となる事業で、令和3年度から対象施設に小規模保育事業を加えることで、ニーズの高い1・2歳児の受入枠拡大を図っています。30年度には利用料を2段階から6段階に変更、令和元年10月から住民税非課税世帯の児童を無償化の対象に、令和4年度からは多子減免を導入し、保護者が利用しやすいよう対応しています。認可保育所等に入れずほかの預け先もなく切迫して困っている保護者の受け皿として機能するようホームページへの掲載や保留通知書に案内を同封するなど周知していきます。					
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	新設保育所等の定員に満たない4・5歳児室(小規模保育事業は2歳児室)や、保育所等の空きスペース、余裕のある保育室を活用して、保育所等を利用できなかった1・2歳児の入所保留児童を期間限定(1年度)で受け入れることにより、育休明けで預け先のない保護者の復帰に繋がっている事業です。1・2歳児の保留児童は多く、受入枠の確保が課題となるなか、新設保育所だけでなく、既存保育所への事業周知を区を通じて進め、貴重な受入枠を確保していきます。また、引き続き保留通知に案内を同封するなど、利用促進を図ります。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係	
				大島 範子	木村 厚朗	渡部 一樹	

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6 款 2 項 2 目 保育所貸借料補助事業		所管区局・課		こども青少年局 保育・教育給付課		令和4年度 事業評価書番号		6 - 2 - 2 3	
								政策番号		24	
								主な施策(事業)番号		1	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	横浜市民間保育所貸借料補助事業補助金交付要綱					
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>								
	中期計画	政策	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援								
		施策(事業)	保育・幼児教育の場の確保								
事業の目的	賃貸物件で保育所を整備する場合の貸借料の一部を補助することにより、保育所整備を促進し待機児童の解消を図ります。										
具体的な 事業内容	賃貸物件で保育所を整備する場合の貸借料の一部を補助します。										
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値					
		保育所等待機児童数		63人(30年4月)	11人(令和4年4月)	0人(令和4年4月)					
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値					
		保育・教育施設・事業の利用者数		①認可保育所・小規模保育事業・横浜保育室等 72,575人(30年4月1日) ②幼稚園 43,965人(30年5月1日)	①認可保育所・小規模保育事業・横浜保育室等 79,819人(令和4年4月1日) ②幼稚園 33,435人(令和4年5月1日)	128,000人 (令和4年4月1日)					
	備考										
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
		現計予算額		177,484千円	188,388千円	275,436千円	273,720千円				
		支出済額		185,796千円	243,530千円	239,196千円	214,164千円				
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円				
		差▲引		△ 8,312千円	△ 55,142千円	36,240千円	59,556千円				
執行率(%)		105%	129%	87%	78%						
人 件 費		一般職職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人					
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人					
	概算人件費	4,393千円	4,412千円	4,385千円	4,385千円						
総事業費		190,189千円	247,942千円	243,581千円	218,549千円						
増▲減		—	57,753千円	▲ 4,361千円	▲ 25,032千円						
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	増え続ける保育所入所申込者の増加に対応するために、賃貸物件で保育所を整備する場合の貸借料の一部を補助し、運営事業者の負担を軽減することによって、保育所の整備を積極的に進める必要があります。									
	事業目的に対する有効性	令和3年度における民間保育所貸借料補助施設数の計99か所のうち、新規補助対象施設は15か所となっており、保育ニーズが高く、利便性の良い場所において保育所整備が進んでいます。									
	本事業の効率性・類似性	公定価格の貸借料加算の金額が本市の補助金算定金額を下回る場合に、その差額を補助金として申請できることとしているため、国制度の拡充に合わせて当該事業は縮小していくものと考えます。									
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		横浜市児童福祉審議会保育部会において補助金の対象施設を決定しています。							
	自己評価及び事業見直しの方向性	法人の長期的な資金計画、安定的な運用に寄与し、保育所整備を促進しています。引き続き効率的な執行に努め、国制度と合わせてより効果的な保育所整備を進めるよう検討していきます。なお、平成29年から創設された保育対策総合支援事業費補助金を活用し、国費(県からの間接補助)を一部導入したことで、本市が負担すべき補助金額を縮減するなど、効率的な事業運営を図っています。									
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	保育・幼児教育の場の安定的な確保及び保育所待機児童の解消のため、令和3年度は99施設を対象に補助金の交付を行いました。また、重点整備地域を対象として、新規施設については平成28年4月開所分から、補助率を1/2から2/3に引き上げると同時に、補助期間も5年間で10年間に延長をするなどの拡充を行っています。今後については本市の整備状況及び他都市の動向を見極め、子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保しながら事業を行う必要があります。										
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長		給付係				
				石田 登	川村 昌		飯田 香緒里				

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6 款 2 項 2 目 保育士宿舎借り上げ支援事業		所管区局・課	こども青少年局 保育対策課	令和4年度 事業評価書番号	6 - 2 - 2 4	
						政策番号	24	
						主な施策(事業)番号	2	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	保育士宿舎借り上げ支援事業実施要項 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱		
		その他	■					
	中期計画	政策	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援					
		施策(事業)	保育・幼児教育を担う人材の確保					
事業の目的	待機児童数ゼロに向けて保育施設を整備すると共に、保育を支える保育士の確保や離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整えることを目的に平成25年度12月より事業化しました。							
具体的な 事業内容	保育士確保策のひとつとして、保育所等を運営する民間事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための補助をすることで、保育士を確保し、待機児童ゼロの達成を図ります。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		保育所等待機児童数		63人(30年4月)	11人(令和4年4月)	0人(令和5年4月)		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		保育士宿舎借り上げ経費の助成件数		1,809件/年	4047件/年	3200件/年		
	備考							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		1,191,524千円	1,591,464千円	2,041,184千円	2,343,979千円	
		支出済額		1,355,864千円	1,780,727千円	2,145,658千円	2,517,087千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		△ 164,340千円	△ 189,263千円	△ 104,474千円	△ 173,108千円	
執行率(%)		114%	112%	105%	107%			
人件費		一般職員		2.0人	2.0人	2.0人	2.0人	
		再任用職員						
	概算人件費		17,570千円	17,646千円	17,540千円	17,540千円		
総事業費		1,373,434千円	1,798,373千円	2,163,198千円	2,534,627千円			
増▲減		—	424,939千円	364,825千円	371,429千円			
事業評価の 視点による 点検・ 評価	本市が行う 必要性	待機児童ゼロを目指し、認可保育所等の整備を進める中、保育の質の維持を担う保育士不足が深刻な状況となっており、保育士確保のための支援制度の充実が求められています。						
	事業目的に 対する有効 性	保育所等の運営事業者が当事業を利用して宿舎を用意することで、住居の確保や新しい環境への適応、金銭面での負担など、保育士が働くうえでの不安が軽減され、採用や就業継続につながっています。						
	本事業の 効率性・ 類似性	事務処理要綱の見直しにより手続きの簡素化を図ったほか、審査業務を委託するなど事務処理の効率化に継続して取り組んでおり、申請件数が例年増加傾向にあっても継続して事業が行えるようにしています。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		個別の事業の中では仕組みを設けていませんが、市民等外部意見が寄せられた場合は必要な対応を行っています。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	保育士宿舎借り上げ支援事業については、申請件数が4000件を超え事業者のニーズが伸びており、保育士の採用や就業継続に繋がっており、引き続き事業を継続し、保育士の更なる確保と定着を図る必要があります。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	待機児童ゼロに向けた、保育施設の新設等に伴い、保育士の需要が増していく中で保育士確保は喫緊の課題となっています。令和3年度は、367事業者4,047戸の申請実績があり、県内外問わず保育士採用及び離職防止に寄与している事業となっています。近隣自治体も待機児童対策に力を入れており、保育士宿舎借り上げ支援事業を実施しているため、本市も引き続き事業を推進し、保育士確保に繋げていく必要があります。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係		
				岡崎 有希	大石 憲史	田中 築		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 2項 2目 保育・教育人材確保事業	所管区局・課	こども青少年局 保育対策課	令和4年度 事業評価書番号	6-2-2 5		
				政策番号	24		
				主な施策(事業)番号	2		
事業概要	実施根拠	法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称				
		その他 <input type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援				
		施策(事業)	保育・幼児教育を担う人材の確保				
事業の目的	待機児童ゼロに向けて、保育施設の整備とともに、保育の資質を担う保育士を確保します。						
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・働きたい保育士等と保育事業者等のマッチングの場として、ハローワーク等と共同で就職面接会を実施します。 ・保育士養成施設の学生と市内の保育施設を見学し、横浜市の保育の魅力に触れてもらう保育施設見学会を実施します。 ・保育士・保育所支援センターを神奈川県、川崎市、相模原市、横須賀市と共同で運営し潜在保育士の就職支援を行います。 						
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標	計画策定時	令和3年度	目標値		
		保育所等待機児童数	63人(30年4月)	11人(令和4年4月)	0人(令和5年4月)		
		想定事業量	計画策定時	令和3年度	目標値		
		就職面接会及び保育所見学会の参加者数	927人/年	871人	1,100人/年		
	備考	※政策24・主な施策2・想定事業量③の達成にも関連					
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額	33,090千円	134,681千円	146,302千円	80,016千円	
		支出済額	78,624千円	22,810千円	47,404千円	67,251千円	
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引	△ 45,534千円	111,871千円	98,898千円	12,765千円	
執行率(%)		238%	17%	32%	84%		
人件費		一般職職員	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人	
		再任用職員					
		概算人件費	17,570千円	17,646千円	17,540千円	17,540千円	
総事業費		96,194千円	40,456千円	64,944千円	84,791千円		
増▲減		—	▲ 55,738千円	24,488千円	19,847千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	就職面接会は保育事業者と保育士を直接結び付ける場であり、様々な法人と働きたい保育士を結び付けるきっかけになるため、本市がハローワーク等と協力して積極的に行う必要性があります。					
	事業目的に対する有効性	保育士・保育所支援センターでは、センターに登録して求職活動を行っている潜在保育士と事業者のマッチングを行っており、保育士確保に有効です。また、保育士就職面接会については、養成施設の学生や上記センターに登録している潜在保育士を積極的に招くことで、横浜の保育施設の魅力をアピールできるため、保育士確保に対して有効です。					
	本事業の効率性・類似性	就職面接会は、委託で事業を実施しており、それによって事業の効率化が図られています。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	個別の事業の中では仕組みを設けていませんが、市民等外部意見が寄せられた場合は必要な対策を行っていきます。				
	自己評価及び事業見直しの方向性	待機児童ゼロに向けて、新設園等の整備は引き続き進めている状況であり、保育士の確保も引き続き課題となっています。全国的にも保育士確保が難しい状況が続いているなかで、いかに横浜の保育の魅力をアピールしていけるかが課題であると認識しており、横浜の保育施設で働きたいと思えるようにPRを強化していく必要があります。					
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	保育施設の新設等に伴い、保育士の需要が増えていく中で、保育士の確保については厳しい状況が続いています。保育士就職面接会については参加者が伸び悩んでおり、引き続きPR等の参加者増加への取組みを要します。また、採用支援のみではなく、定着支援にも一層力を入れていく必要があります。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係		
			岡崎 有希	大石 憲史	堀 誠剛		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 2目 保育・幼児教育質向上事業		所管区局・課	子ども青少年局 保育・教育支援課	令和4年度 事業評価書番号	6-2-2 6	
						政策番号	24	
						主な施策(事業)番号	3	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	子ども・子育て支援法、児童福祉法、保育所保育指針、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、横浜市園内研修・研究推進事業補助金交付要綱等		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援					
		施策(事業)	保育・幼児教育の質の向上					
事業の目的	・保育について語り合う場が多く園で持てるよう、園内研修の実施を推進することで、保育所、認定こども園、幼稚園等における乳幼児教育・保育の質の確保・向上を目的とする。また、外部有識者等の意見を聞きながら、横浜の保育・幼児教育の方向性について検討する。							
具体的な 事業内容	・園内研修・研究のために、キャリアアップ研修として園内研修リーダー育成研修を実施するほか、新規開所施設等に園長経験者をサポーターとして派遣し、園内研修・研究のアドバイスをを行った。 ・幼児教育に関わる団体の代表者や有識者等を委員とする幼児教育推進協議会を開催し、事業のあり方について協議した。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合		11%	30.5%	48%		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		園内研修・研究サポーターを派遣した園数		131園(累計)	372園(累計)	426園(累計)		
	備考							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	人件費	現計予算額		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			22,882千円		21,704千円	27,742千円	28,826千円	
			支出済額		15,833千円	14,646千円	13,961千円	21,155千円
			繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
			差▲引		7,049千円	7,058千円	13,781千円	7,671千円
執行率(%)			69%	67%	50%	73%		
一般職員			2.3人	2.3人	2.7人	3.5人		
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	1.0人		
概算人件費			20,206千円	20,293千円	23,679千円	35,800千円		
総事業費			36,039千円	34,939千円	37,640千円	56,955千円		
増▲減		—	▲1,100千円	2,701千円	19,315千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	待機児童対策に伴う保育・教育施設数の増加、多様な保育ニーズなどにより、保育・教育施設の保育の質確保、向上が重要な課題となっている。また、改定後の保育指針やよこはま☆保育・教育宣言について理解を深め、実践していくためには、園内で語り合いながら、自園の保育を振り返る機会が必要である。さらに、本市の保育・幼児教育のあり方については、有識者や関係機関からの意見を聴取しながら、行政として方向性を取りまとめる必要がある。						
	事業目的に 対する有効 性	・保育の質の確保・向上のためには、研修や自らの保育の振り返りが欠かせないが、保育士不足の中、外部研修に多くの保育士を出すことは困難であり、園内研修・研究を推進することで、各園の質の向上につなげるとともに、園内での同僚性を高め、職場環境を良くすることに寄与している。 ・学識経験者や保育・教育関係者、行政等からなる協議会のさまざまな立場からの意見や助言を基に、幼児教育に係る研修や交流等、事業の方向性を検討し、運営改善を図ることは、研究・研修事業の質を高め、推進する上で有効である。						
	本事業の 効率性・ 類似性	・外部研修の実施だけでなく、園内研修の取組を進めることは、各園における質向上に広く貢献している。また、各施設に訪問する事業は保育・教育運営課の「巡回訪問」や「訪問指導」、保育対策課の「コンサルティング事業」などがあるが、それぞれが目的や対象を区別しており、各事業での情報を共有することで、早期の園支援につながっている。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		学識経験者や施設の長(認定こども園の施設長、保育園長及び幼稚園長等)及び関係者等に意見をいただいている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	・保育の質の向上に向けた国の検討会においても、園内研修の重要性が取り上げられており、今後とも各施設における園内研修の取組みの推進に向けた支援を継続する。 ・保育・教育施設が増加し、内容も多様化していることから、保育所保育指針や幼稚園教育要領等を基にした、本市としての保育・幼児教育のあり方について策定した方向性を示す「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の周知を進める。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題		・「園内研修リーダー育成研修」を受講した園の割合は増加しており、職員同士の語り合いを通した学び合いの重要性が周知されてきている。 ・令和3年度もコロナ禍であったが、感染対策を講じたうえでサポーターを派遣し、研修実施の支援を実施できた。 ・園内研修サポーターの派遣については、園内研修のアドバイスだけでなく、園の状況を把握して他課とも共有することで、訪問・相談機能の強化につながった。 ・市内保育・教育施設の関係者や学識経験者の意見を踏まえ、本市としての保育・幼児教育のあり方について方向性を示す「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を策定した。今後は、当該宣言を保育・教育施設の職員が理解し、実践につなげていく必要がある。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	人材育成 係		
				野澤 裕美	鍋田 桂子	小川 邦江		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 2目 幼保小連携・接続事業		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育支援課	令和4年度 事業評価書番号	6-2-2 7	
						政策番号	24	
						主な施策(事業)番号	3	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、横浜市幼保小連携推進地区事業補助交付要綱、横浜市園内研修・研究推進事業補助金交付要綱、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領		
		その他	■					
	中期計画	政策	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援					
		施策(事業)	保育・幼児教育の質の向上					
事業の目的	日頃の保育の課題を探求する研究を実施し、実践に生かす。また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続と双方の教育の充実を図るために、幼児教育及び幼保小の教育連携に関する研究を実施する。研究・研修事業、調査検証事業並びに広報事業の実施を通し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続と双方の教育の充実を図る。							
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育・教育の質向上のための保育内容の研究を実施した。 ・「幼保小連携推進地区事業補助」を実施し、接続期カリキュラムに基づく実践研究を行った。 ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続と双方の教育の充実を図るため、合同研究会や講演会を実施した。 							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		-		-	-	-		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続のためのカリキュラム実施率		66.8%	39.8%	89.6%		
	備考		※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。					
	予算額・執行額、事業費の推移				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		16,132千円	12,796千円	27,316千円	27,761千円	
		支出済額		13,508千円	11,536千円	17,064千円	24,305千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		2,624千円	1,260千円	10,252千円	3,456千円	
執行率(%)		84%	90%	62%	88%			
人件費		一般職員	2.7人	2.7人	3.0人	3.0人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
概算人件費		23,720千円	23,822千円	26,310千円	26,310千円			
総事業費		37,228千円	35,358千円	43,374千円	50,615千円			
増▲減		-	▲ 1,869千円	8,016千円	7,241千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・保育実践の研究に当たっては、様々な角度からの検証が必要であり、公私合同で実施することに意義がある。異なる施設を集めて実施するためには、市として研究の場を設定する必要がある。 ・幼保小連携は、一部の園や小学校が進めるものではなく、市としての取組みが求められるため、推進地区を設定して取組みを行っている。 ・子どもたちの育ちと学びに連続性・一貫性を持てるよう、幼保小の職員等の交流や研修・研究活動を行うことが重要である。 						
	事業目的に対する有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年に策定した「横浜版接続期カリキュラム」に基づき、幼保小連携の取組みを推進した結果、ほとんどの園と学校で子ども同士の交流や職員交流が行われるようになってきている。また、保育所保育指針や幼稚園教育要領等の改訂に合わせて、平成29年度に「横浜版接続期カリキュラム」を改訂し、平成30年4月に配付したことで、より一層の連携が進んでいる。 ・各種研究会や接続期カリキュラムの実践研究に取り組むことで、小学校以降の学びにつながる保育・教育に向けた環境づくりや子どもへのかかわり方について明らかにすることができた。 						
	本事業の効率性・類似性	<ul style="list-style-type: none"> ・研究と研修については類似する部分もあるため、今後精査する。 ・幼保小連携推進については、類似する事業はなく、各区の推進地区の研究で得られた成果を全市に発信することで、共有が図られている。 						
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無		<ul style="list-style-type: none"> ・有識者、専門家を委員とする「幼児教育推進協議会」を開催し、外部の意見を反映させている。また、「幼保小連携実態調査」を実施し、園や学校の現状を把握し、事業に反映させている。 				
	自己評価及び事業見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・接続期カリキュラムの実施率を高めるために、「接続期カリキュラム研究推進地区事業」を5地区に拡充し、学識経験者(大学准教授)の指導を仰ぎながら取組みを進める。 						
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	平成30年3月に『横浜版接続期カリキュラム 平成29年度版』、令和2年9月に「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」、令和4年3月に『横浜版接続期カリキュラム実践事例集 第8集』を作成し、全ての園校に配付したことや、研修会を複数回実施することで、子どもたちが安心して小学校に入学し、幼児期に培われた力を踏まえた教育活動が実施されるようになった。今後も園と小学校がお互いの保育・教育を理解し、協働でのカリキュラム作成や改善が進むように、公開研修や合同研修に取組む必要がある。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	田村 憲一	係長	鈴木 暁範	
						事業調整 係 武田 正彦		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 2目 特別保育事業		所管区局・課		こども青少年局 保育・教育運営課		令和4年度 事業評価書番号	6-2-2 8	
								政策番号	24	
								主な施策(事業)番号	4	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	児童福祉法、子ども・子育て支援法、横浜市一時保育事業実施要綱、横浜市休日一時保育事業実施要綱、横浜市24時間型緊急一時保育事業実施要綱				
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>							
	中期計画	政策	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援							
		施策(事業)	多様な保育ニーズへの対応							
事業の目的	保育所等での一時預かりなど多様な保育と教育の場を提供し、保護者の多様な働き方への対応や子育てに対する不安感・負担感の軽減を図り、多様な保育ニーズに対応します。									
具体的な 事業内容	(一時保育事業)保護者等のパート就労や病気等により一時的に家庭での保育が困難な場合や、保護者のリフレッシュのために、子どもを一時的に預かります。 (休日一時保育事業)仕事の都合などにより、日曜や祝日に家庭で保育ができないとき保育所で一時的に預かります。 (24時間型緊急一時保育事業)保護者の病気や仕事などで、緊急に子どもを預けなければならなくなった時、保育所で一時的に預かります。夜間・宿泊を含め、24時間365日対応します。									
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値				
		保育所等待機児童数		63人(30年4月)	11人	0人				
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値				
		一時預かり事業の延べ利用者数		1,723,829人/年	1,906,981人/年	2,432,000人/年				
	備考									
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
		現計予算額		999,941千円	979,933千円	912,910千円	903,301千円			
		支出済額		878,876千円	800,431千円	673,664千円	699,711千円			
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円			
		差▲引		121,065千円	179,502千円	239,246千円	203,590千円			
執行率(%)		88%	82%	74%	77%					
人件費		一般職職員		0.7人	0.7人	0.7人	0.7人			
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人			
	概算人件費		6,150千円	6,176千円	6,139千円	6,139千円				
総事業費		885,026千円	806,607千円	679,803千円	705,850千円					
増▲減		—	▲ 78,418千円	▲ 126,804千円	26,047千円					
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	(一時保育事業)保育要件を満たさない就労者等の受け皿として待機児童数の拡大を防ぐとともに、多様なニーズに対応する子育て支援を行う必要があります。 (休日一時保育事業)日曜・祝日等の保護者の勤務、病気、冠婚葬祭、リフレッシュ等を必要としている場合の休日の一時保育に対応することにより、子育て支援を行う必要があります。 (24時間型緊急一時保育事業)24時間365日いつでも受け入れ可能な施設を設けることで、子育てに対する負担感の軽減に寄与しています。								
	事業目的に対する有効性	通常の保育では対応することができない多様な保護者のニーズに対する子育て支援として、待機児童対策や保護者の育児不安や負担を軽減する成果が得られています。								
	本事業の効率性・類似性	認可保育所以外の施設での類似一時預かり事業との相違点を整理し、利用者がわかりやすくサービスを選択できるようにする必要があります。								
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		子ども子育て会議や子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメント等において意見を聴取しています。また、各区窓口や保育・教育運営課において、利用者及び施設からの要望、意見等を直接お聞きし、ニーズに合わせた事業計画を策定しています。						
	自己評価及び事業見直しの方向性	令和2・3年度はコロナウイルス感染症の影響を受けて、利用者の実績人数が大幅に減少しました。多様化する保育ニーズに対応し、利用者の利便性の向上にむけて、令和3年度に実施した実施事業者へのアンケート等も踏まえ、利用状況や実態に基づいて実施施設及び利用可能枠の拡充・有効活用を目指すほか、予約システムの導入といった利用者の利便性向上を進めていきます。								
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	政策の目標・方向性で掲げた、多様化する保育ニーズに対応するため、一時保育、休日一時保育、24時間型緊急一時保育の各事業を実施しています。令和3年度はコロナウイルス感染症の影響を受けたため、延べ83,947人(一時保育:82,362人、休日一時保育:401人、24時間型緊急一時保育:1,184人)となり、令和2年度実績(75,690人)と比較し、増加傾向はあるものの、令和元年度実績(112,565)よりは減少しています。令和3年度一時保育の目標値である143,101人の目標達成に向けて、利用者のニーズに応じた保育の提供の難しさが課題となっています。令和3年度に実施した実施事業者へのアンケート等も踏まえ、利用状況や実態に基づいて実施施設及び利用可能枠の拡充・有効活用を目指すほか、予約システムの導入といった利用者の利便性向上を進めていきます。									
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長		運営・指導係			
				真館 裕子	高橋 耕次郎		井上 真梨			

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 2目 市立保育所特別保育事業 (一時保育)		所管区局・課		こども青少年局 保育・教育支援課		令和4年度 事業評価書番号		6-2-2 9	
								政策番号		24	
								主な施策(事業)番号		4	
事業 概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則			具体的 名称	横浜市市立保育所一時保育事業実施要綱				
		その他	■								
	中期計画	政策	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援								
		施策(事業)	多様な保育ニーズへの対応								
事業の目的	保育要件を満たさない就業者等の受け皿を確保することで、多様化する保育ニーズに対応します。										
具体的な 事業内容	保育要件を満たさない就業者等の受け皿として、市立保育所において一時的な保育サービスを提供します。										
事業 実績	中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値					
		保育所等待機児童数		63人(30年4月)	11人(令和4年4月)	0人(令和4年4月)					
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値					
		一時預かり事業の延べ利用者数		1,723,829人/年	1,906,981人	2,432,000人/年					
	備考										
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
		現計予算額		122,424千円	119,710千円	132,690千円	122,350千円				
		支出済額		105,731千円	97,073千円	112,213千円	110,594千円				
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円				
		差▲引		16,693千円	22,637千円	20,477千円	11,756千円				
執行率(%)		86%	81%	85%	90%						
人 件 費		一般職員		0.2人	0.2人	0.2人	0.2人				
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人				
	概算人件費		1,757千円	1,765千円	1,754千円	1,754千円					
総事業費		107,488千円	98,838千円	113,967千円	112,348千円						
増▲減		—	▲ 8,650千円	15,129千円	▲ 1,619千円						
事業 評価 の 視 点 に よ る 点 検 ・ 検 証 ・ 評 価	本市が行う 必要性	保育所入所希望数が依然として増加傾向にある中で、認可保育所等の入所要件を満たさない就業者等の受け皿を確保することが求められています。									
	事業目的に 対する有効 性	保育所等の入所要件を満たさない就業者等の受け皿として、多様な保育ニーズへ応えています。									
	本事業の 効率性・ 類似性	一時保育事業は、民間保育所、一時預かり事業実施施設等においても行っていますが、当該事業のニーズは高く、引き続き市立保育所においても実施していきます。									
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無		福祉サービス第三者評価							
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	民間保育所等での一時保育や一時預かり事業も含め、一時保育の利用希望が多い地域では、保護者の利用希望が実施園に集中し、必ずしもニーズ量に対して定員数の確保ができていないとは言えませんが、通常の保育業務や定員外入所の受け入れを行っているため、スペースの確保が難しい状況です。 市立園においても、利用定員数を増やす、他事業の実施施設を案内するなど、ニーズに応えるための手法を検討する必要があります。									
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	政策の目標・方向性で掲げた、多様化する保育ニーズに対応するため、市立保育所特別保育事業を実施し、平成30年度から令和3年度までの4年間で、延べ29,620人の利用がありました。目標達成に向けて、受入数拡大が課題となっています。事業の利用状況や実態の把握を図ったうえで、実施施設の拡充や利用可能枠の有効活用を進めていきます。										
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長		市立保育所 係				
				野澤 裕美		石川 遼太郎		鈴木 大輝			

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6 款 2 項 2 目 病児・病後児保育事業		所管区局・課		こども青少年局 保育・教育運営課		令和4年度 事業評価書番号		6 - 2 - 2 10		
								政策番号		24		
								主な施策(事業)番号		4		
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則			具体的 名称	・児童福祉法 ・子ども・子育て支援法等 ・横浜市病児保育事業実施要綱					
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>									
	中期計画	政策	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援									
		施策(事業)	多様な保育ニーズへの対応									
事業の目的	保護者の保育ニーズが多様化し、従来の保育所では預けられない「病中・病後」の児童も安心して預けられる施設の必要性が高まったことを受け、平成12年度に保育所併設型の病後児保育を開始し、16年度から医療機関併設型の病児保育を開始しました。											
具体的な 事業内容	①病児保育事業:病気又は病気回復期にあるため、集団保育が困難な児童を医療機関併設の病児保育室で預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援します。 ②病後児保育事業:病気回復期にあるが、集団保育が困難な児童を保育所併設の病後児保育室で預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援します。											
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時		令和3年度		目標値				
		—		—		—		—				
		想定事業量		計画策定時		令和3年度		目標値				
		病児保育事業の実施か所数		22か所(累計)		25か所(累計)		29か所(累計)				
	備考		※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。									
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
		現計予算額		407,513千円		409,790千円		433,264千円		526,929千円		
		支出済額		361,022千円		384,380千円		403,777千円		433,157千円		
		繰越額		0千円		0千円		0千円		0千円		
		差▲引		46,491千円		25,410千円		29,487千円		93,772千円		
執行率(%)		89%		94%		93%		82%				
人件費		一般職職員		0.4人		0.4人		0.4人		0.4人		
		再任用職員		0.0人		0.0人		0.0人		0.0人		
	概算人件費		3,514千円		3,529千円		3,508千円		3,508千円			
総事業費		364,536千円		387,909千円		407,285千円		436,665千円				
増▲減		—		23,373千円		19,376千円		29,380千円				
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	保護者の保育ニーズが多様化する中、「病中・病後」の児童を安心して預けることのできる施設があることで、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与しています。										
	事業目的に対する有効性	令和3年度については病児・病後児保育併せて延べ9,700人を超える利用があり、ニーズの高い事業です。令和3年度は新たに1施設を選定しましたが、年度途中で選定辞退となりました。事業を実施する施設が増えるよう、医療機関への働きかけの手法等を検討していきます。										
	本事業の効率性・類似性	他に類似する事業はありません。医療機関等へ委託することにより事業を行っています。										
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		子ども・子育て会議								
	自己評価及び事業見直しの方向性	・中期4か年計画に基づき、未整備の区やニーズの高い区を優先的に整備します。・実施施設の増に向け、市医師会及び市病院協会へ協力を依頼し、医療機関への働きかけを行います。・実施施設からは、運営費確保に係る課題(当日のキャンセルが多く、利用料収入が不安定など)があるとの意見もあるため、令和3年度から委託料を従来の一律の単価から定員規模別に見直しました。また、事業改善に関する取組についても全施設で実施しました。新型コロナウイルスの影響でコロナ前と比較して利用者が減少している施設が多数あるため、利用者増につながる取組を検討する必要があります。										
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	令和3年度は病児保育事業については16区・25か所で実施しました。病後児保育事業については4区・4か所で実施しました。令和3年度は利用者への支援や事業の周知等を行う取組を全施設で実施しました。病児保育の新規整備については、1か所選定しましたが、年度途中で選定辞退となりました。引き続き、横浜市医師会及び横浜市病院協会のご協力をいただき、各区1か所の整備に加えて、病児保育のニーズの高い区に複数か所の整備を進め、令和6年度末の目標値である29か所での事業実施を目指します。											
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	古石 正史		係長	五十棲 友美		運営・指導 係 岩佐 裕子		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 2項 2目 施設型給付費		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育運営課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-2 11	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的 名称	・児童福祉法 ・子ども・子育て支援法等			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成27年度子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、認可保育所・認定こども園及び幼稚園を施設型給付事業として位置づけ、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に実施することとなった。					
	具体的な 事業内容	施設型給付対象施設を利用する児童に対して給付される「教育・保育に必要な費用」を、法定代理受領として施設に支払をすることで、安定した教育・保育が行われるようにする。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
	達成指標	利用児童数 (2号・3号)	目標 実績	63,972人 62,657人	65,115人 64,412人	66,783人 66,227人	68,196人 67,354人
		利用児童数 (1号)	目標 実績	18,619人 18,658人	22,530人 21,432人	24,936人 22,753人	26,595人 23,696人
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		89,161,849千円	96,604,476千円	104,523,694千円	109,422,219千円
		支出済額		88,600,588千円	96,692,587千円	103,421,387千円	107,519,651千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		561,261千円	△ 88,111千円	1,102,307千円	1,902,568千円
		執行率(%)		99%	100%	99%	98%
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円	
総事業費		88,609,373千円	96,701,410千円	103,430,157千円	107,528,421千円		
増▲減		—	8,092,037千円	6,728,747千円	4,098,264千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	子ども・子育て支援新制度において、施設型給付対象施設を運営するために必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	施設増により、利用児童数が増え、待機児童の解消に効果がある。また、施設型給付対象施設を利用する児童に対して給付される「教育・保育に必要な費用」を、法定代理受領として施設に支払をすることで、安定した教育・保育が行える。					
	本事業の 効率性・ 類似性	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく事業であり、事業実績をより精査し、予算編成・執行を行っていく必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 子ども・子育て会議、児童福祉審議会					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく事業であり、国の仕組みに沿って効率的に事業を進めていく必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

古石 正史

係長

安田 翔

運営・指導 係

神馬 玲那

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 2目 地域型保育給付費		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育運営課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-2 12
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則	具体的 名称	・児童福祉法 ・子ども・子育て支援法等		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成27年度子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付費に加え、小規模保育事業等を市町村による認可事業として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなった。					
	具体的な 事業内容	地域型給付対象施設を利用する児童に対して給付される「保育に必要な費用」を、法定代理受領として施設に支払をすることで、安定した教育・保育が行われるようにする。					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	利用児童数	目標		2,554人	2,766人	3,165人	3,438人
		実績		2,650人	2,915人	3,144人	3,414人
		目標					
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		6,465,879千円	7,129,199千円	8,315,812千円	9,130,017千円
		支出済額		6,407,623千円	7,281,898千円	8,376,108千円	8,754,718千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		58,256千円	△ 152,699千円	△ 60,296千円	375,299千円
		執行率(%)		99%	102%	101%	96%
		人 件 費	一般職職員		1.0人	1.0人	1.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円	
総事業費		6,416,408千円	7,290,721千円	8,384,878千円	8,763,488千円		
増▲減		—	874,313千円	1,094,157千円	378,610千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	子ども・子育て支援新制度において、地域型給付対象施設を運営するために必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	施設増により、利用児童数が増え、待機児童の解消に効果がある。また、地域型給付対象施設を利用する児童に対して給付される「保育に必要な費用」を、法定代理受領として施設に支払をすることで、安定した教育・保育が行える。					
	本事業の 効率性・ 類似性	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく事業であり、事業実績をより精査し、予算編成・執行を行っていく必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		子ども・子育て会議、児童福祉審議会			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく事業であり、国の仕組みに沿って効率的に事業を進めていく必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	運営・指導 係
	古石 正史	安田 翔	神馬 玲那

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 2目 保育・教育施設向上支援費 (保育体制強化・育成促進事業含む)		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育運営課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-2 13
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的 名称	・児童福祉法 ・子ども子育て支援法等			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	本市ではこれまで保育の質の向上のため保育所に対し助成を行ってきたところですが、平成27年4月に開始された子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、給付型幼稚園が同様の給付対象施設となったことから、これらの施設を含め、保育・教育の質の維持・向上のための助成を行います。					
	具体的な 事業内容	子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設を運営するため必要な経費の支払いを円滑に行います。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	利用児童数 (2・3号)	目標	56,215人	57,679人	59,819人	61,715人	
		実績	55,043人	57,209人	59,435人	61,200人	
	利用児童数 (1号)	目標	18,619人	22,530人	24,936人	26,595人	
		実績	18,658人	21,432人	22,753人	23,697人	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		22,298,012千円	24,109,570千円	25,561,913千円	27,218,257千円
		支出済額		22,522,734千円	24,765,119千円	26,371,386千円	28,939,461千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 224,722千円	△ 655,549千円	△ 809,473千円	△ 1,721,204千円
		執行率(%)		101%	103%	103%	106%
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円	
総事業費		22,531,519千円	24,773,942千円	26,380,156千円	28,948,231千円		
増▲減		—	2,242,424千円	1,606,214千円	2,568,075千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	子ども・子育て支援新制度において、教育・保育施設を運営するために必要です。					
	事業目的に 対する 有効性	保育所については、これまで市独自助成を行うことで国基準以上の保育士配置等をし、質の高い保育を実施していました。給付対象となる施設に対して助成を行うことで、質の高い保育・教育を提供することが可能となります。					
	本事業の 効率性・ 類似性	今後も必要な経費の支払いを円滑に行うことで保育・教育の質の維持・向上を図る必要があります。また、国制度拡充により対応される項目について随時見直しの検討をする必要があります。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		子ども・子育て会議、児童福祉審議会			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	実績を踏まえての改善などを行うとともに、国制度拡充で対応される項目を含め、必要な項目を検討していきます。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	運営・指導 係
	古石 正史	安田 翔	佐々木 玲

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 2目 地域型保育向上支援費		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育運営課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-2 14
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的 名称	・児童福祉法 ・子ども子育て支援法等			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成27年4月に開始した子ども・子育て支援新制度では、小規模保育事業等を市町村による認可事業として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなっている。職員及び児童の処遇向上を目的に地域型保育給付費とともに地域型保育向上支援費を助成する。					
	具体的な 事業内容	子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業を運営するため必要な経費の支払いを円滑に行う。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		利用児童数	目標	2,554人	2,766人	3,165人	3,438人
			実績	2,650人	2,915人	3,144人	3,414人
			目標				
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		682,458千円	787,601千円	865,994千円	913,752千円
		支出済額		683,882千円	764,112千円	864,397千円	930,504千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 1,424千円	23,489千円	1,597千円	△ 16,752千円		
執行率(%)		100%	97%	100%	102%		
人 件 費		一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円		
総事業費		692,667千円	772,935千円	873,167千円	939,274千円		
増▲減		—	80,268千円	100,231千円	66,107千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく地域型保育事業を安定運営するために、必要な経費を継続して支払う必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	地域型保育向上支援費が円滑に支払われることで、質の高い保育・教育を提供することが可能となる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	今後も必要な経費の支払いを円滑に行うことで保育・教育の質の維持・向上を図る必要がある。また、国制度拡充により対応される項目について随時見直しの検討をする必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		子ども・子育て会議、児童福祉審議会			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	実績を踏まえての改善などを行い、必要な項目を検討する。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	運営・指導 係
	古石 正史	安田 翔	神馬 玲那

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 2目 延長保育事業		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育運営課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-2 15
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称		子ども・子育て支援法 横浜市延長保育事業実施要綱 等		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	保護者の勤務の状況等に伴う保育時間延長に対応するため、昭和48年に長時間保育助成要綱を制定した。					
	具体的な 事業内容	保育認定区分に応じた最大で利用可能である時間を超えて延長保育を実施した場合に、必要経費の助成を行う。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	実施施設数(か所)	目標	929	993	1,038	1,082	
		実績	929	992	1,037	1,082	
		目標					
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		5,650,858千円	5,777,211千円	5,861,342千円	5,871,968千円
		支出済額		4,955,048千円	5,360,908千円	5,518,566千円	5,756,991千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		695,810千円	416,303千円	342,776千円	114,977千円
		執行率(%)		88%	93%	94%	98%
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	8,785千円		8,823千円	8,770千円	8,770千円		
総事業費		4,963,833千円	5,369,731千円	5,527,336千円	5,765,761千円		
増▲減		—	405,898千円	157,605千円	238,425千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	就業形態の多様化や女性の就業意向の高まりなどから保育時間の延長に関するニーズは高く、今後も的確に対応していく必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	利用児童数、延長保育実施施設数は増加しており、市民のニーズに対応することができる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	他に類似する事業はなく、今後も必要経費を円滑に助成することで高いニーズに対応していく必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		子ども・子育て会議、児童福祉審議会			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	施設数や利用児童数の増により、助成経費の増加が見込まれるが、保護者ニーズの対応には必要であるため、実績を踏まえて改善・見直しを検討する。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	運営・指導 係
	古石 正史	安田 翔	神馬 玲那

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 2項 2目 保育・教育施設運営事務費		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育認定課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-2 16	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称				
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	保育所等への入所調整、保育施設への給付費等の支払い、給付認定保護者への施設等利用費の給付(償還払い)にかかる経費を執行することで、児童の福祉向上を図ることを目的としています。 また、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度開始に伴い、各区で行っていた利用調整等の事務を局に集中化させることで事務の効率化を図ります。					
	具体的な 事業内容	保育所等への入所調整、保育施設への給付費等の支払い、給付認定保護者への施設等利用費の給付(償還払い)を適切かつ円滑に実施するために必要な経費を執行します。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		給付対象児童数(人)	目標	85,145	90,411	94,884	98,229
			実績	83,965	88,759	92,124	94,465
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		907,398千円	1,325,213千円	1,282,684千円	1,294,154千円
		支出済額		953,015千円	1,336,332千円	1,517,387千円	1,402,678千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 45,617千円	△ 11,119千円	△ 234,703千円	△ 108,524千円		
執行率(%)		105%	101%	118%	108%		
人 件 費		一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円		
総事業費		961,800千円	1,345,155千円	1,526,157千円	1,411,448千円		
増▲減		—	383,355千円	181,002千円	▲ 114,709千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	増加する保育施設・入所児童に対し、適切に入所調整、給付費等の支払いを行うために必要な事業です。					
	事業目的に 対する 有効性	保育所等への入所調整及び保育施設への給付費等の支払いを適切に実施できています。また、一部事務を局で集中処理することで区役所においては、利用者からの相談対応の充実を図ることができています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	他に類似する事業はなく、引き続き効率化を図りながら事業を実施します。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 子ども・子育て会議、広聴制度					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	今後も区役所と局の事務体制の見直し、非正規職員の活用等を検討し、事務の効率化に努めます。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

大槻 彰良

係長

長谷川 順也

認定利用調整 係

伊澤 宣之

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 2目 市立保育所運営費		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育支援課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-2 17
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	児童福祉法, 横浜市保育所条例、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱、横浜市市立保育所延長保育事業実施要綱			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	児童福祉法に基づき、同法施行令及び同法施行規則、横浜市児童福祉の設備及び運営の基準に関する条例に沿って、保育が必要な児童の福祉向上のため、市立保育所の運営を行っています。					
	具体的な 事業内容	市立保育所に入所する児童の処遇向上のため、保育所の運営・管理を行います。また、市立保育所において、延長保育を実施します。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		園数	目標	77	73	69	65
			実績	77	73	69	65
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		6,066,639千円	6,010,733千円	6,472,622千円	5,851,358千円
		支出済額		5,646,498千円	5,563,599千円	5,945,246千円	5,708,624千円
		繰越額		0千円	0千円	54,820千円	0千円
差▲引		420,141千円	447,134千円	472,556千円	142,734千円		
執行率(%)		93%	93%	93%	98%		
人 件 費		一般職職員		2.6人	2.6人	2.6人	2.6人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		22,841千円	22,940千円	22,802千円	22,802千円	
総事業費		5,669,339千円	5,586,539千円	6,022,868千円	5,731,426千円		
増▲減		—	▲ 82,800千円	436,329千円	▲ 291,442千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	市立保育所の管理・運営を適切に行うことで地域の児童福祉のさらなる向上を図ることができます。					
	事業目的に 対する 有効性	リフレッシュ工事、延長保育事業等、保育所の機能・サービス向上を図る事業を実施することで、より良い環境で保育を行うことに寄与しています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	他に類似する事業はなく、行政機関として中立性と公益性を持った市立保育所が、民間保育所等とのつなぎ役となり、保育の質の更なる向上に取り組んでいます。ネットワーク事業の取り組みにおいて「保育の質の向上」と「子育て支援の充実」に資するとともに、市立保育所が、長年蓄積した専門的な知識・経験・技術を活かし、障害児保育や養育支援強化に取り組むことで、保育のセーフティネットの機能を果たし、効率的に業務を遂行しています。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		福祉サービス第三者評価			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	引き続き児童福祉向上のため事業を実施するとともに、調理業務の外部委託推進を図るなど業務の効率化を図ります。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	市立保育所 係
	野澤 裕美	高林 悠紀	石川 聖美

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 2目 市立保育所民間移管事業		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育支援課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-2 18	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	横浜市立保育所の民間移管に伴う補助金交付要綱 横浜市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金交付要綱				
	事業の目的 (事業開始の経緯)	平成15年2月に横浜市児童福祉審議会から今後の保育施策についての意見具申が出され、その考え方を基に同年4月に「今後の重点保育施策(方針)」を策定しました。この方針に基づき、限られた財源の中で多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応することを目的として開始しました。						
	具体的な 事業内容	移管の2年6か月前までに移管対象園を公表し、該当園保護者に対し説明会(公表年度:第1回、公表翌年度:第2回、法人決定後:第3回)を開催しています。移管前々年度の4~11月にかけて法人を選考し、移管前年度には引継ぎ・共同保育(法人・園)及び三者協議会(保護者・法人・市)を行っています。移管後においても、引き続き三者協議会を行うとともに、元当該園の園長及び保育士によるアフターフォロー等を実施しています。今後の計画遂行の参考とするため、3年に1度事業検証を行っています。						
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
	達成指標	移管園数(園)	目標	3	4	4	4	
			実績	3	4	4	4	
		縮減額(百万円) (人件費等)	目標	58	67	83	78	
			実績	58	67	83	78	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由							
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		72,417千円	77,380千円	82,555千円	80,727千円	
		支出済額		59,895千円	68,288千円	68,876千円	64,106千円	
		繰越額						
		差▲引		12,522千円	9,092千円	13,679千円	16,621千円	
		執行率(%)		83%	88%	83%	79%	
		人 件 費	一般職職員		6.0人	6.0人	7.0人	6.0人
			再任用職員					
概算人件費			52,710千円	52,938千円	61,390千円	52,620千円		
総事業費		112,605千円	121,226千円	130,266千円	116,726千円			
増▲減		—	8,621千円	9,040千円	▲ 13,540千円			
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	平成26年度に「市立保育所のあり方」に関する基本方針を示し、当時86園あった市立保育所のうち54園を「ネットワーク事務局園」に指定しました。このことにより、それ以外の市立保育所については民間移管等の対象として今後の計画を定めています。計画的に移管等を進めていくため、敷地・設備の調査、応募法人の確保に向けた利用率(入所率)の改善及び移管予定園の修繕などを本市が行う必要があります。						
	事業目的に 対する 有効性	民間移管事業は、平成16年の事業開始当初から令和4年3月までに59園を移管しました。厳しい財政状況の下で民間の力を活用して多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応していくことを目的としており、一定の効果が上がっています。具体的には、開所時間の延長(平日7:00~20:00、土曜7:00~18:30を最低条件とする)、土曜日給食の提供を全移管園にて実施しています。さらに、園独自の取組として、お泊り保育やバス遠足など、保護者のニーズに沿った取組が行われています。						
	本事業の 効率性・ 類似性	上記の事業実績にも記したとおり、年度により差はありますが、一定の縮減効果が出ています(平成16~令和3年度縮減額の累計:116億4,500万円)。また、市立保育所として建替え等を実施する場合、全額市費負担となりますが、移管事業においては、移管後の法人運営の中で建替え等の改修を行うことで、国からの補助や民間法人の自費負担があるため、市費負担を大幅に軽減した上で、施設的环境改善に寄与できます。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		外部有識者が専門的かつ客観的立場から移管先法人を選定しています。また、移管対象園の保護者に対しては、各種アンケート、意見交換会、三者協議会を実施し、円滑な移管に努めています。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	安定的に優良な法人を確保し、計画どおり移管事業を進めるためには、まずは、応募法人を確保することが重要です。待機児童対策により保育所の新規整備が増加するにつれ、優良な法人や経験者の確保は難しくなっているため、民間移管に対する法人の応募意欲をより喚起できるような取組を、積極的に進めていく必要があります。また、移管等の対象となる市立保育所には、市有地以外に立地する園や、他施設との複合・合築園など、様々な状況の保育所があるので、関係各所との調整や新たな移管方法の検討をしていく必要があります。						

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

小田 繁治

係長

高橋 一輝

市立保育所 係
山際 岬

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 2目 保育関連委託事業		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育支援課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-2 19
事業概要	実施根拠	法令等 その他	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 □	具体的 名称	児童福祉法、学校保健安全法、学校保健安全法施行規則、 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	・乳幼児期における歯科健康診断の重要性を考慮し、乳幼児の健やかな成長を促すため、市立保育所に入所している児童に対する 歯科健診と歯の保健指導の実施及び各保育・教育施設職員への歯科保健に関する普及啓発を通じて、歯科保健の充実を図る。 ・東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、市民不安の解消を目的として市内の保育所等の給食食材の測 定を行う。					
	具体的な 事業内容	・各市立保育所に嘱託歯科医師を設置し、入所している児童に対して歯科健診及び歯科保健指導を実施した。 ・保育・教育施設職員を対象とした歯科研修を実施した。 ・市民の不安解消を目的として、市内の保育所等の給食食材の測定を行った。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		歯科健診等実施施 設数(園)	目標	77	73	69	65
			実績	77	73	69	65
		給食食材放射性物 質検査園(園数)	目標	187	178	175	172
			実績	186	177	174	163
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		37,663千円	37,086千円	32,165千円	31,576千円
		支出済額		21,972千円	21,650千円	22,086千円	20,273千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		15,691千円	15,436千円	10,079千円	11,303千円
		執行率(%)		58%	58%	69%	64%
		人 件 費	一般職職員	1.8人	1.8人	1.5人	1.5人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	15,813千円		15,881千円	13,155千円	13,155千円		
総事業費		37,785千円	37,531千円	35,241千円	33,428千円		
増▲減		—	▲ 254千円	▲ 2,290千円	▲ 1,813千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	・歯科健診については、児童福祉法第45条、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第15条、学校保健安全法第 13条及び学校保健安全法施行規則第6条第1項第7項に明記されており、設置者として実施が必要である。 ・市民の不安を解消するため、保育所等の給食食材の検査は引き続き市として実施する必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	・法令等に基づき、市立保育所入所児童への歯科健診を実施している。また、保育・教育施設職員を対象とした研修では、実践的な ブラッシング指導、乳幼児保健の理論を保育士・看護師が学び、職場でのフィードバックにより職員の資質向上が図られた。 ・保育所等の給食の食材の検査を実施することで、安全性が確保できる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	・市立保育所嘱託歯科医師の委嘱は65園分を集約して行い、事務の効率化を図っている。 ・保育所等の給食食材の検査は他に類似する事業はなく、引き続き効率化を図りながら事業を実施する。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 民間施設を含めた歯科健診実施園にアンケート等を実施し、児童の受診状況、指導内容、事業への全般的な意見等を把握し、より 良い事業実施の参考としている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	・歯科健診については実施根拠となる法令等に従って、事業を実施していく必要がある。 ・給食食材の放射性物質の検査については、依然として市民の関心が高い状況にあり、事業を継続する必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	市立保育所 係
	野澤 裕美	高林 悠紀	石川 聖美

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 2目 保育・幼児教育職員等研修事業		所管区局・課	子ども青少年局 保育・教育支援課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-2 20
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 □ 規則 その他 ■	■ 法律 ■ 条例 □ 規則	具体的な 名称	子ども・子育て支援法、児童福祉法、保育所保育指針、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、保育センター運営費補助金交付要綱等		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	・保育園、認定こども園、幼稚園等に求められる現場の状況に即した研修や、小規模保育や家庭的保育従事者、認可外保育施設等の職員に対する研修の充実を図ることで、保育・幼児教育施設等職員のさらなる資質向上を目指す。					
	具体的な 事業内容	・認可保育所、地域型保育事業、認定こども園、幼稚園、横浜保育室、認可外保育施設等に対する研修を実施した。 ・各研修の実施時間・実施場所・実施回数等、参加しやすい仕組みにし、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等の経験年数に合った内容の研修を行った。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				□ 法令に基づく義務的経費		□ 内部事務経費のみ
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		保育施設職員向け局 実施研修講座数(講 座)	目標	53	53	53	50
			実績	50	46	43	45
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		84,756千円	82,023千円	79,266千円	81,833千円
		支出済額		83,050千円	86,839千円	74,633千円	68,537千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		1,706千円	△ 4,816千円	4,633千円	13,296千円		
執行率(%)		98%	106%	94%	84%		
人 件 費		一般職職員	6.2人	5.2人	6.8人	5.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	1.0人	
	概算人件費	54,467千円	45,880千円	59,636千円	48,955千円		
総事業費		137,517千円	132,719千円	134,269千円	117,492千円		
増▲減		—	▲ 4,798千円	1,550千円	▲ 16,777千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	・保育施設が増加し、施設形態も多様化する中、保育の質の確保・向上が求められており、保育・教育施設に対する総合的な研修機会が求められている。保育の質の向上は保護者からの要望も高く、自治体としての責任を果たすことが必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	・経験年数別、分野別の研修等を実施することで、各保育者又は施設が求める研修を実施し、各施設の質の確保・向上に役立っている。また、研修修了者に修了証を発行することで、研修参加への意欲の喚起や研修の成果の可視化につなげている。 ・団体や学校が実施する研修に補助したり、区で実施する研修を設けることで、局で直接実施する研修と異なる内容や、場所、日程などに合わせて研修を受講することが可能となっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	・他事業との類似性はないが、民間が実施する研修では費用がかかって受講が難しい場合もあり、保育者の資質向上のためにも市としての実施によって研修機会を確保することができている。 ・事業の中に局主催研修、区主催研修、団体や学校が実施する研修への補助があることで、全体を把握して内容や日程等の重複を避けて効率的に研修を行うことができている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		・研修の参加者にアンケート等を実施し、受講を希望する研修テーマの統計、ニーズの把握、課題や問題点の把握等を行っている。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	・アンケートの実施により参加者の意見を反映するなど、常に事業を評価及び見直し、研修内容を充実させる。 ・一部の研修を委託化し、民間のノウハウも導入しながら、事業見直しができないか検討を行う。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	人材育成係
	野澤 裕美	渡辺 由美	小川 邦江

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 2項 2目 認可外保育施設等利用料助成事業		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育給付課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-2 21	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	子ども・子育て支援法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	令和元年10月1日の子ども・子育て支援法改正により、新たに施設等利用費が設けられ、保育・教育費用の負担軽減を図ることとなりました。これに伴って横浜市でも認可外保育施設等の保育料の償還払いを実施しています。					
	具体的な 事業内容	保育の必要性の認定を受けた、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び市民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを対象に、認可外保育施設や市型以外の預かり保育における施設等利用費を、保護者からの請求に基づいて支給します。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	給付対象児童数(月 平均)	目標 実績			3,067	3,359	2,924
		目標 実績			2,032	2,751	2,600
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	現計予算額				341,442千円	1,100,189千円	1,106,904千円
	支出済額				162,033千円	1,092,473千円	865,996千円
	繰越額						
	差▲引				179,409千円	7,716千円	240,908千円
	執行率(%)				47%	99%	78%
	人 件 費	一般職職員			1.0人	1.0人	1.0人
		再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人
		概算人件費			8,823千円	8,770千円	8,770千円
総事業費				170,856千円	1,101,243千円	874,766千円	
増▲減			—	170,856千円	930,387千円	▲ 226,477千円	
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	子ども・子育て支援法により市町村が行うことと定められています。					
	事業目的に 対する 有効性	施設等利用費を支給することにより、子育てや教育にかかる費用負担を軽減できています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	他に類似の事業はありません。引き続き効率化を模索しながら実施します。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 子ども・子育て支援法に基づく事業のため、子ども・子育て会議において市民等外部意見を聴取しています。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	子ども・子育て支援法の規定により策定される子ども・子育て支援事業計画に基づき、事業の見直しを行っていきます。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

石田 登

係長

近江 志穂

給付係

橋本 果奈

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 2目 保育・教育コンシェルジュ事業		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育対策課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-2 22
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市保育・教育コンシェルジュ就業要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	保留児童が増えている中、保護者ニーズと保育サービス等を適切に結びつけることで、子育て家庭へのサービス向上を図ると共に、待機児童解消につなげるため、各区こども家庭支援課に「保育・教育コンシェルジュ」を配置しています。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービス等の利用に関する相談・情報提供業務 ・保留児のアフターフォロー ・保育サービス等の情報収集業務 ・利用者支援事業に伴う地域子育て支援拠点との連携業務 					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		翌年4月の待機児童 数(人)	目標	0	0	0	0
			実績	46	27	16	11
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		131,645千円	132,883千円	140,779千円	140,252千円
		支出済額		130,172千円	132,755千円	135,182千円	155,717千円
		繰越額					
差▲引		1,473千円	128千円	5,597千円	△ 15,465千円		
執行率(%)		99%	100%	96%	111%		
人 件 費		一般職職員					
		再任用職員					
	概算人件費		0千円	0千円	0千円	0千円	
総事業費		130,172千円	132,755千円	135,182千円	155,717千円		
増▲減		—	2,583千円	2,427千円	20,535千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	保育サービス等に関する専門相談員として、保育・教育コンシェルジュの知名度は上がってきており、預け先や働き方について悩んでいる保護者にとって心強い存在となっています。利用調整の結果、保留となった方に利用調整対象施設以外の保育サービス等の情報を行き届かせるためには、保育・教育コンシェルジュの存在が必要です。					
	事業目的に 対する 有効性	認可保育所等の利用を希望する保護者に対し、個々のニーズを把握して必要な保育サービス等の情報を提供する等丁寧に対応することで、待機児童の解消・改善が期待できます。また、保護者の満足度アップにもつながります。					
	本事業の 効率性・ 類似性	保育所等利用申込者数は令和4年4月に過去最大となり、それに合わせて相談件数も年々増加傾向にあります。今後も、保護者からの問い合わせや相談にきめ細かく対応していく必要があるため、現段階では見直しの予定はありません。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	個別の事業の中では仕組みを設けていませんが、市民等外部意見が寄せられた場合は必要な対応を行っています。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	保育・教育コンシェルジュによる個々のニーズにあわせた、きめ細かな保育サービスの情報提供等により、待機児童の減少に貢献しています。今後更なる保育ニーズの増大への対応として、保護者が保育所等利用申請に至る前に様々な保育サービスを紹介する機会の充実が重要なため、区役所窓口での相談に加え、施設連携や出張相談などのアウトリーチ型の取組みを強化する必要があります。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	渡辺 将	楨村 瑞光	西村 幸恵

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 2項 2目 補足給付費		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育運営課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-2 23	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	子ども・子育て支援法 ・実費徴収に係る補足給付事業実施要綱 等			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	子ども・子育て支援法に規定する教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。					
	具体的な 事業内容	教育・保育給付認定保護者のうち生活保護世帯である者が利用する、給付対象となる施設・事業者等に対し、当該利用者に係る教育・保育給付認定1～3号の教材費・行事費等の実費徴収額を補足給付費として支払う。また、施設等利用給付認定保護者のうち、低所得者世帯または多子世帯である者が利用する施設に対し、当該利用者に係る副食材料費の実費徴収額を補足給付費として支払う。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		対象人数 (延べ人数)	目標	8,086	13,582	19,578	19,531
			実績	2,705	5,922	11,514	10,803
			目標				
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		10,794千円	107,994千円	118,731千円	64,731千円
		支出済額		8,060千円	11,127千円	29,786千円	29,333千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		2,734千円	96,867千円	88,945千円	35,398千円
		執行率(%)		75%	10%	25%	45%
		人 件 費	一般職職員	0.1人	0.3人	0.3人	0.3人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	879千円		2,647千円	2,631千円	2,631千円		
総事業費		8,939千円	13,774千円	32,417千円	31,964千円		
増▲減		—	4,836千円	18,643千円	▲453千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	子ども・子育て支援法において地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられており、国が規定する実費徴収に係る補足給付事業実施要綱により、実施主体は市町村であると定められている。					
	事業目的に 対する 有効性	生活保護世帯の教育・保育給付認定保護者及び、低所得者世帯又は多子世帯の施設等利用給付認定保護者が利用する施設・事業所等に給付することで、保護者の負担軽減を図ることができている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	周知不足により制度を利用できない方がいないよう、引き続き補足給付事業の周知を行っていく必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無	子ども・子育て支援法に基づく事業のため、子ども・子育て会議において市民等外部意見を聴取している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	利用者の負担を軽減させることができるため一定の効果があるが、周知不足により制度を利用できない方がいないよう、継続して周知を行っていく必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

古石 正史・石田 登

係長

安田 翔・家田 裕也

係

神馬 玲那・深谷 亜衣

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 2項 2目 民間児童福祉施設償還金助成事業		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育給付課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-2 24	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市民間社会福祉施設償還金助成要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	保育所整備にあたって借入金を受けた法人に対して、借入金の元金に係る償還金及び利子の一部を助成することで法人の負担を軽減し、保育所整備の促進を図ります。 なお、施設整備支援のあり方について見直しを行い、新規の助成決定は平成26年度までに整備支援の方針を決定した案件までで終了となっています。					
	具体的な 事業内容	整備にあたって借入金を受けた法人に対して、借入金の元金に係る償還金及び利子の一部を助成します。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		助成対象施設数	目標	—	—	—	—
			実績	163	162	155	152
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		298,391千円	270,721千円	249,862千円	239,812千円
		支出済額		284,759千円	265,341千円	250,611千円	240,797千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		13,632千円	5,380千円	△ 749千円	△ 985千円
		執行率(%)		95%	98%	100%	100%
		人 件 費	一般職職員		0.2人	0.2人	0.2人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			1,757千円	1,765千円	1,754千円	1,754千円	
総事業費		286,516千円	267,106千円	252,365千円	242,551千円		
増▲減		—	▲ 19,410千円	▲ 14,741千円	▲ 9,814千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	保育所整備のために借り入れた元金の一部を補助することによって、保育所運営に係る負担を軽減し、安定した保育所運営を行います。					
	事業目的に 対する 有効性	保育所整備に係る負担を軽減することにより安定した保育所運営が見込めることから、保育所の設置促進に寄与しており、待機児童解消に貢献しています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	当事業については、各建築費の補助金単価に上乘せして助成を行うように見直しを行い、新規での補助金交付を停止していますが、すでに整備支援の方針を決定している案件については継続して事業を行う必要があります。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	当事業については、平成26年度までに整備方針が決定した案件が対象となっており、新規の募集を行っていないことから、現在外部意見の聴取は行っていません。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	保育所整備に係る負担を軽減することにより、安定した保育所運営が見込めることから、今後も平成26年度までに対象となった案件の償還が終了するまで、事業継続が必要です。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

石田 登

係長

川村 昌

給付係

飯田 香緒里

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 2目 認可外保育施設指導監督・助成事業		所管区局・課	子ども青少年局 保育・教育運営課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-2 25
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	認可外保育施設に対する指導監督の実施について 横浜市認可外保育施設助成事業実施要綱 保育環境改善等事業実施要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	近年増加している認可外保育施設に対する立入調査や集団指導による指導監督を実施し、児童の安全確保及び保育環境の向上を図ります。さらに、児童の処遇向上を図るため、施設へ助成を行います。					
	具体的な 事業内容	(指導監督について) 保育経験のある指導員を雇用し、保育内容、健康管理、施設の安全性等について指導を実施します。そのほか、集団指導研修を実施します。 (助成について) 調理従事者等の保菌検査費用、施設賠償責任保険・傷害保険等の加入費用、児童の健康診断費用、睡眠中のプレスチェックセンサー導入にかかる費用を助成します。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		認可外保育施設数 (各年度4月1日)	目標	-	-	-	-
			実績	308	339	355	361
		利用児童数 (各年度4月1日)	目標	-	-	-	-
	実績		4,756	5,880	5,778	6,060	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		18,010千円	20,332千円	37,936千円	44,337千円
		支出済額		18,419千円	18,439千円	24,812千円	22,982千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 409千円	1,893千円	13,124千円	21,355千円		
執行率(%)		102%	91%	65%	52%		
人 件 費		一般職職員		1.0人	1.0人	1.0人	2.0人
		再任用職員		3.0人	3.0人	3.0人	0.4人
	概算人件費		23,167千円	23,724千円	24,085千円	19,582千円	
総事業費		41,586千円	42,163千円	48,897千円	42,564千円		
増▲減		-	577千円	6,734千円	▲ 6,333千円		
事業 評価 の 視 点 に よ る 点 検 ・ 検 証 ・ 評 価	本市が行う 必要性	(指導監督について) 厚生労働省通知「認可外保育施設に対する指導監督について」に基づき、施設に対して「認可外保育施設指導監督基準」の遵守を促す必要があります。 (助成について) 認可外保育施設に対しては市からの運営費助成がないため、基準を満たすための助成を行う必要があります。全国の認可外保育施設では午睡中の呼吸停止などによる死亡事故が毎年起きており、事故防止が求められています。令和元年度より幼児教育・保育の無償化が開始したため、より一層の認可外保育施設の質の担保が求められています。					
	事業目的に 対する 有効性	(指導監督について) 保育職の職員が確認することで、保育内容や安全管理などについて、保育の視点から適切な指導を行うことができます。また、施設に対する集団指導を行うことにより、認可外保育施設指導監督基準の理解を促します。 (助成について) 各種助成を利用することにより、認可外保育施設指導監督基準の遵守・児童の処遇向上につながります。また、保育者のプレスチェックに加えて、プレスチェックセンサー機器を使用することで午睡中の保育の質の向上を図ります。					
	本事業の 効率性・ 類似性	プレスチェックセンサー補助の類似事業として、認可保育所では保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用補助を令和3年度より行います。 その他に類似の事業はありません。引き続き効率化を模索しながら実施します。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 各区窓口や保育・教育運営課において、利用者及び施設からの要望、意見等を直接お聞きし、ニーズに合わせた事業計画を策定しています。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	保菌検査助成の対象見込72施設に対し実績62施設、保険加入助成の対象施設見込185施設に対し実績138施設、児童健康診断助成の対象見込3,910人に対し実績2,304人、プレスチェックセンサー助成の対象見込50施設に対し実績2施設と見込に対する実績が減少しました。 プレスチェックセンサー補助について大幅に下回っている理由としては、令和2年度開始事業であることや、新型コロナウイルス感染症の拡大により、巡回訪問や定期立入調査を縮小したため、施設への周知が十分でなかったことが考えられます。令和4年度より助成対象の拡充を図り、より必要な施設に対して助成を実施できるように改善を行いました。引き続き施設への周知や事業の見直しを行っていきます。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

真館 裕子

係長

小川 伸子

運営・指導 係

杉山 直里

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 2項 2目 保育所等における業務効率化推進事業		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育運営課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-2 26	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 令和3年度横浜市保育所等における業務効率化推進事業助成要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	コロナ禍が今後も続く中で、引き続き感染防止対策を行いながら安定的な保育の提供ができるよう、保育所等における保育士の業務負担軽減を図ることを目的として、ICT化推進のための保育業務システム(指導計画の作成や保護者との連絡に関する機能等)の導入及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入を支援する。					
	具体的な 事業内容	保育業務システムの初期導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入費用の一部を助成する。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		申請件数 (保育業務支援システム)	目標				383
			実績				121
		申請件数 (多言語翻訳機)	目標				312
	実績					113	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額					322,350千円
		支出済額					87,753千円
		繰越額					0千円
		差▲引					234,597千円
		執行率(%)					27%
		人 件 費	一般職職員				
再任用職員						0.0人	
概算人件費						4,385千円	
総事業費					92,138千円		
増▲減		—			92,138千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本事業は、国の補助を活用した事業であり、国の事業内容に沿った事業を実施している。					
	事業目的に 対する 有効性	新型コロナウイルス感染症対策及び保育士の業務効率化に資する事業であり、導入を検討していた園の後押しになっている。指標については、平成28年度から5年ぶりの実施だったため、前回の申請件数を参考にして指標を設定したが、すでにICT化が進んでいた園が多く、予想を下回った。今後は、未導入の施設・事業所が活用できるよう指標を設定し、有効性を高めていく。					
	本事業の 効率性・ 類似性	保育所等を対象とした補助金において、本事業と類似事業はない。計画書の提出から実績報告まで、園の負担を軽減できるよう事務改善を行いながら、必要な園が活用できるように現行制度を維持する見込みである。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	国の補助を活用した事業であるので、それぞれの仕組みに沿って効率的に事業を進めているが、より多くの園が活用できるよう、補助要件の緩和等を国に要望を行う。また、一定期間、事業を実施し、市内施設のICT化の状況に応じて、今後の事業継続を検討する必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 古石 正史	係長 永島 しおり	運営・指導 係 柳沢 盛仁		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 2項 2目 児童福祉施設等における感染症 拡大防止対策事業		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育運営課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-2 27	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的な 名称	横浜市児童福祉施設等による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金交付要綱 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金交付要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	児童福祉施設等が新型コロナウイルス感染症拡大防止に要する経費に対し補助金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資することを目的とする。					
	具体的な 事業内容	感染症拡大防止のための備品等の購入経費、施設・事業所の消毒等の経費、感染症予防の広報・啓発に係る経費、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費、その他感染症拡大防止に係る経費に対して補助金を執行する。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
	目標			-	-		
	実績			3240	2985		
	目標						
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
事業実績	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額			1,664,000千円	1,264,450千円	
		支出済額			1,433,243千円	1,337,581千円	
		繰越額			0千円	0千円	
		差▲引			230,757千円	△ 73,131千円	
		執行率(%)			86%	106%	
		人 件 費	一般職職員			2.0人	2.0人
			再任用職員			0.0人	0.0人
			概算人件費			17,540千円	17,540千円
		総事業費			1,450,783千円	1,355,121千円	
増▲減		-		1,450,783千円	▲ 95,662千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	国の補助事業として、実施主体が自治体(市町村)と定められている。また、本事業のほか、保育所等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る補助事業が無いことから、市内保育所等の新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底のために、本市が行う必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	保育所等は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、通常より多くの物品の購入経費や職員の超過勤務手当など、通常であれば要しない経費の支払いが発生することになる。これらの経費の一部を補助することで、保育所等の経費負担を軽減し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をより一層進めることができている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	類似事業として、新型コロナウイルス感染症のため、休園した施設の早期再開を支援する「横浜市新型コロナウイルス感染症に関する保育施設再開支援補助金」がある。 交付申請受付、交付決定、実績報告書審査など、それぞれの事務において、引き続き事務の効率性を追求していく。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	国及び県の補助を活用した事業であるので、それぞれの仕組みに沿って効率的に事業を進める必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

古石 正史

係長

柘植 慎一郎

運営・指導 係

柳川 咲冬

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6 款 2 項 3 目		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育運営課	令和4年度 事業評価書番号	6 - 2 - 3 1	
	私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費				政策番号	24	
					主な施策(事業)番号	1	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	子ども・子育て支援法		
		その他	<input type="checkbox"/>		乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援		
	中期計画	政策	保育・幼児教育の場の確保				
		施策(事業)	保育・幼児教育の場の確保				
事業の目的	国の少子化対策の一つとして、また生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児教育について、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障するとともに、私立幼稚園等の就園に伴う保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の振興を図る。						
具体的な 事業内容	幼児教育に要した費用(保育料・入園料)について、園児1人あたり月額25,700円を上限とした額を支給する。						
事業実績	中期4か年 計画の指 標、想定事 業量	指 標		計画策定時	令和3年度	目標値	
		保育所等待機児童数		63人(30年4月)	11人(令和4年4月)	0人(令和4年4月)	
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値	
		保育・教育施設・事業の利用者数		①認可保育所・小規模保育事業・横浜保育室等 72,575人(30年4月1日) ②幼稚園 43,965人(30年5月1日)	①認可保育所・小規模保育事業・横浜保育室等 79,819人(令和4年4月1日) ②幼稚園 33,435人(令和4年5月1日)	128,000人 (令和4年4月1日)	
	備考						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額				7,535,840千円	6,465,428千円
		支出済額				7,387,131千円	6,303,347千円
		繰越額				0千円	0千円
		差▲引				148,709千円	162,081千円
執行率(%)				98%	97%		
人件費		一般職員				1.0人	1.0人
		再任用職員				0.0人	0.0人
	概算人件費				8,770千円	8,770千円	
総事業費				7,395,901千円	6,312,117千円		
増▲減		—		7,395,901千円	▲ 1,083,784千円		
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	私学助成幼稚園及び特別支援学校幼稚園部に在園する園児について、世帯の経済状況に関わらず、本市から幼児教育・保育の無償化による給付である子育てのための施設等利用給付費を支給することで、教育の提供に貢献している。					
	事業目的に 対する有効 性	質の高い幼児教育の機会を保障し、保護者の経済的負担を軽減することは、少子化対策として有効である。					
	本事業の 効率性・ 類似性	私立幼稚園に在園する園児の保護者の経済的負担の軽減と幼稚園教育を受ける機会の拡大を図るために実施する類似制度はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本市の広聴制度の中で市民等外部意見が寄せられた場合は必要な対応を行っています。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付は、主に子ども・子育て支援新制度に移行していない私学助成幼稚園が対象である。今後、新制度及び認定こども園への移行が進めば、支給対象園は減少していく。					
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担を軽減することにより、幼児教育の場の安定的な確保に取り組み、質の高い幼児教育の実現に貢献した。今後も多様化する子育てニーズに対応する必要がある。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	幼児教育 係 木幡 香		
			古石 正史	杉浦 さおり			

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 3目 私立幼稚園等一時預かり保育事業		所管区局・課		こども青少年局 保育・教育運営課		令和4年度 事業評価書番号		6-2-3 2		
								政策番号		24		
								主な施策(事業)番号		1		
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則			具体的 名称	一時預かり事業実施要綱 子ども・子育て支援交付金交付 要綱 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金交付 要綱					
		その他	■									
		中期計画	政策 施策(事業)	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援 保育・幼児教育の場の確保								
	事業の目的	地域での子育て支援を図るため、子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一つとして、平成27年度より事業開始。										
具体的な 事業内容	在園児を対象に、正規の教育時間前後及び休業日に預かり保育を実施する幼稚園・認定こども園に対して、運営費を補助する。											
事業実績	中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値						
		保育所等待機児童数		63人(30年4月)	11人(令和4年4月)	0人(令和4年4月)						
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値						
		一時預かり事業の延べ利用者数		1,723,829人/年	1,906,981人/年	2,432,000人/年						
	備考											
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
		現計予算額		96,791千円	109,934千円	236,274千円	217,768千円					
		支出済額		104,416千円	116,178千円	195,164千円	188,661千円					
		繰越額		0千円	20,932千円	0千円	0千円					
		差▲引		△ 7,625千円	△ 27,176千円	41,110千円	29,107千円					
執行率(%)		108%	125%	83%	87%							
人件 費		一般職員		0.3人	0.3人	0.3人	0.3人					
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人					
	概算人件費		2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円						
総事業費		107,052千円	139,757千円	197,795千円	191,292千円							
増▲減		—	32,705千円	58,038千円	▲ 6,503千円							
事業評価 の視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	家庭における保育が一時的に困難となった在園児に対して保育を提供し、保護者の多様な保育ニーズに対応している。 子ども・子育て支援新制度における「地域子ども・子育て支援事業」の一つであり、給付対象の幼稚園・認定こども園は、都道府県の 私学助成による預かり保育補助に申請できない可能性があるため、主に給付対象に移行した幼稚園・認定こども園の一時的な預かり 保育に対する補助申請先として必要な事業となっている。										
	事業目的に 対する有効性	主に給付対象施設の幼稚園・認定こども園在園児の一時的な保育利用ニーズに込えている。										
	本事業の 効率性・ 類似性	保育が必要な園児に長時間保育を提供する「私立幼稚園等預かり保育事業」とは異なり、保護者の要件等を設けず必要に応じて全 園児の利用が可能となっており、より幅広い層の預かり保育利用を可能としている点で、年々ニーズが高まり、利用者数も増えている。										
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		本市の広聴制度の中で市民等外部意見が寄せられた場合は必要な対応を行っている。								
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	市と県の事業を合わせた全体的な事業量の把握に努めるとともに、一時預かり保育の場の拡充を図っていく。										
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	多様な保育ニーズに対応し、特に、リフレッシュ等の理由での利用において、子育てに対する負担感の軽減の一助となっている。 本事業の未実施園に対し、事業の概要および実施する意義の説明等に努め、引き続き、一時預かり保育の場の更なる拡充を 目指す。											
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	古石 正史		係長	杉浦 さおり		幼児教育 係 本間 恵美		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 2項 3目 私立幼稚園等預かり保育補助事業		所管区局・課	子ども青少年局 保育・教育運営課	令和4年度 事業評価書番号	6-2-3 3		
					政策番号	24		
				主な施策(事業)番号		4		
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援交付金交付要綱、子どものための教育・保育給付費補助金、横浜市私立幼稚園預かり保育事業実施要綱、横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱、横浜市特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)預かり保育事業実施要綱、横浜市特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)預かり保育事業補助金交付要綱、横浜市特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)預かり保育事業(満3歳児)補助金交付要綱			
		その他	■					
	中期計画	政策	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援					
		施策(事業)	多様な保育ニーズへの対応					
事業の目的	待機児童対策と多様な教育・保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、平成9年度にモデル事業として事業開始(12年度から本格実施。)							
具体的な 事業内容	幼稚園・認定こども園の教育・保育資源を活用し、満3～5歳児(保育を必要とする園児)を対象とした長時間保育に対し、運営費を補助する。さらに、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に合わせ、3歳児から5歳児及び満3歳児の非課税世帯の保護者負担を無償とする。							
中期4か年 計画の指 標、想定事 業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値			
	保育所等待機児童数		63人(30年4月)	11人(令和4年4月)	0人(令和4年4月)			
	想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値			
	一時預かり事業の延べ利用者数		1,723,829人/年	1,906,981人	2,432,000人/年			
事業実績	備考							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		2,798,237千円	3,399,976千円	3,785,301千円	3,815,848千円	
		支出済額		2,933,477千円	3,751,351千円	4,197,875千円	4,629,380千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		△ 135,240千円	△ 351,375千円	△ 412,574千円	△ 813,532千円	
		執行率(%)		105%	110%	111%	121%	
		人件費	一般職職員		1.6人	1.6人	1.6人	1.6人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			概算人件費		14,056千円	14,117千円	14,032千円	14,032千円
総事業費		2,947,533千円	3,765,468千円	4,211,907千円	4,643,412千円			
増▲減		—	817,935千円	446,439千円	431,505千円			
事業評価 の視点に よる点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	認可保育所と同等の保育の必要性の認定基準を満たす児童が幼稚園・認定こども園にて長時間保育を受けることができ、待機児童対策に貢献しているとともに、月48時間以上64時間未満の短時間就労等の方も利用することができ、多様な保育ニーズにも対応している。また、長時間保育の環境を整えることで、地域型保育事業等、低年齢児のための保育施設の連携先としての機能が期待できることから必要な事業となっている。						
	事業目的に 対する有効 性	実施園数・利用者数ともに増加しており、認可保育所と同等の保育の必要性の認定基準に合致した園児の利用が多いため、待機児童対策に貢献している。						
	本事業の 効率性・ 類似性	補助単価や制度変更もふまえ、内部事務の見直しを適宜行っている。 長時間保育に必要な補助金交付を定期的に行うことで、実施園の安定的な運営の支援と事業実績の管理ができています。(給付対象の幼稚園・認定こども園:月ごと、私学助成を受ける幼稚園:四半期ごとの補助金交付) 保護者の頻回利用を想定した月極の補助額を設定しており、市や県が実施する理由を問わない一時的な預かり保育に対する補助事業との整理ができています。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無 外部有識者で構成される「横浜子ども・子育て会議(保育・教育部会)」における審議のうえ、新規認定園を決定している。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	利用者数・保育ニーズが増える一方、実施園では利用者に対応するための職員配置が難しい等の課題を抱えている。 未実施園へのアプローチ等を行い、実施園の拡大並びに区による実施率の偏りを解消していくとともに、預かり保育の利用要件についての周知や、安全面での確保についても保護者に理解していただけるよう努めていく。 また、引き続き保育内容の質の向上を目指し、担当者向け研修会等を年数回実施し、担当者の研修会への参加率を高めるため、広く周知していく。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	待機児童対策として、保育の要件のある園児を受け入れ、事業を拡大してきた。特に認可保育所等を利用できない月48時間以上64時間未満の要件を受け入れることにより、本市の待機児童対策に寄与するとともに、多様な保育ニーズに対応している。 また、実施園担当者向けに研修会を年3回実施し、保育の質の向上を図っている。							
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	幼児教育 係 本間 恵美			
			古石 正史	杉浦 さおり				

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 3目 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育運営課	令和4年度 事業評価書番号	6-2-3 4	
						政策番号	24	
						主な施策(事業)番号	1	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的な 名称	一時預かり事業実施要綱、子ども・子育て支援交付金交付要綱、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱		
		その他	■					
	中期計画	政策	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援					
		施策(事業)	保育・幼児教育の場の確保					
事業の目的	私立幼稚園において、長時間保育を必要とする2歳児を受入れることにより、多様な保育ニーズに応え、待機児童対策を推進する。							
具体的な 事業内容	事業開始に伴う保育室の改修及び備品の購入等に充てる開設準備費及び運営費に対する補助をする。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		保育所等待機児童数		63人(30年4月)	11人(令和4年4月)	0人(令和4年4月)		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		保育・教育施設・事業の利用者数		①認可保育所・小規模保育事業・横浜保育室等 72,575人(30年4月1日) ②幼稚園 43,965人(30年5月1日)	①認可保育所・小規模保育事業・横浜保育室等 79,819人(令和4年4月1日) ②幼稚園 33,435人(令和4年5月1日)	128,000人 (令和4年4月1日)		
	備考							
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		65,720千円	84,008千円	111,369千円	107,662千円	
		支出済額		8,322千円	7,391千円	56,883千円	49,268千円	
		繰越額		0千円	596千円	0千円	0千円	
		差▲引		57,398千円	76,021千円	54,486千円	58,394千円	
執行率(%)		13%	10%	51%	46%			
人件費		一般職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
		概算人件費	8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円		
総事業費		17,107千円	16,810千円	65,653千円	58,038千円			
増▲減		—	▲ 297千円	48,843千円	▲ 7,615千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	待機児童対策として保育ニーズの対応により、保育所等の申請の抑制を図り、待機児童数の減少に効果がある。さらに、本市の幼稚園の教育・保育資源を活用することにより、子どもの育ちに好影響があり、教育・保育の質の向上が促進され、横浜の子育て環境の充実を図っている。						
	事業目的に対する有効性	本事業の利用に際し、保育所等の入所基準と同等の保育の必要性(教育・保育給付認定3号認定)が必須であることから待機児童対策としての役割を果たしている。						
	本事業の効率性・類似性	長時間保育に必要な補助金交付を定期的に行うことで、実施園の安定的な運営の支援と事業実績の管理ができています。(四半期ごとの補助金交付)						
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無		外部委員で構成される審議会において、審査し、新規認定園を決定する。				
	自己評価及び事業見直しの方向性	実施園が少ない状況にある。新規実施園の拡大に向けて未実施園へのアプローチ等を行い、丁寧な個別相談により、実施園の拡大を図っていく。また、実施園の利用者の拡大を図るため、引き続き区役所と協力し、広く周知に努めていく。						
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	国の子育て安心プランに基づき、平成30年12月から新規事業として開始した。事業開始から間もないため、利用者は少数に留まっているが、利用には保育所入所要件が必要であり、待機児童対策としての役割を果たしている。実施について検討している園もあることから、事業を推進するため、引き続き園への周知や説明を行っている。							
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	幼児教育 係			
			古石 正史	杉浦 さおり	木幡 香			

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 3目 私立幼稚園等施設整備費補助事業		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育運営課	令和3年度 事業評価書 番号	6-2-3 5
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金交付要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	幼稚園及び認定こども園の施設整備費を補助することで、良好な教育環境を確保する。					
	具体的な 事業内容	新築・改築及び大規模修繕を行う場合、経費の一部を補助。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		補助対象園数(園)	目標	-	-	-	-
			実績	25	29	28	30
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		補助金交付申請・審査結果に応じて交付する事業のため				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		30,000千円	30,000千円	30,000千円	30,000千円
		支出済額		25,000千円	29,000千円	28,000千円	30,000千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		5,000千円	1,000千円	2,000千円	0千円		
執行率(%)		83%	97%	93%	100%		
人 件 費		一般職職員		0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円	
総事業費		27,636千円	31,647千円	30,631千円	32,631千円		
増▲減		-	4,011千円	▲1,016千円	2,000千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	市内の既設幼稚園及び認定こども園の園舎の修繕に要する経費の一部を補助することにより、良好な教育環境を維持するために必要な事業となっている。					
	事業目的に 対する 有効性	老朽化した園舎の修繕を支援することができており、良好な教育環境の維持が図られている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	補助金交付対象園を決定するための評価基準や、補助限度額等見直しを随時行っている。平成27年度に補助単価の見直しと園数の拡大を行った。園舎の修繕に対して補助等を行うような類似制度はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本市の広聴制度の中で市民等外部意見が寄せられた場合は必要な対応を行っている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	幼稚園及び認定こども園の教育環境の維持に有効であることから、引き続き実施する。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	幼児教育 係
	古石 正史	永島 しおり	和田 宣行

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 2項 3目 私立幼稚園等補助事業	所管区局・課	こども青少年局 保育・教育運営課	令和3年度 事業評価書 番号	6-2-3 6		
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	横浜市私立幼稚園等補助金交付要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	幼稚園及び認定こども園の教育条件の維持及び向上を図り、もって幼児教育の健全な発展に役立てる。					
	具体的な 事業内容	私立幼稚園及び認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費を助成する。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費		□ 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	補助対象園(園数)	目標	-	-	-	-	
		実績	263	265	271	274	
		目標					
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		補助金交付申請・審査結果に応じて交付する事業のため				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		126,500千円	119,750千円	119,450千円	119,450千円
		支出済額		126,476千円	119,838千円	119,450千円	119,450千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		24千円	△ 88千円	0千円	0千円
		執行率(%)		100%	100%	100%	100%
		人 件 費	一般職職員		0.3人	0.3人	0.3人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円	
総事業費		129,112千円	122,485千円	122,081千円	122,081千円		
増▲減		—	▲ 6,627千円	▲ 404千円	0千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	横浜市内の幼稚園・認定こども園はすべて私立であり、教育条件の維持及び向上を図り、幼児教育の健全な発展のために必要な事業となっている。					
	事業目的に 対する 有効性	横浜市内のほとんどの幼稚園・認定こども園が補助対象となっており、ほぼ見込みとおりの実績となっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	横浜市内の全幼稚園・認定こども園を対象に、教育条件の維持及び向上を図り、幼児教育の健全な発展のために実施する類似制度はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無	本市の広聴制度の中で市民等外部意見が寄せられた場合は必要な対応を行っている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	幼稚園・認定こども園の教育条件の維持及び向上、幼児教育の発展に有効であることから、引き続き実施する。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 古石 正史	係長 永島 しおり	幼児教育 係 和田 宣行		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 2項 3目 私立幼稚園研究・研修補助事業		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育運営課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-3 7	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市私立幼稚園研究・研修補助金交付要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	公益社団法人横浜市幼稚園協会が行う研究・研修事業等に対し補助を行い、幼児教育に関する調査研究、幼稚園・認定こども園に勤務する教員の資質向上等、地域における幼児教育の充実、私学の振興に寄与する。					
	具体的な 事業内容	幼稚園教育の振興及び幼児教育の健全な発展を図るため、公益社団法人横浜市幼稚園協会が実施する幼稚園・認定こども園教職員の研修・研究事業、父母組織の活動強化費等の助成を行う。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
	達成指標	研究・研修会参加者 延べ人数(人)	目標	22,952	23,000	-	-
			実績	21,406	20,404	7,181	22,634
			目標				
			実績				
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		36,000千円	36,000千円	36,000千円	36,000千円
		支出済額		36,000千円	36,000千円	36,000千円	36,000千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
		執行率(%)		100%	100%	100%	100%
		人 件 費	一般職職員	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			879千円	882千円	877千円	877千円	
総事業費		36,879千円	36,882千円	36,877千円	36,877千円		
増▲減		-	4千円	▲5千円	0千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本市の幼稚園・認定こども園は全て私立であり、それぞれの建学の精神に基づいた教育を行っており、本補助事業は幼稚園・認定こども園教員の資質向上、ひいては市全体の幼児教育及び保育の質の維持・向上のために不可欠であり、子ども・子育て支援事業計画に掲げる施策①の主な事業・取り組みの一つとしても実施しているため、必要な事業となっている。					
	事業目的に 対する 有効性	令和3年度の研修については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインの研修が中心となったものの、一部では対面の研修も実施し、参加人数は延べ20,000人を超えた。市内幼稚園教職員4,230人(令和3年度学校基本調査幼稚園及び認定こども園教員数)の多くが受講したと考えられる。このことから、本補助事業を実施することにより、幼児教育に関する調査研究及び教職員の資質向上を図り、市内における幼児教育の充実及び幼稚園教育の振興に繋がっていると考える。					
	本事業の 効率性・ 類似性	私立幼稚園・認定こども園を集約する唯一の団体であることや、研修等経費が補助額以上にかかっている状況から、整理統合していくことは困難である。また、本市が団体に対し実施する類似制度はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本市の広聴制度の中で市民等外部意見が寄せられた場合は必要な対応を行っている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	幼稚園・認定こども園教員の資質向上や、市全体の幼児教育及び保育の質の維持・向上に対して有効であることから、引き続き実施する。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	幼児教育 係		
			古石 正史	杉浦 さおり	木幡 香		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 3目 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育運営課	令和3年度 事業評価書 番号	6-2-3 8
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱 横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金交付要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	私学助成を受ける幼稚園及び幼稚園類似幼児施設に在園している障害児に対する教育が、障害の種類・程度などに応じて適切に行われる環境を確保する。					
	具体的な 事業内容	私学助成を受ける幼稚園及び幼稚園類似幼児施設の設置者に対し、対象園児の人数に応じて、特別支援教育費に係る経費を補助する。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		補助対象園児数 (人)	目標	—	—	—	—
			実績	771	680	600	578
		目標					
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		補助金交付申請・審査結果に応じて交付する事業のため				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		83,600千円	71,000千円	54,800千円	47,400千円
		支出済額		153,500千円	136,000千円	120,000千円	115,600千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 69,900千円	△ 65,000千円	△ 65,200千円	△ 68,200千円		
執行率(%)		184%	192%	219%	244%		
人 件 費		一般職職員		0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円	
総事業費		156,136千円	138,647千円	122,631千円	118,231千円		
増▲減		—	▲ 17,489千円	▲ 16,016千円	▲ 4,400千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	私学助成を受ける幼稚園及び幼稚園類似幼児施設(以下「私立幼稚園等」という)に在園している障害児が、障害の種類・程度などに応じた教育を受けることで、私立幼稚園等の教育条件の維持及び向上を図るとともに、園児の健全な発達の促進に寄与しており、必要な事業となっている。					
	事業目的に 対する 有効性	令和2年度実績では、私学助成を受ける幼稚園120園のうち87園、幼稚園類似幼児施設2園のうち1園に対し補助を実施し、1園あたりの平均受入園児数は約6.6人となっている。1園あたりの申請園児数は年々増加しているため有効である。					
	本事業の 効率性・ 類似性	平成27年度から給付対象施設となる幼稚園及び認定こども園については、新たに保育所同様の障害児等受入加算助成を行うため、補助対象外としたなど、適宜見直しを行っている。 私立幼稚園等に在園している障害児が、障害の種類・程度などに応じた教育を受けることで、私立幼稚園等の教育条件の維持及び向上を図るとともに、園児の健全な発達に寄与するための類似制度はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		補助対象園児の決定にあたっては、医師等の専門家から構成する「保育状況検討会」の意見を求めている。 また、本市の広聴制度の中で市民等外部意見が寄せられた場合は必要な対応を行っている。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	私立幼稚園等に在園している障害児が、障害の種類・程度などに応じた教育を受けることで、私立幼稚園等の教育条件の維持及び向上を図るとともに、園児の健全な発達に寄与するため、引き続き事業を実施する。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	幼児教育 係
	古石 正史	永島 しおり	和田 宣行

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 3目 幼稚園教諭等住居手当補助事業		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育運営課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-3 9
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市幼稚園教諭等住居手当補助金交付要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	保育人材確保が問題視されている中で、保育所等にのみ宿舍借り上げ支援事業が実施され、待機児童対策に貢献している幼稚園が保育者の採用に不利な状況であったことから、保育所等と幼稚園の事業者間の公平性を考慮し、待機児童対策として「保育の必要性のある園児」を受け入れる「私立幼稚園等預かり保育事業」又は「私立幼稚園2歳児受入れ推進事業」を実施している幼稚園に対し、幼稚園教諭等への住居手当の一部を補助することで、保育者の雇用を促進し離職防止を図り、待機児童対策を推進する。					
	具体的な 事業内容	待機児童対策として「保育の必要性のある園児」を受け入れる「私立幼稚園等預かり保育事業」又は「私立幼稚園2歳児受入れ推進事業」を実施している幼稚園に対し、保育者として従事する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その一部を補助する。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		補助対象保育者数	目標	-	-	314人	346人
			実績	-	-	194人	232人
			目標	-	-		
	実績		-	-			
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額				75,360千円	83,040千円
		支出済額				20,432千円	29,442千円
		繰越額				0千円	0千円
差▲引				54,928千円	53,598千円		
執行率(%)				27%	35%		
人 件 費		一般職職員				0.4人	0.4人
		再任用職員				0.0人	0.0人
	概算人件費				3,508千円	3,508千円	
総事業費				23,940千円	32,950千円		
増▲減			-	23,940千円	9,010千円		
事業評価 の視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本市の待機児童対策の大きな柱の一つである私立幼稚園等預かり保育事業、私立幼稚園2歳児受入れ推進事業を実施している幼稚園に対し、勤務する幼稚園教諭等に支給する住居手当の一部を補助することにより、幼稚園教諭等の人材の確保、定着及び離職防止を図るとともに、幼稚園における預かり保育の推進が期待できることから、必要な事業となっている。					
	事業目的に 対する 有効性	既存施設の活用により市費負担を抑え、多様な保育ニーズに対応し、待機児童対策に貢献している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	幼稚園を対象とした人材確保支援を行うような類似制度はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本市の広聴制度の中で市民等外部意見が寄せられた場合は必要な対応を行っている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	幼稚園における人材確保支援として、また幼稚園における預かり保育の推進を図る事業として待機児童対策に有効であることから、引き続き実施する。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	幼児教育 係
	古石 正史	杉浦 さおり	宇木 柊平

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 3目 幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援		所管区局・課	こども青少年局 保育・教育運営課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-3 10
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	子ども・子育て支援法 横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	無認可の幼稚園等、地域で多様な集団活動を実施している施設は、幼児教育・保育の無償化の対象外であったため、国の令和3年度予算案に、「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」事業が創設された。本市においても、対象となる施設・事業者があることから、国の事業に基づき、利用支援を実施し、保護者の経済的負担を軽減する。					
	具体的な 事業内容	一定の基準を満たす、幼児を対象とした多様な集団活動を利用する幼児教育・保育無償化の給付を受けていない保護者に、その利用料の一部を給付する。上限額：20,000円/月（※1）。 ※1 利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		補助対象者数	目標	-	-	-	340人
			実績	-	-	-	134人
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額					82,100千円
		支出済額					13,834千円
		繰越額					0千円
		差▲引					68,266千円
		執行率(%)					17%
		人 件 費	一般職職員				
再任用職員						0.0人	
概算人件費						4,385千円	
総事業費					18,219千円		
増▲減		-			18,219千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本事業は令和3年度から新たに新設された国の事業であり、本市にも対象する施設が存在し、無償化を受けられない保護者からの問い合わせがあることから、本市が実施する必要がある。 事業内容については、国と同じ内容で行っている。					
	事業目的に 対する 有効性	補助対象者数は、340人で積算していたが、幼稚園類似施設および認可外保育施設の補助対象者数が想定よりも少なかった。しかし、想定していた施設からの申請があり、保護者に対し給付が実施できたため、事業目的を達成できている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	保育施設の要件を満たさない施設を利用している児童の保護者の経済的負担を軽減する類似制度はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無		本市の広聴制度の中で市民等外部意見が寄せられた場合は必要な対応を行っている。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	年度途中にも対象施設の審査申込があり、本事業に対する施設・保護者からのニーズがあるため、引き続き実施する。また、支払い時期の検討や、対象施設の審査基準・方法の明確化など、事業を進める中で改善を行っていく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	幼児教育 係
	真館 裕子	永島 しおり	宇木 柊平

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 4目 放課後キッズクラブ事業		所管区局・課	こども青少年局 放課後児童育成課	令和4年度 事業評価書番号	6-2-4 1	
						政策番号	24	
						主な施策(事業)番号	5	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 ■	具体的 名称	児童福祉法、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 他			
	中期計画	政策 施策(事業)	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援 放課後の居場所づくり					
	事業の目的	都市化による遊びの場の減少、少子化・核家族化による子ども同士の交流機会の減少、女性の就業率増加による留守家庭児童等の増加と子どもの安全に対するニーズの増大等、子どもたちを取り巻く環境の変化を踏まえて事業を開始した。						
	具体的な 事業内容	小学校施設を活用し、全ての子どもたちを対象にした「遊びの場」と、留守家庭児童等を対象にした「生活の場」を兼ね備えた、安全で快適な放課後の居場所を提供する。						
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		放課後19時までの居場所づくり ①放課後キッズクラブの整備率 ②放課後児童クラブの基準適合率 ③人材育成研修を受講した事業所の割合		①74% ②61% ③72%	①100% ②99% ③97%	①100%(令和元年度) ②100%(令和元年度) ③100%		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		放課後の居場所における留守家庭児童の受入可能数		21,707人(累計)	36,690人(累計)	24,618人(累計)		
		備考	※政策24・主な施策5・想定事業量②の達成にも関連します。					
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		4,904,193千円	5,579,197千円	6,135,978千円	6,504,675千円	
		支出済額		4,644,880千円	5,632,252千円	5,351,256千円	6,019,014千円	
		繰越額			16,659千円		58,454千円	
		差▲引		259,313千円	△ 69,714千円	784,722千円	427,207千円	
執行率(%)		95%	101%	87%	93%			
人件費		一般職員		7.0人	7.0人	5.5人	4.5人	
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
		概算人件費		61,495千円	61,761千円	48,235千円	39,465千円	
	総事業費		4,706,375千円	5,710,672千円	5,399,491千円	6,116,933千円		
増▲減		—	1,004,297千円	▲ 311,181千円	717,442千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	都市化の影響によって、子どもが自由に遊ぶことのできる身近にある空き地や遊び場が減少している。また、女性の社会進出や核家族化等の社会環境の変化に伴い、留守家庭児童等が増加している。そのため、普段使い慣れている小学校を活用し、安全で快適な放課後の居場所を確保することが必要である。						
	事業目的に対する有効性	・普段使い慣れている学校施設の中に、安全で快適な放課後の居場所があることで、保護者は安心して就労することができる。 ・留守家庭児童等のみならず、全ての子どもたちの異年齢交流や社会体験等の充実が図られる。						
	本事業の効率性・類似性	・全ての小学校において、放課後キッズクラブが開設されたことで留守家庭児童等への対応が可能となり、効率的な事業展開が図られる。 ・放課後児童クラブと同様に補助事業として効果的な事業となっている。						
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	■ 有 □ 無 横浜市子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援事業計画の進捗等を報告し、意見を求めている。 利用者や運営主体等を対象としたアンケート及び関係者で構成する懇談会を実施し、その結果を踏まえて事業の見直しを行った。						
	自己評価及び事業見直しの方向性	・利用者アンケートにおいて、「活動内容等の満足度」として全体の90.4%が「満足」「やや満足」と回答している。 ・留守家庭児童等が安心して生活できる安全で快適な放課後の居場所が提供できている。 ・留守家庭児童等の増加に伴い、安全で快適な「生活の場」としての放課後の居場所の必要性は、今後ますます増加していくと考えられる。より豊かで安全安心な居場所となるよう、質の向上を進めていく。						
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	・留守家庭児童等を含むすべての児童の「遊び」及び「生活」の場を確保するために、全小学校の「はまっ子ふれあいスクール」を「放課後キッズクラブ」に転換するという方針に基づき、令和2年度に全小学校に設置することができた。 ・事業趣旨やニーズに沿った事業の見直しができるよう、事業のあり方を検討し、3年度より短時間の預かりのニーズに応じた利用区分の創設や減免制度の拡充等を実施。4年度からは保護者ニーズの高かった土曜日を除く学校休業日の開所時間の前倒しにより、開所時間を8時30分から8時とした。 ・一層の質の向上を図り、全ての子どもたちが遊びを通じて有意義な時間を過ごすことができるよう、引き続き取り組んでいく。							
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	永松 弘至		係長	唐澤 英和		係 前川 健	

令和4年度事業評価書

中期計画 関連事業

令和3年度 事業名	6款 2項 4目 放課後児童クラブ事業		所管区局・課	こども青少年局 放課後児童育成	令和4年度 事業評価書番号	6-2-4 2	
					政策番号	24	
					主な施策(事業)番号	5	
事業概要	実施根拠	法令等	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則	具体的名称	児童福祉法、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 他		
		その他	■				
	中期計画	政策	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援				
		施策(事業)	放課後の居場所づくり				
事業の目的	地域の理解と協力のもとに実施する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)として、保護者の就労等により、留守家庭となる児童に対し、適切な生活及び遊びの場を提供し、その健全な育成を図る。						
具体的な事業内容	放課後児童健全育成事業所のうち、市の条例及び実施要綱の基準に沿って運営を行う放課後児童クラブに運営費の一部を補助。						
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値	
		放課後19時までの居場所づくり ①放課後キッズクラブの整備率 ②放課後児童クラブの基準適合率 ③人材育成研修を受講した事業所の割合		①74% ②61% ③72%	①100% ②99% ③97%	①100%(令和元年度) ②100%(令和元年度) ③100%	
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値	
		放課後の居場所における留守家庭児童の受入可能数		21,707人(累計)	36,690人(累計)	24,618人(累計)	
	備考	※政策24・主な施策5・想定事業量②の達成にも関連します。					
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		2,726,764千円	2,673,796千円	2,603,640千円	2,886,378千円
		支出済額		2,584,335千円	2,585,915千円	2,683,715千円	2,645,325千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	32,846千円
		差▲引		142,429千円	87,881千円	△ 80,075千円	208,207千円
執行率(%)		95%	97%	103%	93%		
人件費		一般職員	6.0人	6.0人	3.0人	3.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
		概算人件費	52,710千円	52,938千円	26,310千円	26,310千円	
		総事業費	2,637,045千円	2,638,853千円	2,710,025千円	2,704,481千円	
増▲減		—	1,808千円	71,172千円	▲ 5,544千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	女性の就業率の向上や就労形態の多様化等に伴う留守家庭児童等の増加に対し、放課後の安全で安心な居場所の確保の必要性が高いため。					
	事業目的に対する有効性	・留守家庭児童等が安全で安心な放課後を過ごすことができ、保護者が安心して就労することができる。 ・異年齢児交流や社会体験等を通じて児童の健全育成が図られる。 ・子ども・子育て支援事業計画に定めた必要な量の見込み(放課後児童クラブの定員数の維持)を達成することにより、留守家庭児童等が必要とする放課後の「生活の場」を提供することができる。					
	本事業の効率性・類似性	市の条例及び実施要綱の基準に沿って運営を行う放課後児童クラブに運営費の一部を補助することで、留守家庭児童等に対して放課後の安全で安心な居場所を提供することができた。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	■ 有 □ 無 横浜市子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援事業計画の進捗等を報告し、意見を求めている。 運営主体を対象としたアンケート及び関係者で構成する懇談会を実施し、その結果を踏まえて事業の見直しを行った。					
	自己評価及び事業見直しの方向性	・放課後児童クラブにおいて留守家庭児童等に安心・安全な居場所を提供できるよう、引き続き運営状況に応じた支援をしていく。					
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	・面積及び耐震の基準を満たさないクラブが分割及び移転等を行い、基準適合することで、クラブの安全性が確保されるため、基準未適合クラブに対しては、個別的な課題に寄り添いながら移転活動を支援した。 ・子どもたちが異年齢児等との関りなどを通じて社会性を取得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる場としていくため、事業所等の職員の育成を進めるとともに、子どもの育成支援に注力できるための支援等を行うことで更なる質の向上に取り組む。						
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	永松 弘至		係長	金原 宗武		
						係 稲垣 文哉	

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6 款 2 項 4 目 プレイパーク支援事業		所管区局・課	子ども青少年局放課後 児童育成課	令和4年度 事業評価書番号	6 - 2 - 4 3		
						政策番号	29		
						主な施策(事業)番号	1		
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	社会教育法、横浜市プレイパーク運営支援要綱 横浜市プレイパーク支援事業補助金交付要綱			
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>						
	中期計画	政策	子ども・若者を社会全体で育むまち						
		施策(事業)	子ども・青少年の健全育成に向けた支援						
事業の目的	公園等の一部を活用し、子どもの創造力を活かした自由な遊びができる「プレイパーク」の開催を支援することで、小学生の放課後の居場所をより充実させる。								
具体的な 事業内容	プレイパーク活動支援団体に対する補助(プレイリーダーの雇用派遣・人材養成、コーディネーター派遣等)								
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値			
		—		—	—	—			
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値			
		施設・事業利用者及び体験活動等参加者数		581,846人/年	286,929人/年	585,440人/年			
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。 ◆プレイパーク支援事業単独での目標値等							
		計画策定時	令和3年度	目標値					
			125,800人/年	121,242人/年	125,800人/年				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	人件費	平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度		
			現計予算額		31,366千円	32,121千円	32,594千円	32,594千円	
			支出済額		31,366千円	32,121千円	32,594千円	32,594千円	
繰越額			0千円	0千円	0千円	0千円			
差▲引			0千円	0千円	0千円	0千円			
執行率(%)			100%	100%	100%	100%			
一般職職員			0.3人	0.3人	0.3人	0.3人			
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人			
概算人件費			2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円			
総事業費		34,002千円	34,768千円	35,225千円	35,225千円				
増▲減		—	766千円	457千円	0千円				
事業評価 の視点による 点検・ 評価	本市が行う 必要性	・子どもたちが自由にのびのびと遊べる場所、そして普通の公園遊びでは体験することのできない遊びの機会を提供するため。 ・子どもやその保護者が遊ぶ場でコミュニケーションを図ることによる、地域のつながりづくりを進めるため。							
	事業目的に 対する有効 性	・自然の中での木登りや水遊びなど、日常なかなかできなくなった遊びの機会をつくり、子どもの健全育成が図られている。 ・冒険心を育てるような遊びを通じて、危険を事前に察知する能力が育まれている。 ・子どもの遊びを通じて、地域内のコミュニケーションが生まれ、公園利用の活性化につながっている。							
	本事業の 効率性・ 類似性	プレイパーク支援事業は、公園を管理する「環境創造局」と活動支援団体を支援する「子ども青少年局」が役割分担している共管事業である。							
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 プレイパークは地域の方々を中心となり、周辺住民の理解を得ながら実施している。							
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	プレイパーク支援事業は、行政の支援のもと、地域の方々を中心となり実施していく市民協働事業である。 今後も引き続き、乳幼児から高校生、その保護者にとって、自然遊びを体験できる場及び地域の交流の場として活用されるようプレイパーク活動支援団体を支援していく必要がある。							
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	プレイパーク支援事業は公園等を活用し、現在では体験する機会が少なくなった、自然の中での子どもの創造力を生かした自由な外遊びを提供している。持続的な活動のため、プレイパークの魅力を市内外に広く周知すること、自ら中心となり活動する人材の確保及び運営に係る自己資金の確保が課題となっており、引き続き、活動支援団体の取組を支援していく。								
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係			
				永松 弘至	金原 宗武	土橋 柚季乃			

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 4目 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業		所管区局・課	こども青少年局 放課後児童育成課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-4 4
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	社会教育法、横浜市はまっ子ふれあいスクール事業要綱、横浜市はまっ子ふれあいスクール事業補助実施要綱他		
	その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	事業の目的 (事業開始の経緯)	社会環境の変化などに伴う放課後の集団遊びの機会の減少などを踏まえ、児童及び生徒の創造性、自主性、社会性などを養うため、児童が通い慣れている学校施設を利用して、異年齢児間の遊びを通じた交流及び児童の安全で健やかな放課後の居場所づくりの促進による児童の健全育成と保護者の心身の負担を軽減することによる養育環境の向上を図ることを目的として事業を開始した。					
具体的な 事業内容	特別支援学校等はまっ子ふれあいスクール事業の委託・運営支援						
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		放課後キッズクラブ への転換率	目標	84%(286/341校)	100%(340/340校)	-	-
			実績	86%(293/341校)	100%(340/340校)	-	-
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		特別支援学校において、放課後キッズクラブへの転換は現時点では検討していないため。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		802,122千円	506,082千円	84,593千円	83,874千円
		支出済額		783,752千円	491,865千円	66,371千円	66,754千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		18,370千円	14,217千円	18,222千円	17,120千円		
執行率(%)		98%	97%	78%	80%		
人 件 費		一般職職員		2.5人	2.0人	0.2人	0.2人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		21,963千円	17,646千円	1,754千円	1,754千円	
総事業費		805,715千円	509,511千円	68,125千円	68,508千円		
増▲減		—	▲ 296,204千円	▲ 441,386千円	383千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童の健やかな成長を支援する。					
	事業目的に 対する 有効性	異年齢交流の促進等により、児童の創造性、自主性、社会性を養うことができる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童の健やかな成長を支援することができる。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	当該事業は地域の方々を中心となり、関係者の理解と協力を得ながら実施している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	特別支援学校におけるはまっ子ふれあいスクールについては、異年齢児間の遊びを通じた交流及び児童の安全で健やかな放課後の居場所づくりの促進による児童の健全育成と保護者の心身の負担を軽減することによる養育環境の向上を図ることができた。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	永松 弘至	山田 英二	杉本 昌樹

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 2項 4目 児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業		所管区局・課	こども青少年局 放課後児童育成課	令和4年度 事業評価書 番号	6-2-4 5	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	児童福祉法、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 他			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、放課後児童健全育成事業所が感染症対策を図りながら事業所を運営するために事業を開始した。						
	具体的な 事業内容	市内の放課後児童健全育成事業所が新型コロナウイルス感染拡大防止対策として要した費用について市が支援する。また、新型コロナウイルスの影響により本市からの利用自粛を要請した期間において、利用自粛を行った利用者に利用料を返還するための補助金を交付する。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
			目標 実績					
			目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由		新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための緊急的な対応であることから目標を設定していない。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額				665,000千円	328,300千円	
		支出済額				759,314千円	504,456千円	
		繰越額				0千円	0千円	
		差▲引				△ 94,314千円	△ 176,156千円	
		執行率(%)				114%	154%	
		人 件 費	一般職職員				1.0人	2.0人
			再任用職員				0.0人	0.0人
			概算人件費				8,770千円	17,540千円
総事業費				768,084千円	521,996千円			
増▲減			—	768,084千円	▲ 246,088千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	新型コロナウイルス感染症が拡大している中で、放課後児童健全育成事業所が感染症対策を図りながら、留守家庭児童等に対して、安全で快適な放課後の居場所を提供するために支援する必要がある。						
	事業目的に 対する 有効性	感染症対策のために必要な物品購入費やかかりまし経費を支援することで、感染症対策を図りながら運営することができる。						
	本事業の 効率性・ 類似性	事業所の状況に応じて必要な備品や消耗品等を購入することで、環境や設備に合った感染症対策を実施することができた。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新型コロナウイルス感染症拡大が続く中で、放課後児童健全育成事業所が感染症対策を図りながら、安全で快適な放課後の居場所を提供するために、事業所の状況に応じて必要な経費を補助できるよう、社会情勢等を踏まえた支援を行っていく。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	永松 弘至	唐澤 英和	前川 健

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		6款 2項 5目 保育所等整備事業		所管区局・課		子ども青少年局 子ども施設整備課		令和3年度 事業評価書番号	6-2-5 1	
								政策番号	24	
								主な施策(事業)番号	1	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	児童福祉法ほか				
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>							
	中期計画	政策	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援							
		施策(事業)	保育・幼児教育の場の確保							
事業の目的	増加する入所申込みや多様なニーズに対応するため、保育所の新設・増築等の定員枠拡大を行い、待機児童の解消を目指します。									
具体的な 事業内容	保育所及び幼保連携型認定こども園の整備等。									
事業実績	中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値				
		保育所等待機児童数		63人(30年4月)	11人(令和4年4月)	0人(令和4年4月)				
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値				
		保育・教育施設・事業の利用者数		①認可保育所・小規模保 育事業・横浜保育室等 72,575人(30年4月1日) ②幼稚園 43,965人(30年5月1日)	①認可保育所・小規模保 育事業・横浜保育室等 79,819人(令和4年4月1日) ②幼稚園 33,435人(令和4年5月1日)	128,000人 (令和4年4月1日)				
	備考									
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
		現計予算額		2,928,367千円	2,923,958千円	2,464,638千円	2,135,059千円			
		支出済額		2,487,045千円	2,537,784千円	3,906,653千円	1,265,615千円			
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円			
		差▲引		441,322千円	386,174千円	△ 1,442,015千円	869,444千円			
執行率(%)		85%	87%	159%	59%					
人件 費		一般職員	19.0人	18.0人	18.0人	18.0人				
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人				
	概算人件費	166,915千円	158,814千円	157,860千円	157,860千円					
総事業費		2,653,960千円	2,696,598千円	4,064,513千円	1,423,475千円					
増▲減		—	42,638千円	1,367,915千円	▲ 2,641,038千円					
事業評価の 視点による 点検・評価	本市が行う 必要性	中期4か年計画に掲げる「施策1 保育・幼児教育の場の確保」の主な取組(事業)として実施しています。増加する入所申込数や多様なニーズに対応するため、保育所・幼保連携型認定こども園の整備等、定員枠拡大が求められています。								
	事業目的に 対する有効 性	令和4年4月の保育所等利用申請者数が73,538人と増加する中、地域ごとの保育ニーズを踏まえ、既存資源の活用・保育所の新規整備等により受入枠を拡大した結果、令和4年4月1日時点の保育所等利用待機児童数は11人となりました。								
	本事業の 効率性・ 類似性	令和3年度は、認可保育所の整備を12か所、認定こども園の整備を4か所で行いました。引き続き、地域の状況を詳細に分析し、保育ニーズの高いエリアでの整備を重点的に進めていく必要があります。								
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		補助事業を活用した保育所の新設にあたっては外部委員の審査を行っており、施策に反映する仕組みが構築されています。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	待機児童数ゼロを目指し、地域の状況をより詳細に分析し、保育ニーズの高い地域を重点に、既存の資源を最大限活用するとともに、必要な施設・事業を整備するなど、地域の状況に応じた対策を今後も進めていきます。								
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	待機児童数ゼロを目指し、地域の状況をより詳細に分析を行い、保育ニーズの高い地域を重点に、既存の資源を最大限活用するとともに、必要な施設・事業を整備するなど、定められた整備量の確保に努めてきました。今後も地域の状況に応じた対策を進めていきます。									
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	安達 友彦	係長	橋口 猛	係 明地 菜		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		6款 2項 5目 地域型保育整備事業		所管区局・課	子ども青少年局 子ども施設整備課	令和3年度 事業評価書番号	6-2-5 2
						政策番号	24
						主な施策(事業)番号	1
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	児童福祉法ほか		
	中期計画	政策 施策(事業)	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援 保育・幼児教育の場の確保				
	事業の目的	従来の家庭保育福祉員、NPO型家庭的保育事業、小規模保育モデル事業が平成27年4月子ども・子育て支援新制度施行に伴い地域型保育事業となりました。地域型保育事業は、0～2歳の児童を対象とした小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型事業の4つの事業からなります。認可保育所の整備が難しい狭小な土地を活用し、低年齢児の待機児童解消を目指します。					
	具体的な 事業内容	建設費補助、内装改修整備費補助、備品購入費補助、賃借料補助を実施。					
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値	
		保育所等待機児童数		63人(30年4月)	11人(令和4年4月)	0人(令和4年4月)	
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値	
		保育・教育施設・事業の利用者数		①認可保育所・小規模保育事業・横浜保育室等 72,575人(30年4月1日) ②幼稚園 43,965人(30年5月1日)	①認可保育所・小規模保育事業・横浜保育室等 79,819人(令和4年4月1日) ②幼稚園 33,435人(令和4年5月1日)	128,000人 (令和4年4月1日)	
	備考		※想定事業量の策定時の数値、平成30年度実績、目標値は事業評価書番号6-2-5-2等の事業と合算				
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		258,130千円	189,899千円	225,097千円	338,009千円
		支出済額		222,879千円	226,207千円	265,755千円	139,310千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		35,251千円	△ 36,308千円	△ 40,658千円	198,699千円
執行率(%)		86%	119%	118%	41%		
人件費		一般職員	3.0人	3.0人	3.0人	3.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	26,355千円	26,469千円	26,310千円	26,310千円		
総事業費		249,234千円	252,676千円	292,065千円	165,620千円		
増▲減		—	3,442千円	39,389千円	▲ 126,445千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	中期4か年計画に掲げる「施策1 保育・幼児教育の場の確保」の主な取組として実施しています。地域における多様な保育ニーズにきめ細やかに対応でき、かつ質の高い保育を提供できるようにするとともに、様々な場所での展開を可能とすることで待機児童解消に大きく貢献します。					
	事業目的に対する有効性	小規模保育事業については、低年齢児の待機児童対策に貢献しています。引き続き、地域の状況を詳細に分析し、保育ニーズの高いエリアでの整備を重点的に進めていく必要があります。					
	本事業の効率性・類似性	本事業については、3歳児以降は既存施設を活用することを前提とした事業です。3～5歳児枠を不要とすることで保育所と比べ狭小な物件等での整備が可能となっています。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		補助事業を活用した事業所の新設にあたっては外部委員の審査を行っており施策に反映する仕組みが構築されています。			
	自己評価及び事業見直しの方向性	「子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、保育ニーズが高いエリアを中心に、引き続き地域型保育事業の整備を進めていきます。また、昨年度に引き続き、卒園後の進級先の確保について、区局が連携し、認可保育所、幼稚園、認定こども園に対して積極的に働きかけを行っていきます。					
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	地域型保育事業については、政策の目標・方向性で掲げた待機児童対策の推進に貢献しています。引き続き、量と質を確保した整備を進めていくとともに、卒園後の受け入れ先となる連携施設の確保が求められています。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係	
				安達 友彦	橋口 猛	明地 菜	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		6 款 2 項 5 目 保育所老朽改築事業		所管区局・課	こども青少年局 こども施設整備課	令和3年度 事業評価書番号	6 - 2 - 5 3	
						政策番号	24	
						主な施策(事業)番号	1	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	児童福祉法ほか		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援					
		施策(事業)	保育・幼児教育の場の確保					
事業の目的	老朽化が著しい民間保育所について、入所者の安全確保のため、改築整備に伴う工事費を補助します。改築整備に伴い、待機児童対策として、地域のニーズに対応した定員の拡大または定員構成の見直しを図ります。							
具体的な 事業内容	老朽化した既存施設の改築整備を実施。工事期間中は仮設園等にて保育運営を継続。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		保育所等待機児童数		63人(30年4月)	11人(令和4年4月)	0人(令和4年4月)		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		保育・教育施設・事業の利用者数		①認可保育所・小規模保育事業・横浜保育室等 72,575人(30年4月1日) ②幼稚園 43,965人(30年5月1日)	①認可保育所・小規模保育事業・横浜保育室等 79,819人(令和4年4月1日) ②幼稚園 33,435人(令和4年5月1日)	128,000人 (令和4年4月1日)		
	備考		※想定事業量の策定時の数値、平成30年度実績、目標値は事業評価書番号6-2-5-2等の事業と合算					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		568,192千円	294,245千円	548,064千円	515,269千円	
		支出済額		620,395千円	411,110千円	396,916千円	523,751千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		△ 52,203千円	△ 116,865千円	151,148千円	△ 8,482千円	
執行率(%)		109%	140%	72%	102%			
人件費		一般職員	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
	概算人件費	17,570千円	17,646千円	17,540千円	17,540千円			
総事業費		637,965千円	428,756千円	414,456千円	541,291千円			
増▲減		—	▲ 209,209千円	▲ 14,300千円	126,835千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	老朽化が著しい民間保育所の改築工事費を補助することで、整備が促進されます。また改築整備に伴って定員増を図り、待機児童解消にも貢献しています。						
	事業目的に 対する有効 性	改築整備により入所者の安全性の確保、保育環境の向上、衛生面の改善が達成できました。待機児童解消にも一定の成果が得られています。						
	本事業の 効率性・ 類似性	令和3年度は老朽改築として2件の保育園の整備が完了しました。 令和3年度から大規模改修工事の採択枠を設けたため、建替えによる整備のほかに既存施設の長寿命化を視野に入れた整備を実施していきます。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		補助事業を活用した保育所の新設にあたっては外部委員の審査を行っており施策に反映する仕組みが構築されています。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	引き続き、老朽度の高い保育所を優先的に整備します。また、地域の保育ニーズに合わせた定員の見直しを行いながら建替え等を進めます。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	本事業は、老朽化の著しい施設を建替え・大規模修繕することで安全性の確保や保育環境の向上を図るとともに、併せて定員拡大・定員構成見直しを行うことで待機児童解消にも貢献しています。今後の課題として、定員増が難しい老朽施設(定員割れ園や保育ニーズの低い地域の園)への対応が挙げられます。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係		
				安達 友彦	橋口 猛	明地 菜		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 1目 横浜型児童家庭支援センター運営費補助・子育て短期支援事業		所管区局・課		こども青少年局 こどもの権利擁護課		令和4年度 事業評価書番号		6-3-1 1	
								政策番号		30	
								主な施策(事業)番号		3	
事業概要	実施根拠	法令等	■ 法律 □ 条例 □ 規則		具体的 名称	児童福祉法、横浜型児童家庭支援センター事業実施要綱、横浜型児童家庭支援センター等で実施する横浜市子育て短期支援事業実施要綱					
		その他	■								
		中期計画	政策	児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実							
			施策(事業)	一貫した社会的養護体制の充実							
	事業の目的	児童家庭支援センターの設置運営に関する要綱(厚生労働省児童家庭局長通知)に基づき、地域の養育家庭に対し専門的な知識と技術等を持って支援を行います。									
	具体的な 事業内容	児童家庭支援センターでは、養育にかかる専門的な相談・支援や子育て短期支援事業の実施により、養育に不安を抱える家庭が地域での生活を継続できるよう、区や児童相談所等の関係機関と連携し支援します。									
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値					
		虐待死の根絶		1人/年	4人	0人/年					
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値					
		横浜型児童家庭支援センターの設置		11か所(累計)	17か所(累計)	全区(令和元年度)					
		備考									
	予算額・執行額、事業費の推移	人件費			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			現計予算額		310,240千円	402,670千円	464,078千円	475,061千円			
			支出済額		289,609千円	375,017千円	464,083千円	458,238千円			
			繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円			
			差▲引		20,631千円	27,653千円	△5千円	16,823千円			
執行率(%)			93%	93%	100%	96%					
一般職員			0.2人	0.2人	0.4人	0.4人					
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人					
概算人件費			1,757千円	1,765千円	3,508千円	3,508千円					
総事業費		291,366千円	376,782千円	467,591千円	461,746千円						
増▲減		—	85,416千円	90,809千円	▲5,845千円						
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	地域で支援が必要な養育家庭は増加しており、区福祉保健センターや児童相談所との連携のもと、児童家庭支援センターにより養育家庭を支援することが必要です。									
	事業目的に対する有効性	子育てにおいて何らかの支援が必要な家庭に対し、地域での生活継続を支援する役割を果たしています。									
	本事業の効率性・類似性	区福祉保健センターや児童相談所とセンターとの連携を強化することにより、より効果的な活用につなげることが期待できます。									
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	■ 有 □ 無		年2回の児童家庭支援センター長会、定期的な児童家庭支援センター連絡会を実施し、関係機関との意見交換や情報共有等を行っています。							
	自己評価及び事業見直しの方向性	各センターと区福祉保健センターや児童相談所との連携を強化し、区内において支援が必要な家庭について、センターが円滑にケアできるように運営等を支援します。									
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	令和4年5月に緑区の児童家庭支援センターが開所し、市内18区すべてに児童家庭支援センターが設置されました。平成22年度に横浜型児童家庭支援センターの設置が開始されて以降、児童養護施設併設型・独立型など施設形態や運営法人も異なる形で児童家庭支援センターが開設され、それぞれの特徴を生かした事業実施がなされてきた一方で、課題も生じてきています。また、区のこども家庭総合支援拠点やこどもの権利擁護担当の配置など、本市の機構上の動きも出てきている中で、連携体制の再確認も必要になってきています。これらの課題を捉えて、今後の児童家庭支援センターのあり方を改めて検討していく時期に来ています。										
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	村上 和考		係長	梅澤 伸宏		養護支援 係 石渡 準	

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 1目 児童措置費等		所管区局・課	こども青少年局 こどもの権利擁護課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-1 2
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	児童福祉法		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	児童福祉法では、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することとされています。 児童福祉法の理念に基づき、児童福祉法に基づく要保護児童(以下、要保護児童)が適切な養育を受けられることを目的として、施設等が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を維持するための運営費を支弁する事業を開始しました。				
	具体的な 事業内容	要保護児童の児童入所施設への入所、里親・ファミリーホームへの委託、自立援助ホームへの委託、母子家庭の母子生活支援施設への入所、妊産婦の助産施設への入所等の行政措置等をとった場合に、それぞれの入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を維持するための費用を支弁します。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標				
		実績				
		目標				
	実績					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額	6,021,923千円	6,158,198千円	5,977,971千円	5,970,952千円
		支出済額	5,601,657千円	5,746,628千円	6,044,416千円	5,972,997千円
		繰越額	0千円	18,678千円	0千円	0千円
差▲引		420,266千円	392,892千円	△ 66,445千円	△ 2,045千円	
執行率(%)		93%	94%	101%	100%	
人 件 費		一般職職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費	3,514千円	3,529千円	3,508千円	3,508千円	
	総事業費	5,605,171千円	5,768,835千円	6,047,924千円	5,976,505千円	
	増▲減	—	163,664千円	279,089千円	▲ 71,419千円	
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性					
	事業目的に 対する 有効性					
	本事業の 効率性・ 類似性	国の制度改正や目指す社会的養護の将来像を踏まえ、関連する事業である児童養護向上支援事業の内容を適切に見直す必要があります。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 事業実施の過程で、施設等のニーズ把握を適宜行っています。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	保護単価の見直しや制度改正等、国の動向に合わせて内容を適切に見直すことにより、入所児童(者)への支援の充実、施設職員の待遇改善、施設運営の健全化、安定化につなげていきます。				

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

村上 和孝

係長

稲村 良介

養護支援 係

植木 美緒

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 1目 児童養護向上支援事業		所管区局・課	子ども青少年局 子どもの権利擁護課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-1 3
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	児童福祉法 横浜市民間児童福祉施設法外扶助費支給要綱 等			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	児童福祉法では、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することとされています。本事業では、子どもの処遇向上や施設職員の待遇改善及び施設運営の健全化、安定化を図るために、民間児童福祉施設等に対して、法定の運営費の他に市独自の補助を開始しました。					
	具体的な 事業内容	児童福祉施設(保育所、障害児施設を除く)に措置委託された児童の処遇向上及び健全育成を図るため、国で定められた措置費に加え、人件費(職員雇用費・職員処遇改善費)管理費加算、事業費加算等を支弁します。					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		入所児童(者)の処 遇向上、施設職員の 待遇改善、及び施 設経営の健全化、安 定化が図られている	目標	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持
			実績	維持されている	維持されている	維持されている	維持されている
		本市の措置(委託) 施設数	目標	75	73	70	69
	実績		82	71	68	67	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		524,660千円	520,046千円	539,731千円	533,136千円
		支出済額		518,467千円	515,132千円	536,454千円	501,976千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		6,193千円	4,914千円	3,277千円	31,160千円		
執行率(%)		99%	99%	99%	94%		
人 件 費		一般職職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	3,514千円	3,529千円	3,508千円	3,508千円		
総事業費		521,981千円	518,661千円	539,962千円	505,484千円		
増▲減		—	▲ 3,320千円	21,301千円	▲ 34,478千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	民間児童福祉施設等に対し法定の運営費に加えて市独自の補助を行うことは、施設運営の健全化、安定化、入所児童(者)への支援の充実を図るために必要な事業となっています。また、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を図っていくためには、民間児童福祉施設等の質の向上は欠かせないものです。					
	事業目的に 対する 有効性	民間児童福祉施設等に対し法定の運営費に加えて市独自の補助を行うことにより、施設職員の待遇改善、施設運営の健全化、安定化が図られ、入所児童(者)の処遇向上につながっています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	関連する事業である児童措置費における国の制度改正等を踏まえて内容を適切に見直しています。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		事業実施の過程で、施設等のニーズ把握を適宜行っています。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	家庭的養護の推進等、国の動向に合わせて内容を適切に見直すことにより、入所児童(者)への支援の充実や質の向上、施設職員の待遇改善、施設運営の健全化、安定化につなげていきます。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 村上 和孝	係長 稲村 良介	養護支援 係 植木 美緒	

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 1目 母子生活支援施設緊急一時保護事業		所管区局・課	子ども青少年局 子どもの権利擁護課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-1 4	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市母子生活支援施設緊急一時保護事業実施要綱 等			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成8年に新規に母子生活支援施設を開所するにあたり、売春防止法以外で母子を保護する機能を求められていたことから、市の単独で事業を開始しました。					
	具体的な 事業内容	DVからの避難等、緊急に保護を要する母子について母子生活支援施設の場を利用して、必要な保護や支援を行った。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		保護世帯数	目標	—	—	—	—
			実績	75世帯	79世帯	58世帯	46世帯
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		保護世帯数は、世の中の状況の変化等の影響を受けやすく、目標設定となじまないため。				
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		60,829千円	60,829千円	62,588千円	62,588千円
		支出済額		54,761千円	62,151千円	58,106千円	54,293千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		6,068千円	△ 1,322千円	4,482千円	8,295千円		
執行率(%)		90%	102%	93%	87%		
人 件 費		一般職職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	4,393千円	4,412千円	4,385千円	4,385千円		
総事業費		59,154千円	66,563千円	62,491千円	58,678千円		
増▲減		—	7,409千円	▲ 4,072千円	▲ 3,813千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	DV被害相談件数や行き場のない母子からの相談が増加しており、母子世帯への支援として母子生活支援施設を活用した緊急的な保護が求められている。					
	事業目的に 対する 有効性	シェルターの入所期間は短期間であるため、母子世帯が安全な居所(アパートや母子生活支援施設)を設定するまでの間、本事業において母子世帯に必要な保護や支援を行うことができている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	母子生活支援7施設に対し、母子支援員1人分の人件費を支給し、いつ入所があってもよいように維持できている。 また、緊急一時保護事業の枠を利用して、妊娠期(産前産後各8週)から支援できるよう、助産施設から母子生活支援施設に派遣できる体制を整え、母子の安全を図ることができた。 他に補充する事業はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	母子世帯への緊急的支援であり、生活保護単価に準じて援護費を定めていることから、外部意見を反映する仕組みはない。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	本事業は、DVからの避難などの緊急に保護を要する母子世帯への支援に非常に有効であることから、妊娠期からの支援も併せて引き続き実施する。生活困窮者の増加に伴い、その入所にも対応できるように、引き続き体制を整えていく。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	村上 和孝	係長	稲村 良介	養護支援 係 野呂 幸子

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 1目 障害児施設措置費		所管区局・課	こども青少年局 障害児福祉保健課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-1 5	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	児童福祉法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	児童相談所により入所施設に措置された障害児が施設利用する際に発生する経費の一部を支弁し、障害児の施設での生活の安定と自立を図る。					
	具体的な 事業内容	入所施設に措置された障害児が施設を利用する際にかかる経費を支弁する。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
	達成指標	目標 実績					
		目標 実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		1,114,413千円	1,222,139千円	1,180,978千円	1,180,978千円
		支出済額		1,119,716千円	1,209,940千円	1,214,063千円	1,225,773千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 5,303千円	12,199千円	△ 33,085千円	△ 44,795千円
		執行率(%)		100%	99%	103%	104%
		人 件 費	一般職職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		3,514千円	3,529千円	3,508千円	3,508千円	
総事業費		1,123,230千円	1,213,469千円	1,217,571千円	1,229,281千円		
増▲減		—	90,239千円	4,102千円	11,710千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	他に類似の事業はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 事業の中で仕組みを設けていないが、本市の広聴制度等の仕組みを通じて市民等の外部意見が寄せられた場合は、必要な対応を行っている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	家庭機能や養育能力が脆弱化した世帯が増加しているため、障害児の安定して生活基盤の確保、自立のための支援を継続する必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 及川 修	係長 嶋田 慶一	係 森山 カイン		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 1目 障害児入所支援事業	所管区局・課	こども青少年局 障害児福祉保健課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-1 6		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	児童福祉法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	児童相談所により入所施設に契約入所した障害児が施設利用する際に発生する経費の一部を支弁し、障害児の施設での生活の安定と自立を図る。					
	具体的な 事業内容	障害児施設に利用契約制度で入所している児童にかかる費用を一部支弁する。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額	254,546千円	255,101千円	261,256千円	255,656千円	
		支出済額	295,248千円	275,317千円	276,297千円	293,461千円	
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引	△ 40,702千円	△ 20,216千円	△ 15,041千円	△ 37,805千円	
		執行率(%)	116%	108%	106%	115%	
		人 件 費	一般職職員	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円	
	総事業費	297,884千円	277,964千円	278,928千円	296,092千円		
	増▲減	—	▲ 19,920千円	964千円	17,164千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	他に類似の事業はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 事業の中で仕組みを設けていないが、本市の広聴制度等の仕組みを通じて市民等の外部意見が寄せられた場合は、必要な対応を行っている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	児童保護者の費用負担の公平性を保ち、障害児の安定した生活のために、継続が必要である。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 及川 修	係長 嶋田 慶一	係 竹友 沙耶		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 1目 民間障害児施設運営費助成		所管区局・課	こども青少年局 障害児福祉保健課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-1 7	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市民間児童福祉施設法外扶助費支給要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	民間障害児施設の入所児童の安定した生活を確保するため、障害児の状況(重度、行動障害、幼児、被虐待児等)を勘案し、施設に対して人件費や運営費等の支援を行う。					
	具体的な 事業内容	職員雇用費等の法定外援護費を支給し、児童虐待等多様化複雑化する入所児童のニーズに対応し、自立に向けての個別支援の強化を図る。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		入所児童数(人)	目標	439	402	402	402
			実績	396	400	405	397
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		911,856千円	915,815千円	919,008千円	950,808千円
		支出済額		872,487千円	910,151千円	909,073千円	962,328千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		39,369千円	5,664千円	9,935千円	△ 11,520千円
		執行率(%)		96%	99%	99%	101%
人 件 費		一般職職員	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	879千円	882千円	877千円	877千円		
総事業費		873,366千円	911,033千円	909,950千円	963,205千円		
増▲減		—	37,668千円	▲ 1,083千円	53,255千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	国基準の援護費のみでは、施設運営の安定が図られず、それを理由として横浜市民が入所を必要とする際に施設利用が難しくなる可能性がある。					
	事業目的に 対する 有効性	入所児童の障害状況(重度、行動障害、幼児、被虐待児等)に応じて、民間障害児施設への運営支援を行っており、入所児童の安定した生活を図ることができている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	事業手法や経費等を適宜見直し、効率的な事業執行に努めている。他に類似の事業はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	施設長会議等を通じて入所児童の変化等を把握し、加算内容の見直し等を検討している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	児童の安定した生活の確保のため、継続が必要である。18歳以上の入所者については、成人施設等への移行が課題であるため、入所児童の成人施設等への移行を支援するために、引き続き地域移行支援員の配置を継続し、速やかな移行に努めていく。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 及川 修	係長 嶋田 慶一	係 森山 カイン		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 1目 重度障害児・者対応専門医療機関運営費補助事業		所管区局・課	こども青少年局 障害児福祉保健課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-1 8
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市重度障害児・者対応専門医療機関運営費補助金交付要綱		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	在宅の重度障害児・者が必要とする医療的ケアを行うためには、専門的な知識やマンパワーが必要であるため、重度障害児・者に医療を行う専門医療機関に対し運営費補助を行うことにより、運営の安定化を図り、医療的ケアを必要とする重度障害児・者の地域生活を支援する。					
	具体的な 事業内容	重症心身障害児施設や障害児・者医療を中心に行っている医療機関に対し、職員雇用費等の運営費補助を行う。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		外来延べ患者数 (人)	目標	56,594	56,594	59,594	59,594
			実績	66,074	67,084	67,879	75,588
			目標				
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		131,417千円	131,417千円	131,417千円	131,417千円
		支出済額		131,412千円	131,411千円	130,055千円	125,175千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		5千円	6千円	1,362千円	6,242千円		
執行率(%)		100%	100%	99%	95%		
人 件 費		一般職職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	1,757千円	1,765千円	1,754千円	1,754千円		
総事業費		133,169千円	133,176千円	131,809千円	126,929千円		
増▲減		—	7千円	▲1,367千円	▲4,880千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	重度障害児・者に対する医療の提供ができなくなると、医療的ケアを必要とする重度障害児・者の在宅生活が困難になる。					
	事業目的に 対する 有効性	増加する医療的ケアを要する重度障害児・者の地域生活を支援できている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	事業手法や経費等を適宜見直し、効率的な事業執行に努めている。他に同様の事業はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	施設からの聞き取りや報告書の内容等を踏まえ、補助内容を検討している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	重症心身障害児施設の診療部門及び障害児・者医療を行っている医療機関に対して運営費補助を行うことは、医療的ケアを必要とする在宅の重度障害児・者の支援につながっている。補助内容の必要性や有効性を常に考慮しながら事業を継続していく。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 及川 修	係長 嶋田 慶一	係 竹友 沙耶	

事業評価書目次（令和4年度）

[こども青少年局]

款項目	評価書番号	事業名
632	1	施設等退所後児童に対するアフターケア事業
632	2	ひとり親家庭等自立支援事業
632	3	児童虐待防止啓発地域連携事業
632	4	里親推進事業
632	5	女性相談保護事業
632	6	障害児医療連携支援事業
632	7	障害児通所支援事業
632	8	こども家庭総合支援拠点事業
632	9	女性緊急一時保護施設補助事業
632	10	虐待・思春期問題情報研修センター運営費補助事業
632	11	金沢シーサイドライン乗車券交付事業
632	12	特別乗車券交付事業（民営バス）
632	13	障害児制度運営事業
632	14	障害児地域訓練会運営費助成事業
632	15	学齢後期障害児支援事業
632	16	障害児施設等における福祉サービス継続支援事業（障害児通所支援事業所分）

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6 款 3 項 2 目		所管区局・課	子ども青少年局 子どもの権利擁護課	令和4年度 事業評価書番号	6 - 3 - 2
	施設等退所後児童に対するアフターケア事業				政策番号	1
					主な施策(事業)番号	5
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	児童福祉法第41条、社会的養護自立支援事業実施要綱、横浜市児童養護施設等退所後児童のためのアフターケア事業実施要綱
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>			
	中期計画	政策	子ども・若者を社会全体で育むまち			
		施策(事業)	児童養護施設等を退所した子どもへのアフターケア			
事業の目的	親族等からの支援がなく、金銭面や精神的な不安を抱えやすい施設等入所中及び退所後児童に対し、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる支援、相談、情報提供等を行い、施設等を退所した後も安定した生活が実現できるよう支援を行います。					
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設等入所児童及び退所後児童を対象とした居場所及び支援拠点である「よこはまPort For」の運営 施設等入所中から退所後まで継続した支援や関わりを行うため、継続支援計画を作成 居場所の設置やアウトリーチの手法による就労・進学や退所後の生活全般にかかる相談支援 資格取得のための費用や専門学校・大学等初年度納入金の一部を支給する資格等取得支援事業 					
中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値	
	—		—	—	—	
	想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値	
	退所後児童に対する継続支援計画の作成件数		—	24件	50件/年	
備考		※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。 ※政策29・主な施策5・想定事業量①の達成にも関連します。				
事業実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	現計予算額		32,509千円	32,863千円	32,913千円	35,943千円
	支出済額		32,003千円	34,343千円	33,628千円	41,149千円
	繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
	差▲引		506千円	△ 1,480千円	△ 715千円	△ 5,206千円
	執行率(%)		98%	105%	102%	114%
	人件費	一般職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
		概算人件費	8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円
	総事業費		40,788千円	43,166千円	42,398千円	49,919千円
増▲減		—	2,378千円	▲ 768千円	7,521千円	
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	施設等入所児童は18歳に到達すると、施設等を退所し、進学または就労をしますが、親族等による支援がない場合、金銭面や精神的な不安を抱える可能性が高く、様々な問題に発展してしまうことも少なくありません。そのため、施設等と連携し、退所後児童が進学や就労を継続し、安定した生活が送れるようアフターケアを担う支援体制の構築が必要です。				
	事業目的に対する有効性	施設等入所中及び退所後児童に対し、支援拠点の設置やアウトリーチの手法により、進学や就労、生活全般にわたる支援、相談、情報提供等を行うことで、児童の安定した生活の実現を後押しします。				
	本事業の効率性・類似性	本事業については、NPO法人に委託して実施しています。NPO法人に支援コーディネーターを配置し、児童相談所や施設等の関係機関が連携して取り組むことにより、効果的・効率的な退所後児童への支援の実現につながっています。				
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 関係者による連絡会等において、施設職員等との意見交換や情報共有を行っています。				
	自己評価及び事業見直しの方向性	引き続き、退所後児童が安定し自立した生活が営めるよう、児童相談所や施設等の関係機関が連携し取組を推進していきます。また、退所後児童が抱える悩みや課題を適切に把握し、支援策の拡充等の検討を行っていきます。				
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	自立支援コーディネーターを配置し、施設等入所中から、施設等や関係機関が継続した支援が行える体制を構築しました。令和元年度から、施設等や関係機関が連携して継続支援計画を作成しており、引き続き、継続支援計画の作成を進めるとともに、進学、就労、生活全般にわたる支援や相談及び情報提供等を行うことにより、退所後も安定した生活を送ることができるように支援します。					
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	村上 和孝	係長	稲村 良介	養護支援 係 高橋 結希	

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 2目 ひとり親家庭等自立支援事業		所管区局・課	こども青少年局 こども家庭課	令和4年度 事業評価書番号	6-3-2 2
						政策番号	29
						主な施策(事業)番号	6
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法	
		その他	<input type="checkbox"/>				
	中期計画	政策	子ども・若者を社会全体で育むまち				
		施策(事業)	生活基盤を整える環境づくりのためのひとり親家庭の自立支援				
事業の目的	平成14年度に母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律が成立し、ひとり親家庭の支援については、これまでの児童扶養手当や母子寡婦福祉資金などの「経済的支援」中心の支援から、①子育てや生活支援 ②就業支援 ③養育費の確保策 ④経済的支援策の4本柱を基にした、総合的な自立支援を展開することになりました。これらの経過を踏まえ、ひとり親家庭の自立支援に総合的に取り組みます。						
具体的な 事業内容	平成29年度に策定した、第4期の「ひとり親家庭自立支援計画」に基づき、子育てや生活支援としての日常生活支援事業、就業支援としての母子家庭等就業・自立支援センターの運営や、養育費の確保支援としてのセミナーの実施や公正証書の作成費用補助金等の給付、自立支援訓練給付金・高等職業訓練促進給付金の給付を通じた資格取得の支援などの事業に取り組みます。						
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値	
		支援により就労に至ったひとり親の数		471人/年	301人 1,362人(4か年)	1,900人 (4か年)	
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値	
		ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数		5,863人/年	4,685人	6,000人/年	
	備考						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		187,060千円	253,826千円	232,065千円	282,868千円
		支出済額		144,266千円	192,237千円	158,685千円	204,128千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		42,794千円	61,589千円	73,380千円	78,740千円
執行率(%)		77%	76%	68%	72%		
人件費		一般職員	1.0人	1.0人	2.0人	2.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	8,785千円	8,823千円	17,540千円	17,540千円		
総事業費		153,051千円	201,060千円	176,225千円	221,668千円		
増▲減		—	48,009千円	▲ 24,835千円	45,443千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	子どもの貧困が社会的な問題となっている中、ひとり親家庭は低所得の世帯の割合が多くなど生活に困難を抱える家庭が多く、こうした環境が子どもが将来的に貧困の連鎖に陥りやすい要因の一つとなっています。そのため、ひとり親世帯の親や子どもに対し、生活から就労までを総合的に支援する本事業を効果的に実施していくことが求められています。					
	事業目的に 対する有効 性	「ひとり親家庭自立支援計画」を事業展開の柱としてとらえ、計画に則りながら様々な支援事業を行い、自立に向けた就労を基本目標とした支援を行うことができています。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえるなど、その時々に必要な支援を検討しながら事業を進めています。今後、より多くの世帯の支援につながるよう事業利用者数を増やしていくうえでは、事業の周知に効果的に取り組んでいく必要があります。					
	本事業の 効率性・ 類似性	就労の支援に関しては、公共職業安定所等で類似の事業も行っていますが、ひとり親家庭のニーズを把握し、ひとり親家庭に寄り添った支援として専門性を高めています。類似の支援策等とは、それぞれの強みをうまく活用しながら連携し、取り組みを進めます。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		「ひとり親家庭自立支援計画」の策定時に、有識者・関係者による「策定連絡会」で意見をいただいたほか、横浜市子ども子育て支援事業計画の施策・事業として、点検評価を受けています(平成27年度分～)。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	ひとり親家庭に至った経緯や抱える課題はそれぞれ異なるため、個々の世帯の状況に応じた適切な支援を提供しています。今後もひとり親支援に関わる支援機関等とも連携しながら取り組みます。					
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	ひとり親家庭自立支援事業は4,685人の利用があったほか、ひとり親家庭の就労支援により301人の就労につながりました。様々な困難を抱えるひとり親家庭に対しては総合的な支援が必要であるため、今後も社会情勢の変化をふまえて引き続き様々なアプローチや、ひとり親家庭の個々の状況に合わせた能力開発や就労支援の実施について検討していきます。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	こども家庭 係	
				上原 嘉明	萩原 順一	小島 千明	

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 2目 児童虐待防止啓発地域連携事業		所管区局・課		こども青少年局 こどもの権利擁護課		令和4年度 事業評価書番号 6-3-2 3		政策番号 30		主な施策(事業)番号 1	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則			具体的 名称	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、 横浜市子供を虐待から守る条例						
		その他	<input type="checkbox"/>										
	中期計画	政策	児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実										
		施策(事業)	児童虐待防止に向けた取組										
事業の目的	児童虐待防止に関する広報・啓発を行うとともに、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくり、人材育成を推進します。												
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 区において他分野との連携を図るための職員研修や、地域の児童福祉関係者等への研修を実施し、人材育成を実施しました。 要保護児童の早期発見や適切な支援を実施するための協議の場として要保護児童対策地域協議会や各区での実務者会議等を開催しました。 児童虐待防止を推進するために、広報紙に広告を掲出したほか、公共交通機関でのポスター掲示等を行いました。 神奈川県、川崎市、相模原市、横須賀市と共同実施している「かながわ子ども家庭110番LINE」の周知のために、市立小・中・高校、特別支援学校向けにLINE相談の広報カードを配布しました。 複雑な養育背景のケースに対応するため、児童虐待対応の知識と経験のある児童精神科医から助言を受け、支援を強化し、区職員の個別支援の専門性を高めました。 区の要保護児童対策調整機関である「こどもの権利擁護担当」等が、個々の事例に応じて支援方針を明確にし関係機関と連携して支援ができるよう、児童福祉専門家から助言を受け、事例の主担当者に対し、実行性のある助言や指導を行いました。 (児童福祉専門家からの助言は29年度から実施) 												
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		虐待死の根絶	計画策定時	令和3年度	目標値						
				想定事業量	計画策定時	令和3年度	目標値						
				個別ケース検討会議の開催回数	1,629回/年	1,681回/年	1,700回/年						
				備考									
	予算額・執行額、事業費の推移	人件費			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
			現計予算額		51,811千円	55,145千円	67,077千円	69,987千円					
			支出済額		43,484千円	44,555千円	88,928千円	87,137千円					
			繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円					
			繰引		8,327千円	10,590千円	△ 21,851千円	△ 17,150千円					
			執行率(%)		84%	81%	133%	125%					
一般職職員			9.0人	9.0人	9.0人	7.0人							
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人							
概算人件費		79,065千円	79,407千円	78,930千円	61,390千円								
総事業費		122,549千円	123,962千円	167,858千円	148,527千円								
増▲減		—	1,413千円	43,896千円	▲ 19,331千円								
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	児童虐待の相談対応件数が増加しており、また、虐待事案が複雑化、重篤化しているため、厳しい財政状況の中で、社会状況に即した更なる児童虐待防止推進が求められています。											
	事業目的に対する有効性	新型コロナウイルス感染症の拡大による影響に伴い、要保護児童対策地域協議会での個別ケース検討会議の開催回数が目標値を下回ったものの、会議参加者の安全を図りながら支援児童の状況の把握が行われるよう、開催時の注意点や方法例を伝え、各区工夫して開催しました。また、区虐待防止連絡会も多数開催されており、関係機関との連携が図られています。虐待事案の複雑化により、更なる専門的知識・支援技術が必要であるため、人材育成のための研修を局・区において多数開催しています。区と児童相談所が連携して虐待を未然防止できるよう、局は橋渡しの役割を担っており、本事業は引き続き実施する必要があります。											
	本事業の効率性・類似性	4,000件以上の要保護児童等について、区と児童相談所での支援状況を「要保護児童等進行管理台帳システム」に登録し、組織的な支援の進行管理を行っています。実務者会議の開催により、要対協の関係機関との情報共有ができ、連携が図られています。他に類似の事業はありません。											
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 児童福祉審議会、要保護児童対策地域協議会においては、関係機関・団体や児童福祉に関する職務に従事する者から、児童虐待対策等について、積極的に意見を聴取しています。											
	自己評価及び事業見直しの方向性	多くの市民や関係機関に通告機関の連絡先が周知されており、区・児童相談所に多数の通告・相談が寄せられ、早期対応が図られています。児童福祉法等の改正や横浜市子供を虐待から守る条例が改正されたことを踏まえ、増え続ける通告等に対して迅速な対応ときめ細やかな支援ができるよう、区と児童相談所の体制を強化する必要があります。											
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	令和3年度の児童虐待相談対応件数が年間11,480件ありましたが、発生時の迅速・的確な対応、重篤化の防止に向けた取組を行うとともに、区役所と児童相談所の機能強化や地域における関係機関との連携強化を図りました。「かながわ子ども家庭110番LINE」を引き続き運用することで、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みました。児童相談所及び区職員の専門性強化に向けた人材育成等の取組を充実させるとともに、児童虐待防止のため、未就園児等の状況把握調査の実施や関係機関の情報共有等をさらに強化し、子どもの安全確保を最優先として対策を推進する必要があります。												
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	柴山 一彦		係長	三橋 広樹		児童虐待・DV対策 係 三浦 裕也			

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 2目 里親推進事業		所管区局・課	子ども青少年局 子どもの権利擁護課	令和4年度 事業評価書番号	6-3-2 4
						政策番号	30
						主な施策(事業)番号	3
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	児童福祉法、里親支援事業実施要綱			
	中期計画	政策 施策(事業)	児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実 一貫した社会的養護体制の充実				
	事業の目的	様々な理由により家庭で生活することができない児童を家庭の環境で養育する里親を支援し、里親委託を推進します。また、里親制度の普及啓発により、制度への理解を深めることを目的として事業を実施します。					
具体的な 事業内容	里親認定に向けた研修や審議会の実施、里親制度の普及啓発、里親支援についての検討を行い、里親委託を推進しました。						
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値	
		里親等への新規委託児童数		28人/年	29人 123人(4か年)	125(4か年)	
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値	
		里親の制度説明会の実施回数		6回/年	4回 21回(4か年)	24回(4か年)	
	備考	里親等への新規委託児童数・・・里親及びファミリーホームへの新規委託児童数					
事業実績	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移	人 件 費	現計予算額	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			14,210千円	19,860千円	20,988千円	18,686千円	
			支出済額	9,522千円	17,749千円	16,382千円	17,730千円
			繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
			差▲引	4,688千円	2,111千円	4,606千円	956千円
			執行率(%)	67%	89%	78%	95%
			一般職職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			概算人件費	4,393千円	4,412千円	4,385千円	4,385千円
			総事業費	13,915千円	22,161千円	20,767千円	22,115千円
増▲減	—	8,246千円	▲1,394千円	1,348千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	里親制度は、都道府県・指定都市の長が運営するものであり、社会的養護を必要とする子どもたちが、家庭と同様の環境で生活することができるよう、里親委託を推進すると同時に、制度への理解が深まるよう普及啓発を行う必要があります。					
	事業目的に 対する有効 性	里親への委託数や委託率上昇のためには、里親を増やす必要があります。里親に関心のある方に制度説明会等への参加を促すことによって、里親認定に必要な研修の受講につなげています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	里親養育包括支援(フォスタリング)事業として、民間事業者への業務委託を想定した国庫補助の拡大の方向性が示されており、事業委託を活用した効果的なリクルートや、里親支援体制に向けた検討を行う必要があります。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無	里親委託等推進委員会を年数回開催し、当事者や関係機関等による情報交換、意見交換を行っています。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	里親と里親支援機関等の関係機関、行政とが連携し、里親への委託を推進します。 特に養育里親の数を増やし、高齢児の委託や積極的な短期委託を推進します。 多くの里親に子どもを受け入れてもらうため、里親全体の養育経験、能力及び知識の向上を図るための研修等を行います。					
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	新型コロナウイルスの影響により、予定していた制度説明会の開催を1回中止としましたが、他4回は、感染対策の徹底や参加者数を制限することにより実施しました。また、新型コロナウイルスは里親と社会的養護を必要とする児童の交流にも影響を及ぼしており、新規委託児童数は令和2年度と同程度となりました。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	児童施設担当課長	係長	養護支援係長
				村上 和孝		稲村 良介	養護支援 係 稲田 芳史

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6 款 3 項 2 目 女性相談保護事業		所管区局・課	こども青少年局 こどもの権利擁護課	令和4年度 事業評価書番号	6 - 3 - 2 5	
						政策番号	30	
						主な施策(事業)番号	4	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的な 名称	売春防止法 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 など		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実					
		施策(事業)	DVの防止、DV被害者の自立に向けた支援					
事業の目的	売春防止法第17条2項に基づき、要保護女子の早期発見のため、女性福祉相談員を配置し、日常生活を営む上で何らかの課題を有する女性について、広く相談に応じ、支援を行うことを目的として事業を開始した							
具体的な 事業内容	売春防止法、配偶者からの暴力防止及び保護等に関する法律(以下「DV防止法」)、人身取引対策行動計画、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく、区福祉保健センターを中心とした女性福祉相談/DV防止法に基づく横浜市DV相談支援センターの運営。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
		-		-	-	-		
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
		DVに関する相談件数		5,096件/年	4,456件	5,300件/年		
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		126,860千円	127,078千円	131,721千円	132,840千円	
		支出済額		129,674千円	129,600千円	133,910千円	132,265千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		△ 2,814千円	△ 2,522千円	△ 2,189千円	575千円	
執行率(%)		102%	102%	102%	100%			
人件費		一般職員	0.6人	0.6人	0.6人	0.6人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
		概算人件費	5,271千円	5,294千円	5,262千円	5,262千円		
総事業費		134,945千円	134,894千円	139,172千円	137,527千円			
増▲減		-	▲ 51千円	4,278千円	▲ 1,645千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	DVに関する相談の場合、生命・身体の危険から緊急的に保護する必要がある。その際、横浜市DV相談センター、区福祉保健センターと各施設との迅速な連携が必要である。						
	事業目的に 対する有効 性	区福祉保健センター、横浜市DV相談支援センター、横浜市男女共同参画センターと連携して、女性福祉相談業務及びDVに関する相談支援を行っている。3者で相談を受けることで、多くのDV被害者等を適切な支援につなげることが出来ている。						
	本事業の 効率性・ 類似性	虐待部門との連携も進む中、事務の効率化等については検討する必要がある。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		横浜市DV施策推進連絡会、政策局市民意識調査等の意見を考慮し、施策の方向性等を検討している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	DVやストーカー被害に関する事件は引き続き起っており、DVに関する相談や女性、母子の福祉に係る分野の相談は、今後も一定数見込まれる。今後も区福祉保健センター及び横浜市DV相談支援センターでの相談対応ができるよう、事業の維持が必要である。また、困難を抱える女性支援関連の新法成立に伴い、支援体制の再検討及び相談・支援に関わる職員へのスーパーバイズ、人材育成を行い、さらなるスキルアップを図っていく。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	区福祉保健センター女性福祉相談窓口や横浜市DV相談支援センターにおいて、DV被害者等、支援を必要とする市民を対象に、来所や電話による相談及び一時保護を含めた自立支援を実施した。また、DV被害者を支援する民間団体と区福祉保健センターの女性福祉相談窓口の連携による伴走型の支援により、相談者との関係を継続的に保ち、相談者に寄り添った支援を実施した。DV被害者の一時保護件数が減少傾向にある中で、相談窓口の周知・啓発を更に強化し、一時的な居場所の提供と相談支援の拡充を推進する。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	児童虐待・DV対策係		
				柴山 一彦	三橋 広樹	三浦 裕也		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 2目 障害児医療連携支援事業		所管区局・課		こども青少年局 障害児福祉保健課		令和4年度 事業評価書番号 6		6-3-2 6		
								政策番号 31				
								主な施策(事業)番号 2				
事業概要	実施根拠	法令等	■ 法律 □ 条例 □ 規則			具体的 名称	児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、横浜市メディカルショートステイ事業実施要綱、横浜市医療的ケア児・者等コーディネーター拠点運営事業実施要綱					
		その他	■									
	中期計画	政策					障害児・者福祉の充実					
		施策(事業)					医療的ケア児・者等への支援					
	事業の目的	重症心身障害児・者本人及び家族の在宅生活を支えるため、医療環境の整備・拡充を図るための各種取組を行う。 また、医療的ケア児・者等のライフステージに応じた医療・福祉・教育等の支援を総合的に調整できる体制の構築や、地域での受入体制の充実等を図る。										
具体的な 事業内容	<p>○メディカルショートステイ事業 常時医学的管理が必要な重症心身障害児・者及び高度な医療的ケア児・者を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに、市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受入れを行い、在宅生活の安定を図る。</p> <p>○在宅療養児を支えるネットワーク連絡会の開催 重症心身障害児等の在宅支援に携わる医療・福祉・教育関係者の情報交換及び交流を目的とした連絡会を開催する(「医療的ケア児支援法成立の舞台裏」をテーマにしたWEB講演会を開催(令和3年11月・視聴者数281人))。</p> <p>○障害児者を支える医療従事者育成のための研修会の開催 重症心身障害児・者等の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修を開催する(令和3年9月から10月に実習を含めて11日間開催、受講者数:60人)。</p> <p>○医療的ケア児・者等支援促進事業 医療的ケアを日常的に必要な児・者及び重症心身障害児・者に対し、医療・福祉・教育等の多分野にわたる相談・調整を行う横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターを配置し、配置区を拠点に支援を行う。また、受け入れ体制の充実に向けて、横浜型医療的ケア児・者等支援者を養成する。さらに、関係機関が連携を図るため、横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会を設置し、課題共有、意見交換、対応策等の検討を行う他、事業対象者等の実態把握を行う。 (市内6か所(鶴見、南、磯子、旭、青葉、都筑)に横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターを配置し、18区を対象に支援を実施。 ・横浜型医療的ケア児・者等支援者養成研修を開催し、横浜型医療的ケア児・者等支援者を42人養成。その他過去に養成した支援者等を対象としたフォローアップ研修等も実施。 ・横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会を令和3年8月と令和4年2月に2回オンラインで開催。 ・令和4年1月から医療的ケア児・者等の実態把握調査を開始。)</p>											
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値						
		—		—	—	—						
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値						
		コーディネーターの養成・配置		—	6か所に配置	2か所に配置(令和2年度)						
	備考		※本事業は、施策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。									
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
		現計予算額		35,873千円	39,332千円	44,527千円	45,527千円					
		支出済額		30,818千円	45,347千円	36,326千円	33,167千円					
		繰越額		0千円	0千円	0千円						
		差▲引		5,055千円	△ 6,015千円	8,201千円	12,360千円					
執行率(%)		86%	115%	82%	73%							
人件費		一般職員	1.9人	1.9人	1.9人	1.9人						
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人						
	概算人件費	16,692千円	16,764千円	16,663千円	16,663千円							
総事業費		47,510千円	62,111千円	52,989千円	49,830千円							
増▲減		—	14,601千円	▲ 9,122千円	▲ 3,159千円							

事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	在宅で生活する重症心身障害児・者は年々増加するとともに障害の重度化や高齢化をしていること、また医療的ケアを必要とし、人工呼吸器等の医学的管理を要する方も増えていることから、本人及び在宅生活を支える家族のために療養環境の整備・拡充を図る必要がある。また、令和3年9月に施行された『医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律』でも、医療的ケア児に対して行う保育や教育の体制の拡充の他に、医療的ケア児及びその家族の日常生活における支援や、居住地域にかかわらず適切な支援が受けられるよう、必要な人材の確保するための措置を講ずる責務が定められた。
	事業目的に対する有効性	・メディカルショートステイ事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2～3年度の利用実績は減少したものの、メディカルショートステイ事業の認知度が上がったことで、登録者及び利用者は増加傾向にある。また、主治医以外の中核病院等での重症心身障害児・者等の受入れが進み、在宅生活を支える家族の負担軽減が図られている。 ・医療的ケアを必要とする児・者や重症心身障害児・者が、在宅で生活するためには、福祉・医療・教育等の分野にわたる支援の調整が必要だが、これらを総合的に調整する仕組みがなく、保護者等が自ら調整を行っており過重な負担がかかっている。コーディネーターが地域の支援者や関係機関との調整や助言を行い、医療・福祉・教育等関係機関のネットワークを構築することで、保護者等の負担軽減が期待される。
	本事業の効率性・類似性	類似事業として「難病患者一時入院事業」(健康福祉局保健事業課所管)があるが、メディカルショートステイ事業とは対象者等が異なっており、重症心身障害児・者及び高度な医療的ケア児・者の利用や、緊急時の利用が困難である。
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	■ 有 □ 無 ・メディカルショートステイ利用者へのアンケートや協力医療機関の医師や実務者との会議を定期的に行い、意見を聴取している。 ・医療的ケア児・者等の現状や課題の把握、支援体制の整備について医療・福祉・教育等の関係関係者の他、障害児・者の家族等を委員とした検討委員会を定期的開催し、意見を聴取している。
	自己評価及び事業見直しの方向性	令和2年度から6か所の拠点にコーディネーターが配置され、18区を対象に支援を開始した。相談実績やコーディネーター等からの報告や、実態把握調査によって得た情報を分析する他、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立を受けた国・県の動向等を注視しつつ、健康福祉局・医療局・教育委員会事務局と連携し、事業に取り組む。

中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	平成30年度から事業を開始し、コーディネーターの養成及び市内6箇所の拠点において、全区を対象とした支援を開始し、中期4か年計画に掲げた目標を達成することができた。今後もコーディネーターによる支援を継続しながら、コーディネーターの支援の質の向上に取り組む。 また、コーディネーターによる支援とともに、医療的ケア児・者等に対応可能な受入先の充実を図ることが必要である。医療・福祉・教育分野等の関係機関を対象とした「横浜型医療的ケア児・者等支援者養成研修」をはじめとする研修等を開催し、人材育成や受け皿の拡充に取り組む。
------------------------------	--

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 及川 修	係長 富岡 剛志	係 大嶋 ゆり子
--------------------	------------	-------------	-------------

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6 款 3 項 2 目 障害児通所支援事業		所管区局・課	こども青少年局 障害児福祉保健課	令和4年度 事業評価書番号	6 - 3 - 2 7
						政策番号	31
						主な施策(事業)番号	3
事業 概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	児童福祉法	
		その他	<input type="checkbox"/>				
	中期計画	政策	障害児・者福祉の充実				
		施策(事業)	障害児支援の拡充				
事業の目的	平成23年度までは児童福祉法に基づく通園施設(地域療育センター)と障害者自立支援法に基づく児童デイサービスを実施してきたが、平成24年4月の児童福祉法の改正により、障害児通所支援事業として①児童発達支援、②医療型児童発達支援、③放課後等デイサービス、④保育所等訪問支援等が制度化された。						
具体的な 事業内容	療育が必要な障害児へ通所による療育を行うほか、余暇支援、社会参加の機会を提供する。また、障害児支援の専門職員が保育所等へ訪問し、集団適応のための支援等を行う。						
中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
	—		—	—	—		
	想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
	放課後等デイサービス事業の事業所数		262か所(累計)	418か所(累計)	450か所(累計)		
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。 ※政策31・主な施策3・想定事業量②の達成にも関連します。					
事業 実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	現計予算額		10,893,508千円	12,490,262千円	14,784,378千円	17,288,580千円	
	支出済額		10,617,519千円	12,476,881千円	14,632,345千円	16,976,590千円	
	繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
	差▲引		275,989千円	13,381千円	152,033千円	311,990千円	
	執行率(%)		97%	100%	99%	98%	
	人 件 費	一般職職員	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
		概算人件費	879千円	882千円	877千円	877千円	
	総事業費		10,618,398千円	12,477,763千円	14,633,222千円	16,977,467千円	
増▲減		—	1,859,366千円	2,155,459千円	2,344,245千円		
事業 評価の 視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	法定事業であり、障害児が早期に療育を受け、集団生活の適応や日常生活動作の訓練を行うことで、児童一人一人のコミュニケーション能力や身辺自立等の能力を向上させるために必要である。					
	事業目的に 対する有効 性	早期療育および、就学後の療育支援と社会参加の機会を提供することで、集団適応能力を高め、円滑な成人期への移行を進めることができる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	事業所開設前の事前説明会や、事業所への研修を行うなど、事業所の質の確保の取組を行うことで、障害児への療育支援の効果を高めることができる。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		事業所への集団指導および実地指導を行い、適切な事業所運営を図っており、指導内容には事業利用者の意見も反映させている。また、サービスの質の向上のために事業所への研修を行っている。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	事業所は増加しているが、まだ高いニーズがあるため、実態把握等を踏まえた拡充を検討する。また、事業所の急増に伴いサービスの質の確保が課題となっており、有効な質の向上策を検討・継続する必要がある。					
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、また、障害のある児童や発達に心配がある児童に療育を提供するため、令和3年度末において、放課後等デイサービス事業所数を418か所(前年度比53か所増)を指定するなど、障害児の支援体制を拡充した。 当事者団体等から、サービスの質に対する懸念・要望もあり、引き続き、数の拡充と併せて、支援の質の向上に努めていく。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係		
			及川 修	嶋田 慶一	関根 大地		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6 款 3 項 2 目 こども家庭総合支援拠点事業		所管区局・課	こども青少年局 こども家庭課	令和4年度 事業評価書番号	6 - 3 - 2 8
						政策番号	30
						主な施策(事業)番号	2
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、 横浜市子供を虐待から守る条例		
	中期計画	政策 施策(事業)	児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実 区役所、児童相談所の機能強化				
	事業の目的	児童福祉法第10条の2に規定されている、児童及び妊産婦の福祉に関し必要な支援を行うための拠点について、本市においては、 市民にとって身近な区役所こども家庭支援課に、こども家庭総合支援拠点の機能を位置づけ、必要な体制、設備等を整備します。					
具体的な 事業内容	令和4年度の拠点機能全区設置に向け、令和3年度は10区で拠点機能を先行実施するため、先行実施区においては区こども家庭支援課に国が拠点機能として最低配置としている人員(専門職等)配置をすることで、相談支援体制を強化し、継続的な支援が必要な子どもや家庭への支援を実施しました。 また、拠点機能設置による相談支援体制の強化に合わせ、市民に向けた相談窓口の広報や、区こども家庭支援課職員向けの人材育成、拠点機能と役割分担が必要な関係機関との連携調整を行いました。 さらに、令和4年度の拠点機能全区設置に向けて、先行実施区における状況調査を区役所訪問等により実施し、円滑な運営に向けて、検討を進めました。						
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値	
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値	
		子ども家庭総合支援拠点機能の検討		-	運営開始(10区)	検討	
		備考					
	予算額・執行額、事業費の推移	人件費	現計予算額	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			支出済額				376,531千円
			繰越額				360,247千円
			差▲引				0千円
			執行率(%)				16,284千円
			一般職職員				96%
再任用職員						3.0人	
概算人件費						0.0人	
総事業費				26,310千円			
増▲減				386,557千円			
386,557千円							
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	全国的に児童虐待相談対応件数が年々増加していることや、児童虐待により子どもが死亡する事件が後を絶たないなど、児童虐待は深刻な社会問題となっています。このような国内の状況を受けて、平成28年改正児童福祉法において、市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定され、また、平成30年12月に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」では、令和4年度までに全市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置する目標が掲げられているため、本市においても、こども家庭総合支援拠点の整備が求められています。					
	事業目的に対する有効性	拠点機能の整備により、各区こども家庭支援課の児童虐待等に対応する体制を強化することで、児童虐待に関する通告や相談に対して、より迅速な対応が可能となり、児童虐待発生後の重篤化の防止に努めます。 また、子育て等に関する様々なご相談に対して、心理職等の専門職を活用し、よりきめ細かな支援を行うことで、児童虐待の発生予防につなげていくことができると考えています。					
	本事業の効率性・類似性	令和4年度に拠点機能の運営開始を予定している8区についても、先行実施区における状況調査を区役所訪問等により実施し、円滑な運営に向けて、検討を進めます。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の中で仕組みを設けていませんが、本市の広聴制度等の仕組みを通じて市民等から外部意見が寄せられた場合は、必要な対応を行っています。				
	自己評価及び事業見直しの方向性	先行で拠点の運営を開始した10区については、専門職の配置や必要な設備の整備を行い、児童虐待に関する通告、相談に迅速に対応する体制が構築されました。また、継続的な支援が必要な子どもや家庭に対しては、これまで以上に専門的に検討したうえできめ細かく支援を行っています。 さらに、令和4年度の拠点機能全区設置に向けて、先行実施区における状況調査を区役所訪問等により実施し、円滑な運営に向けて、検討を行います。					
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	令和3年度に拠点機能の運営を開始した10区では、社会福祉職や公認心理師など様々な専門職を配置しました。これにより、児童虐待通告に迅速に対応するとともに、継続的な支援が必要な子どもや家庭からの様々な相談について、より専門的に検討したうえで、必要な支援をきめ細かく行っています。令和4年度に運営開始を予定している8区についても、同様に拠点機能整備に向けた準備を行う必要があります。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	こども家庭 係	
				上原 嘉明	小林 真紀	土居 奈月	

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 2目 女性緊急一時保護施設補助事業		所管区局・課	子ども青少年局 子どもの権利擁護課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-2 9
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	売春防止法 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等 に関する法律 など			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	本市の女性緊急一時保護の受け入れ先の確保及び受け入れ先の事業の安定を図るため、DV防止法による委託を受けた民間団体及び一時保護後の支援を行う実績のある民間団体に対して、事業費の補助(運営費・人件費等)を行う。 また、被害者の多様なニーズに添った支援を行うため、引き続き「女性のための一時宿泊型相談支援事業」や「生活リスクを抱える女性のための総合相談支援事業」を実施する民間団体や外国籍の女性または母子への相談支援を行う民間団体へ事業費等を補助を行った。					
	具体的な 事業内容	DVからの避難や離婚、生活困窮等により行き場がない女性などの相談が増加する中で、緊急に相談者を保護しなければならない状況があり、その場合の女性緊急一時保護を行っている民間団体に対して、実績に応じた事業費の補助(運営費・人件費)を行った。 また、被害者の多様なニーズに添った支援を行うため、引き続き「女性のための一時宿泊型相談支援事業」や「生活リスクを抱える女性のための総合相談支援事業」を実施する民間団体や外国籍の女性または母子への相談支援を行う民間団体へ事業費等を補助を行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	市内一時保護施設 利用実績	目標	—	—	—	—	
		実績	201件	211件	171件	160件	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由	目標					
		実績					
			一時保護件数は、情勢等の影響を受けやすく目標設定にはなじまないため。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		30,697千円	33,205千円	33,205千円	35,067千円
		支出済額		31,775千円	35,842千円	41,186千円	33,005千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 1,078千円	△ 2,637千円	△ 7,981千円	2,062千円		
執行率(%)		104%	108%	124%	94%		
人 件 費		一般職職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	3,514千円	3,529千円	3,508千円	3,508千円		
総事業費		35,289千円	39,371千円	44,694千円	36,513千円		
増▲減		—	4,082千円	5,323千円	▲ 8,181千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本市のDV相談件数は、他都市と比較しても多く、DVからの避難や離婚に伴う居所の喪失など相談内容も複雑化しており、支援対応困難事例が増加している。そのような状況の下で、民間施設の果たしている役割は、実績から見ても本市のDV施策、女性相談保護事業を補完している状況にある。 緊急時に相談者の安全を確保する一時保護の対応にあたっては、いつ発生しても即時対応できるよう施設職員を常時確保する必要がある。一時保護については、他に補完する事業がなく、一時保護先の確保及び支援ノウハウを持つ民間団体の協力は必須であり、補助金交付を継続する必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	横浜市の一時的保護件数は他都市と比較して多いが、民間団体と連携することで確実に対応できている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	当事業は、人件費も含め必要最低限の補助を行うものであり、他に類似事業はない。多様化する被害者ニーズに対応するため、相談支援方法の拡充やそれに伴う補助金の増額など、必要性を鑑み検討する必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 横浜市DV施策推進連絡会、政策局市民意識調査、女性福祉相談業務統計、民間団体との連携強化のための連絡会での意見を踏まえ、予算編成等行っている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	DVからの避難、離婚や生活困窮により行き場がない女性などの相談に迅速・的確に対応するために、民間団体との連携により支援を行っている。 また、民間団体との連携により、相談者のニーズの変化に即した支援への対応を引き続き検討していく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

柴山 一彦

係長

三橋 広樹

児童虐待・DV対策 係
三浦 裕也

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 2目 虐待・思春期問題情報研修センター運営費補助事業		所管区局・課	こども青少年局 こどもの権利擁護課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-2 10		
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	児童虐待の防止等に関する法律、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱				
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、児童虐待防止対策を積極的に進めること併せ、国の対策の一つとして、第一線の専門的援助者の養成と高度専門情報の収集・提供を行う拠点が構想されました。その拠点を横浜市に設置し、社会福祉法人により平成15年4月から事業を開始し、現在に至っています。							
	具体的な 事業内容	虐待・思春期問題情報研修センターへの運営費の助成を行っています。							
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績			
	達成指標	専門相談件数(件)	目標 実績	650 534	650 585	650 528	650 546		
		専門研修への参加者(人)	目標 実績	1,800 1,683	1,800 1,578	1,800 1,479	1,800 1,831		
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由								
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
		現計予算額		186,006千円	184,403千円	966,009千円	486,202千円		
		支出済額		151,006千円	152,262千円	796,586千円	397,648千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円		
		差▲引		35,000千円	32,141千円	169,423千円	88,554千円		
		執行率(%)		81%	83%	82%	82%		
		人 件 費	一般職職員		0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		879千円	882千円	877千円	877千円			
総事業費		151,885千円	153,144千円	797,463千円	398,525千円				
増▲減		—	1,260千円	644,319千円	▲ 398,938千円				
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	国の対策の一つとして設置された専門的援助者の養成と高度専門情報の収集・提供を行う拠点は、児童虐待防止対策を積極的に推進する上で必要です。 市内に所在することにより、児童虐待対策事業への協力、市及び施設等職員の人材育成や調査研究など、本市の児童福祉行政に大きく寄与しています。							
	事業目的に 対する 有効性	児童相談所や児童福祉施設などの専門機関、職員に対して専門相談、専門研修、情報提供などの取組を行うことにより、全国の児童虐待等への対応充実強化に資する事業となっており、本市にとっても児童虐待防止対策を積極的に推進するうえで有効です。							
	本事業の 効率性・ 類似性	東日本唯一の準ナショナルセンターとして類似施設はありません。							
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		企画評価委員会を設置し、事業内容について外部委員から定期的に意見聴取を行っています。					
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	児童虐待件数は増加しており、児童相談所や児童福祉施設などの専門機関、職員に対して、専門相談、専門研修、情報提供や研究等の取組を行う本事業は継続する必要があります。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	村上 和孝	係長	梅澤 伸宏		
						養護支援 係 石渡 準			

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 2目 金沢シーサイドライン乗車券交付事業		所管区局・課	こども青少年局 こども家庭課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-2 11
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則、金沢シーサイドライン福祉特別乗車券等交付要綱		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入所世帯に対し、生活支援に寄与する目的で、市内の交通機関等に無料で乗車できる特別乗車券を交付する事業を開始しました。平成元年から、特別乗車券の対象交通機関に金沢シーサイドラインを追加しました。					
	具体的な 事業内容	児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入所世帯に対し、金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	交付枚数	目標	-	-	-	-	
		実績	401	315	278	268	
		目標					
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		金沢シーサイドライン特別乗車券は、磯子区及び金沢区の一部の町丁に居住する児童扶養手当受給世帯等に交付しているため、交付希望者の把握が困難なため、指標の設定はしていません。				
	予算額・執行額、事業費の推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	現計予算額		38,838千円	33,213千円	33,938千円	33,734千円	
	支出済額		38,821千円	33,196千円	33,921千円	32,205千円	
	繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
差▲引		17千円	17千円	17千円	1,529千円		
執行率(%)		100%	100%	100%	95%		
人件費	一般職職員		1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
	再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円	
	総事業費		47,606千円	42,019千円	42,691千円	40,975千円	
増▲減		-	▲ 5,587千円	672千円	▲ 1,716千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	子どもへの貧困の連鎖が全国的な問題となっている中で、児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入所世帯の経済的な負担の軽減を図るために本事業を実施しています。					
	事業目的に対する有効性	事業を実施することにより、対象世帯の生活支援に寄与しています。					
	本事業の効率性・類似性	平成25年度分から年度更新の際の交付希望届出書の提出を受給者に求めています。引き続き適正交付の徹底を図る必要があります。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 平成24年度に利用者向けのアンケート調査を実施しました。					
	自己評価及び事業見直しの方向性	引き続き、対象世帯の経済的負担軽減を図るため、事業実施していきます。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	上原 嘉明	宮本 直幸	橋岡 祥子

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 2目 特別乗車券交付事業(民営バス)		所管区局・課	こども青少年局 こども家庭課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-2 12
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則、横浜市乗合自動車等特別乗車券交付事務取扱要領		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入所世帯に対し、生活支援に寄与する目的で、市内の交通機関等に無料で乗車できる特別乗車券を交付します。					
	具体的な 事業内容	児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入所世帯に対し、民営バスに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	交付枚数	目標	-	-	-	-	
		実績	17,560	16,312	14,899	14,261	
	達成指標	目標					
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		特別乗車券の利用希望者の把握が困難なため、指標は設定していません。				
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		493,984千円	492,352千円	476,740千円	513,840千円
		支出済額		492,596千円	483,382千円	468,110千円	503,905千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		1,388千円	8,970千円	8,630千円	9,935千円		
執行率(%)		100%	98%	98%	98%		
人件費		一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円		
総事業費		501,381千円	492,205千円	476,880千円	512,675千円		
増▲減		-	▲ 9,176千円	▲ 15,325千円	35,795千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	子どもへの貧困の連鎖が全国的な問題となっている中で、児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入所世帯の経済的な負担の軽減を図るために本事業を実施しています。					
	事業目的に 対する 有効性	児童扶養手当受給世帯の約8割(平成29年特別乗車券交付枚数/平成29年9月児扶受給者数)が特別乗車券を利用しており、生活支援に寄与しています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	平成25年度分から年度更新の際の交付希望届出書の提出を受給者に求めているが、引き続き適正交付の徹底を図る必要があると考えます。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 平成24年度に利用者向けのアンケート調査を実施しました。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	引き続き、対象世帯の経済的負担軽減を図るため、事業実施していきます。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	上原 嘉明	宮本 直幸	橋岡 祥子

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 2目 障害児制度運営事業		所管区局・課	こども青少年局 障害児福祉保健課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-2 13	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	児童福祉法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	障害児制度運営に必要な事業執行に伴い発生する経費等を執行する。(児童福祉法における措置決定及び支給決定に伴う事務経費、給付費の支給に関するシステムの改修・運用の実施等)					
	具体的な 事業内容	児童福祉法における措置費負担金決定事務、障害児通所・入所給付費の支給決定及び給付事務、障害児通所システムに係わる改修及び運用の実施、障害児施設の指定及び調査など、児童福祉法等に基づく制度運営に必要な経費を執行する。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
			目標 実績				
			目標 実績				
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		事務経費が主なため、定量的な指標の設定は困難である。				
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	現計予算額			31,277千円	44,431千円	14,375千円	45,143千円
	支出済額			32,848千円	59,829千円	14,496千円	33,121千円
	繰越額			0千円	0千円	0千円	0千円
	差▲引			△ 1,571千円	△ 15,398千円	△ 121千円	12,022千円
	執行率(%)			105%	135%	101%	73%
人 件 費	一般職職員			0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
	再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費			879千円	882千円	877千円	877千円
	総事業費			33,727千円	60,711千円	15,373千円	33,998千円
増▲減			—	26,985千円	▲ 45,338千円	18,625千円	
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	障害児制度運営に関する経費執行のため必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	障害児制度運営が円滑に進んでいる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	他に類似の事業はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 事務経費のため未実施である。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	障害児制度にかかる法改正等が頻繁に行われるが、支給決定等の業務はすべてシステムで行っており、その都度必要なシステム改修、保守等を遅延なく行う必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 及川 修	係長 嶋田 慶一	係 関根 大地		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 2目 障害児地域訓練会運営費助成事業		所管区局・課	子ども青少年局 障害児福祉保健課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-2 14	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	障害児地域訓練会は地域療育センターが整備される以前から、障害児(幼児・学童)の地域における療育活動等の場として、障害児の保護者等が自主的に組織化し、活動が始まった。その後障害者支援センター(横浜市社会福祉協議会)が支援の窓口となり、同センターを通じて助成することで、障害児とその家族を支援することを目的としている。					
	具体的な 事業内容	障害児地域訓練会は地域療育センターが整備される以前から、障害児(幼児・学童)の地域における療育活動等の場として、障害児の保護者等が自主的に組織化し、活動が始まった。その後障害者支援センター(横浜市社会福祉協議会)が支援の窓口となり、同センターを通じて助成することで、障害児とその家族を支援することを目的としている。					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ							
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		障害児地域訓練会 助成額(千円)	目標	—	—	—	—
			実績	52,516	50,632	41,015	38,150
		助成団体数	目標	—	—	—	—
	実績		53	52	48	46	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		85,287千円	85,287千円	85,287千円	77,848千円
		支出済額		74,546千円	69,366千円	62,989千円	58,342千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		10,741千円	15,921千円	22,298千円	19,506千円
		執行率(%)		87%	81%	74%	75%
		人 件 費	一般職職員		0.1人	0.1人	0.1人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			879千円	882千円	877千円	877千円	
総事業費		75,425千円	70,248千円	63,866千円	59,219千円		
増▲減		—	▲ 5,176千円	▲ 6,382千円	▲ 4,647千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	障害児地域訓練会の活動基盤は、財政力及び組織運営力が強いとはいえ、活動運営費の支援及び組織運営の支援をすることが必要である。その支援を行う横浜市社会福祉協議会への本市補助がなくなると、活動の継続が困難になると考えられる。					
	事業目的に 対する 有効性	障害児地域訓練会は不安を抱える障害児の親たちにとって、不安や悩みを相談し、様々な情報を共有し、子どもを含め当事者力を高める場として重要な機能を果たしており、本事業は、その障害児地域訓練会活動を継続するために必要と考えられる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	地域療育センターや放課後等デイサービス等の障害児福祉支援もあるが、障害児地域訓練会は保護者同士の交流の場として機能し、当事者力や地域力を高めるものとして意義が高いと考えられる。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 障害児地域訓練会への支援を行う横浜市社会福祉協議会による監査・調査、横浜市社会福祉協議会に対する本市の業務監察及び支援策協議、障害児地域訓練会関係団体と横浜市社会福祉協議会及び横浜市との意見交換会等により、意見を反映している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	令和2年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で、活動回数や参加児童数の助成基準を満たすことができない団体が多く発生することが予想されたため、本市と協議のうえ、横浜市社会福祉協議会が活動回数と参加児童数の助成基準を一部改正した。助成対象団体数が減少傾向にあるため、障害児地域訓練会への参加意義を分かりやすく周知することや、参加しやすい工夫等について、横浜市社会福祉協議会や区役所等と引き続き検討して取り組んでいく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

及川 修

係長

富岡 剛志

係

大嶋 ゆり子

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 2目 学齢後期障害児支援事業		所管区局・課	子ども青少年局 障害児福祉保健課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-2 15	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市学齢後期障害児支援事業実施要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	中学・高校生年代(以下「学齢後期」という。)の発達障害児等が成人期を迎えたときに円滑な自立生活を行えるよう、学齢後期の発達障害児等及びその家族等からの相談に応じ、専門的な指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携等により、発達障害に起因する諸問題の解決に向けた支援事業を行う。 地域療育センターの利用児童の対象が学齢前期(概ね小学校期)まで拡大された平成13年度から本事業を開始した。					
	具体的な 事業内容	学齢後期の発達障害児等及びその家族を対象に、専門機関による相談支援や診療等を行い、発達障害等に起因する課題(不登校、引きこもり、自傷・他害など)の解決に向けた支援を提供する。また、学校等関係機関への発達障害児支援に関する助言(コンサルテーション)を行う。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		実施箇所数	目標	4	4	4	4
			実績	3	3	3	3
		相談対応延べ件数	目標	—	—	—	—
	実績		20,182	17,865	16,443	17,087	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		120,527千円	127,885千円	125,274千円	127,659千円
		支出済額		113,644千円	119,330千円	125,440千円	125,785千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		6,883千円	8,555千円	△ 166千円	1,874千円		
執行率(%)		94%	93%	100%	99%		
人 件 費		一般職職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	1,757千円	1,765千円	1,754千円	1,754千円		
総事業費		115,401千円	121,095千円	127,194千円	127,539千円		
増▲減		—	5,694千円	6,099千円	345千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	発達障害児等への相談支援や診療を提供できる社会資源は少なく、課題となっている。特に思春期を迎える年代である学齢後期においては、より複雑化する人間関係や進路の問題などをきっかけとして問題が顕在化することも少なくない。学齢後期の発達障害児等を対象とした専門機関による相談・診療の場を確保し、発達障害に起因する二次的な障害(不登校、引きこもり、自傷・他害など)を防ぎ、成人期を迎えた時に円滑な自立生活を行えるよう、市の事業として支援をする必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	学齢後期は、思春期特有の課題を抱えており、加えてこの時期に発達障害による生活のしづらさが顕在化することも多く、対応が遅れると重篤な二次障害を引き起こすこともあるため、この時期に支援を行うことで、その予防に寄与している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	地域療育センターによる小学校期までの支援を引き継ぐ事業の一つとして、本市の発達障害児等への切れ目ない支援システムの一部を担っている。また、教育総合相談センターや青少年相談センター等、学齢後期の児童を対象としている相談機関はあるが、発達障害児等への専門的な支援を提供する社会資源はなく、類似性のある事業は他にない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 横浜市障害施策推進協議会(以下「推進協」という。)の専門部会である発達障害検討委員会において、「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」への支援について検討を行い、令和2年6月に推進協から市へ答申が提出された。答申を検討する中で、学齢後期における支援のあり方についても、事業の課題や今後の方向性について、外部の意見を聴取し、検証・検討を行った。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	本事業の認知度が高まるとともに、相談内容の多様化により、より高度な相談スキルが求められるため、質・量ともに事業の拡充が強く求められている。第4期障害者プラン(計画期間:令和3~8年度)及び第2期子ども・子育て支援事業計画(計画期間:令和2~6年度)において、令和5年度までに4箇所目を設置することを目指している。 令和3年10月から事業の役割・機能等に係る課題解決や体制強化に係るアイデアを共有するとともに、「市民ニーズ等を踏まえた事業拡大の方向性」について意見交換を行うことを目的として、学齢後期障害児支援事業所(小児療育相談センター、横浜市総合リハビリテーションセンター、横浜市学齢後期発達相談室ぐらす)と意見交換会を実施している。また、令和4年6月からは発達障害検討委員会に委員等を中心とした有識者を交えて事業の今後の方向性等に係る検討会を実施する。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

及川 修

係長

嶋田 慶一

係

大嶋 ゆり子

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 2目 障害児施設等における福祉サービス継続支援事業(障害児通所支援事業所分)		所管区局・課	こども青少年局障害児福祉保健課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-2 16		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				
	事業の目的 (事業開始の経緯)	新型コロナウイルスの感染者、濃厚接触者が発生した事業所に対して、事業所の消毒費用や衛生用品の購入、事業継続に必要な人員確保のための賃金・手当等の費用など、感染対応に係る費用を支援する事で、事業所の継続的な運営体制を確保し利用者が今後も必要なサービスを受けることができるようにする事を目的としています。						
	具体的な 事業内容	利用者や職員に新型コロナウイルス感染者が発生する等により、その対応のため経費が増大している障害児通所支援事業所に対して、今後も必要なサービスを継続して提供できるようにするため、かかり増し経費を助成する。						
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績		
		目標 実績						
		目標 実績						
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額					55,960千円	
		支出済額					89,655千円	
		繰越額						
		差▲引					△ 33,695千円	
		執行率(%)					160%	
		人 件 費	一般職職員					0.2人
			再任用職員					0.0人
	概算人件費					1,754千円		
総事業費					91,409千円			
増▲減		—			91,409千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性							
	事業目的に 対する 有効性							
	本事業の 効率性・ 類似性	他に類似の事業はない。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 国の要綱に基づく補助事業のため、外部意見を反映することは困難						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新型コロナウイルス感染症の状況とそれに伴う国の対応状況を踏まえながら、引き続き、対応していく必要がある。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 及川 修	係長 富岡 剛志	係 高村 英里奈			

令和4年度事業評価書

令和3年度事業名		6款 3項 3目 子育て世代包括支援センター事業		所管区局・課		こども青少年局 地域子育て支援課		令和4年度 事業評価書番号	6-3-3
								政策番号	1
								主な施策(事業)番号	23
									1
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	母子保健法、子ども・子育て支援法			
		その他	<input type="checkbox"/>						
	中期計画	政策	全ての子育て家庭及び妊産婦への総合的な支援						
		施策(事業)	「横浜市版子育て世代包括支援センター」の機能確立						
事業の目的	妊産婦への相談支援を行う母子保健コーディネーターを配置することにより、区役所と地域子育て支援拠点の連携・協働による子育て世代包括支援センターの機能を確立し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実します。								
具体的な事業内容	子育て世代包括支援センターの機能として、区福祉保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図ります。								
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値			
		妊産届出者に対する面接を行った割合		95.5%	98.4%	97%			
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値			
		妊娠・出産・子育てマイカレンダーの作成件数		4,186件/年	25,723件 80,890件(4か年)	84,199件(4か年)			
	備考								
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
		現計予算額		66,106千円	120,796千円	224,796千円	230,363千円		
		支出済額		55,075千円	109,415千円	203,708千円	204,620千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円		
		差▲引		11,031千円	11,381千円	21,088千円	25,743千円		
執行率(%)		83%	91%	91%	89%				
人件費		一般職員		0.8人	0.8人	0.8人	0.8人		
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
		概算人件費		7,028千円	7,058千円	7,016千円	7,016千円		
総事業費		62,103千円	116,473千円	210,724千円	211,636千円				
増▲減		—	54,370千円	94,251千円	912千円				
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	母子保健法に基づき、子育て世代包括支援センター機能を設置する必要があります。また、少子化や核家族化等を背景に妊娠・出産・子育てに対する不安感が高まっている中で、特に妊娠中から産後までの不安定になりやすい時期に必要な支援が受けられ安心して子育てができるよう、各区こども家庭支援課及び地域子育て支援拠点に子育て世代包括支援センター機能を設置し、妊産婦や乳幼児及びその養育者に対して切れ目のない支援を提供する必要があります。							
	事業目的に対する有効性	妊娠期から母子保健コーディネーターによる相談支援・保健指導を充実させることで、妊娠・出産・子育てに関するリスクの有無にかかわらず、全ての妊産婦・乳幼児等を対象に支援が必要な方を早期に把握することができます。問題が顕在化する前に支援が必要な方を早期に把握することにより、安心して子育てができる家庭や、健やかに過ごす妊産婦、健やかに育つ乳幼児を増加させるとともに、児童虐待の未然防止にも寄与します。							
	本事業の効率性・類似性	妊娠届や乳幼児健診等の各種母子保健事業と連動することで、妊産婦や乳幼児の健康状態や状況を継続的に把握し、その必要に応じて相談支援につなげる体制を構築しています。また、システムを活用して、妊産婦や乳幼児等の把握した情報の一元管理及び効率化を図っています。							
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		母子健康手帳交付時面接など、事業を通じて市民のご意見を伺うとともに、事業の中では、母子保健コーディネーター連絡会や、地域子育て支援拠点を交えた情報共有等の機会を設けています。					
	自己評価及び事業見直しの方向性	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をさらに充実させるため、既存のシステムでは一元的に管理されていない妊産婦や乳幼児の支援にかかわる情報についても、システムによる効率的な情報管理が図れる仕組みを構築しました。また、各区の実情に応じた事業展開が図れるように、システムにおいて蓄積した情報をより積極的に活用していくことを目指します。							
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	令和3年度は、システムによる効率的な情報管理が図れる仕組みを構築し、妊娠期からの切れ目のない支援に向けて取組を進めました。 子育て世代包括支援センターの機能を関係者間で共通理解できるよう子育て世代包括支援センターの手引きを作成しました。 こうした取組によって、(区役所と地域子育て支援拠点による。)妊娠期からの切れ目のない支援を図りました。								
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長				
				戸矢崎 悦子		鈴木 直子		三堀 健太	

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 3目 妊婦・産婦健康診査事業		所管区局・課		こども青少年局 地域子育て支援課		令和4年度 事業評価書番号		6-3-3 2		
								政策番号		23		
								主な施策(事業)番号		2		
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則			具体的 名称	母子保健法、子ども・子育て支援法、妊婦に対する健康診査についての望ましい基準(告示)					
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>									
	中期計画	政策	全ての子育て家庭及び妊産婦への総合的な支援									
		施策(事業)	妊娠・出産に関する相談支援									
事業の目的	母体の健康を守り、健康な子の出生を図るため、妊娠届出時に母子保健コーディネーターによる面接を実施し、妊婦健康診査の受診勧奨や必要な保健指導、相談支援を行うとともに、妊婦健康診査費用補助券を交付し、受診を促します。産後2週間での経過観察が必要な産婦及び産後1か月の産婦に対し、出産後の心身のケアと育児への支援を図るため、産婦健康診査費用補助券を交付し、受診を促します。											
具体的な事業内容	妊婦健康診査及び産婦健康診査費用を公費負担し、妊婦及び産婦に対し、必要な健康診査の受診を促します。妊娠届出時に母子保健コーディネーターによる全数面接を実施し、受診勧奨するとともに、状況に応じてその後の支援につなげます。妊婦健康診査及び産婦健康診査を医療機関に委託し、実施します。											
中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値							
	産婦健康診査の受診率		52.4%	87.7%	85%							
	想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値							
	妊婦健康診査への助成件数		347,850件/年	304,048件 1,270,671件(4か年)	1,419,896件(4か年)							
備考												
事業実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度						
	現計予算額		2,501,060千円	2,464,365千円	2,293,802千円	2,243,693千円						
	支出済額		2,371,818千円	2,302,054千円	2,213,231千円	2,119,256千円						
	繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円						
	差▲引		129,242千円	162,311千円	80,571千円	124,437千円						
	執行率(%)		95%	93%	96%	94%						
	人件費	一般職員	0.8人	0.8人	0.8人	0.8人						
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人						
		概算人件費	7,028千円	7,058千円	7,016千円	7,016千円						
	総事業費		2,378,846千円	2,309,112千円	2,220,247千円	2,126,272千円						
増▲減		—	▲ 69,734千円	▲ 88,865千円	▲ 93,975千円							
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあり、母体や胎児の健康確保を図るうえで、妊婦に対する保健指導及び健康診査が重要かつ必要です。妊婦の経済的負担の軽減と受診促進のため、公費助成をするよう厚生労働省からも通知されています。										
	事業目的に対する有効性	補助券を交付することにより、受診の促進を図ることができています。産後うつへの早期対応や産前から産後の初期段階における母子への支援を充実させることができています。										
	本事業の効率性・類似性	健診補助券を活用することにより、受診状況を効率的に把握することができるようになります。										
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 事業の中では仕組みを設けていませんが、本市の広聴制度等の仕組みを通じて市民等の外部意見が寄せられた場合は、必要な対応を行っています。										
	自己評価及び事業見直しの方向性	平成25年度から一般財源化され、国から継続して14回の公費負担実施を求められています。また、多胎妊婦には追加で5回の公費負担を行っています。妊婦健康診査の受診は母子共に安全・安心な出産を迎えるために重要な健診であり、また虐待予防としての効果も期待されているため、今後も継続的に妊娠届出時面接、母親教室等で受診勧奨を行い、全ての妊婦に適切な受診行動を行っていたり支援していきます。産婦健康診査は、平成30年度から市外医療機関へ拡大し、受診環境の整備を進め、受診率の向上に取り組んでいます。										
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	政策の目標に掲げた母子共に安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査の補助券の交付とともに、市外医療機関との委託契約を締結することにより、定期的な受診の促進と受診環境の整備を図ることができています。出生数の減少に伴い助成件数も減少していますが、今後も継続的に妊娠届出時面接等での受診勧奨や里帰り出産等をされる方々のための市外医療機関への委託契約を行うことで、全ての妊産婦に適切に受診していただけるよう努めます。											
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長								
			戸矢崎 悦子	長澤 昇平		沖 美紗子						

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 3目 不妊不育相談・治療費等助成事業		所管区局・課	子ども青少年局 地域子育て支援課	令和4年度 事業評価書番号	6-3-3 3
						政策番号	23
						主な施策(事業)番号	2
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	少子化社会対策基本法、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱、母子保健衛生国庫補助金交付要綱	
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>				
	中期計画	政策	全ての子育て家庭及び妊産婦への総合的な支援				
		施策(事業)	妊娠・出産に関する相談支援				
事業の目的	厚生労働省が母子保健医療対策等総合支援事業の中で、特定治療費助成事業及び生涯を通じた女性の健康支援事業(不妊専門相談センター事業)を創設し、母子保健衛生費等国庫負担(補助)交付金の対象事業となったため、不妊治療を実施している夫婦の経済的負担の軽減を図り、不妊に悩む夫婦に対して不妊治療に関する情報提供や自律的な意思決定を支援することを目的に事業を開始しました。						
具体的な 事業内容	子どもが欲しいと望んでいるにも関わらず子どもに恵まれず、不妊治療を実施している夫婦に対し、その経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の特定不妊治療費及び男性不妊治療費の一部を助成します。 併せて、不妊・不育に悩む夫婦に対し、不妊治療に関する情報提供や支援のため、不妊・不育専門相談を実施します。						
中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値		
	-		-	-	-		
	想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値		
	特定不妊治療費の助成件数		4,839件/年	9,514件/年 22,710件/4か年	20,446件/4か年		
	備考						
事業実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	現計予算額		898,622千円	893,162千円	1,090,378千円	2,757,547千円	
	支出済額		867,463千円	863,391千円	898,580千円	2,299,271千円	
	繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
	差▲引		31,159千円	29,771千円	191,798千円	458,276千円	
	執行率(%)		97%	97%	82%	83%	
	人件費	一般職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
		概算人件費	4,393千円	4,412千円	4,385千円	4,385千円	
	総事業費		871,856千円	867,803千円	902,965千円	2,303,656千円	
増▲減		-	▲4,053千円	35,163千円	1,400,691千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	近年の晩婚化により、不妊治療を希望する夫婦が治療に臨みやすくなるため、市が経済的支援をしていく必要があります。また、不妊に悩む夫婦に対する正しい知識の情報提供・相談支援も必要です。					
	事業目的に対する有効性	1 不妊治療を実施している夫婦の経済的負担が軽減されます。 2 不妊に悩む夫婦が、不妊治療に関する情報提供を受け、自律的な意思決定ができます。 3 妊娠・出産に関する正しい知識が普及します。					
	本事業の効率性・類似性	ホームページを活用することで不妊・不育専門相談及び治療費助成の認知度を高め、より多くの市民の利用につなげられる余地があります。指定医療機関と連携し、事業の周知を効果的に行っていきます。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 事業の中では仕組みを設けていませんが、本市の広聴制度等の仕組みを通じて市民等の外部意見が寄せられた場合は、必要な対応を行っています。					
	自己評価及び事業見直しの方向性	令和3年1月からの制度拡充(所得制限の撤廃、助成回数の緩和等)により、助成件数が増加しました。令和4年4月より不妊治療の保険適用化が開始されたことにより、経済的負担が減少することが見込まれるため、今後は精神的な支援を強化していきます。不妊に悩む夫婦に対して、的確な情報提供と相談支援を行うため、相談事業の周知を図っていきます。					
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	4か年の目標助成件数を上回る実績がありました。令和4年4月より不妊治療の保険適用化が開始されたことにより、経済的負担が減少することが見込まれるため、今後は精神的な支援を強化していきます。不妊に悩む夫婦に対して、必要な情報提供・相談対応を実施しています。今後は、さらに不妊・不育相談の事業の強化とともに、将来妊娠を希望する市民が、妊娠・出産に関する正しい知識を身に付けられるよう広く周知していく必要があります。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長			
			戸矢崎 悦子	山本 英典	齊藤 勇那		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 3目 こんにちは赤ちゃん訪問事業		所管区局・課 子ども青少年局 地域子育て支援課		令和4年度 事業評価書番号 4		6-3-3		
						政策番号 23				
						主な施策(事業)番号 3				
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	児童福祉法、乳児家庭全戸訪問事業実施要綱、子ども・子育て支援交付金交付要綱				
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>							
	中期計画	政策	全ての子育て家庭及び妊産婦への総合的な支援							
		施策(事業)	出産後から乳幼児期の支援							
事業の目的	厚生労働省が「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」を創設し、子ども子育て支援交付金の対象事業となりました。また、核家族化や地域のつながりが希薄化する中、出産前に子どもの世話をしたことがないまま親になる人が多く、マタニティブルーや産後うつ等精神的に不安定になりやすい時期に養育者(母親等)への支援を行うとともに、不適切な養育や虐待の疑いのある養育者を早期に把握し、適切な支援に結びつけることで児童虐待の予防を図ることを目的としています。									
具体的な 事業内容	地域の主任児童委員、民生委員・児童委員、子育て支援者等の中から市が委任する『こんにちは赤ちゃん訪問員』が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、養育者が安心して育児が出来るよう支援を行います。									
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値				
		—		—	—	—				
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値				
		こんにちは赤ちゃん訪問件数		26,348件/年	23,203件 97,371件(4か年)	108,216件(4か年)				
	備考									
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
		現計予算額		94,091千円	94,392千円	100,360千円	98,288千円			
		支出済額		92,755千円	93,020千円	91,896千円	95,249千円			
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円			
		差▲引		1,336千円	1,372千円	8,464千円	3,039千円			
執行率(%)		99%	99%	92%	97%					
人件費		一般職員	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人				
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人				
	概算人件費	2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円					
総事業費		95,391千円	95,667千円	94,527千円	97,880千円					
増▲減		—	276千円	▲1,140千円	3,353千円					
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行い、子育て家庭の孤立を予防する必要があります。								
	事業目的に 対する有効 性	子育て家庭の孤立化を防止するため、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結び付けることができます。								
	本事業の 効率性・ 類似性	研修内容の充実による訪問員のスキルアップや訪問時の配布物等の工夫により、訪問の質の向上が見込めます。								
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		事業の中では仕組みを設けていませんが、本市の広聴制度等の仕組みを通じて市民等の外部意見が寄せられた場合は、必要な対応を行っています。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	事業周知や訪問体制の強化を図り、訪問率の維持向上に努めていく必要があります。								
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	産後の初期段階における母子への支援の充実のため、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結び付けることができました。 9割を越える訪問率を維持しており、市民に定着している一方で、計画の策定時より出生数は減少しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行下でも、子育て支援に関する情報を届けるため、電話による状況確認や相談、資料の郵送等の対応を行いました。引き続き事業にご理解いただけるよう、さらなる周知を図ることで、訪問率の維持向上に努めていく必要があります。									
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	戸矢崎 悦子		係長	長澤 昇平		沖 美紗子	

令和4年度事業評価書

中期計画 関連事業

令和3年度 事業名	6款 3項 3目		所管区局・課	こども青少年局 地域子育て支援課	令和4年度 事業評価書番号	6-3-3	
	育児支援事業				政策番号	5	
					主な施策(事業)番号	23	
					3		
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	児童福祉法、横浜市産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱 他		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>				
	中期計画	政策	全ての子育て家庭及び妊産婦への総合的な支援				
		施策(事業)	出産後から乳幼児期の支援				
事業の目的	不適切な養育及び児童虐待の予防のために、養育に過重な負担がかかる前の段階において、継続した訪問等による支援を行い、安定した養育を可能とすることを目的とします。						
具体的な 事業内容	(1) 育児支援家庭訪問 区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員(会計年度任用職員)が、子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。 (2) 産前産後ヘルパー派遣事業 育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後5か月未満の子育て家庭に対し、支援の必要がある場合、ヘルパーを派遣し家事や育児の負担を軽減します。						
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値	
		-		-	-	-	
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値	
		産前・産後ヘルパーの派遣回数		9,340回/年	18,893回/年 50,914回/4か年	48,900回/4か年	
	備考						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		186,636千円	205,931千円	218,803千円	213,999千円
		支出済額		168,482千円	173,695千円	197,879千円	213,774千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		18,154千円	32,236千円	20,924千円	225千円
執行率(%)		90%	84%	90%	100%		
人件費		一般職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	4,393千円	4,412千円	4,385千円	4,385千円		
総事業費		172,875千円	178,107千円	202,264千円	218,159千円		
増▲減		-	5,232千円	24,158千円	15,895千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	少子高齢化や地域のつながりの希薄化、結婚・出産年齢の上昇傾向に伴い、実家の親や身近な人から支援を受けることができない人が増えており、子育てへの不安や家事・育児の負担を軽減する必要があります。また、子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階において、継続的な訪問による支援を実施し、不適切な養育に陥らないよう予防することが必要です。					
	事業目的に 対する有効 性	支援が必要な家庭に対し、訪問員による相談・支援やヘルパーによる家事・育児のサポートを行うことにより、育児の不安や負担の軽減につながっています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	産前産後ヘルパー・育児支援ヘルパーについては民間事業者にて委託して実施しています。区の福祉保健センターの事業と一体として取り組むことにより、効果的・効率的な支援の実現につながっています。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 事業の中では仕組みを設けていませんが、本市の広聴制度等の仕組みを通じて市民等の外部意見が寄せられた場合は、必要な対応を行っています。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	育児支援家庭訪問については、妊娠期からの切れ目のない支援の充実に向けて、不適切養育、虐待リスクの高い家庭に限らず、育てにくさを抱えている養育者や育児不安が高い養育者等、必要な家庭に適切な支援が行われるよう、育児支援ヘルパー等の事業者の拡大・人材の育成等に取り組む必要があります。ファミリーサポートクラス事業は、変化していく子育て家庭のニーズに合わせて、事業内容を見直ししていく必要があります。また、産前産後ヘルパーの利用促進に向けた周知や適正利用に向けた制度理解のための啓発を行う必要があります。					
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	目標を上回る実績をあげることができましたが、今後も引き続き、産前産後の支援について母子健康手帳交付時に丁寧に情報提供を行うとともに、委託事業者の拡大や人材の育成に取り組めます。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長			
			戸矢崎 悦子	長澤 昇平	齊藤 勇那		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 3目		所管区局・課	子ども青少年局 地域子育て支援課	令和4年度 事業評価書番号	6-3-3
	妊娠・出産サポート事業				政策番号	6
					主な施策(事業)番号	3
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	母子保健法 母子保健衛生費国庫補助金交付要綱
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>			
	中期計画	政策	全ての子育て家庭及び妊産婦への総合的な支援			
		施策(事業)	出産後から乳幼児期の支援			
事業の目的	妊娠中から産後の心身共に不安定になりやすい時期に必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、相談体制や母子保健の充実を図ります。					
具体的な 事業内容	医療機関や助産所との連携を推進しながら、妊娠・出産に係る相談体制の充実、産後母子ケア事業の実施及び産後うつ対策を進めます。 ①にんしんSOSヨコハマ 予期せぬ妊娠等について不安を抱える方の相談支援 ②産後母子ケア事業 産後4か月までの時期に、育児不安等がある方を対象に、デイケア、ショートステイ、訪問型母子ケアを実施 ③産後うつ対策 産後うつ等不調がある妊産婦等を対象とした精神科医による「おやこの心の相談事業」を実施					
中期4か年 計画の指 標、想定事 業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値	
	—		—	—	—	
	想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値	
	産後母子ケア事業の利用者数		378人/年	2,215人 5,970人(4か年)	2,096人(4か年)	
備考						
事業実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	現計予算額		36,224千円	39,994千円	51,763千円	65,738千円
	支出済額		66,866千円	74,484千円	108,103千円	139,483千円
	繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
	差▲引		△ 30,642千円	△ 34,490千円	△ 56,340千円	△ 73,745千円
	執行率(%)		185%	186%	209%	212%
	人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
		概算人件費	8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円
	総事業費		75,651千円	83,307千円	116,873千円	148,253千円
増▲減		—	7,656千円	33,566千円	31,380千円	
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	少子化、高齢出産の増加、赤ちゃんの世話をした経験がないまま出産する者が7割を占める中、安心して子どもを産み育てられる環境の整備は急務です。こうした環境の整備は、虐待予防の面からも必要不可欠です。				
	事業目的に 対する有効 性	①にんしんSOSヨコハマでは、相談支援体制を構築することで予期せぬ妊娠等について適切な助言を行えるようにしています。 ②産後母子ケアでは、育児に不慣れな方や育児不安が強い方に対する育児技術の習得及び育児不安の軽減を図っています。 ③おやこの心の相談では、精神科医と連携することで、産後うつ等のメンタルヘルスの不調がある妊産婦とその家族に対する支援を図っています。				
	本事業の 効率性・ 類似性	「にんしんSOSヨコハマ」では、委託の活用をすることで通年無休で夜間帯も電話相談に応じられるようにしました。また、メールでの相談にも対応しています。 また、「訪問型母子ケア」については、令和2年度から電子申請を導入し、市民の利便性の向上とともに、効率的な事務を行うことができます。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 事業者との定期連絡会や医療機関との産後うつ検討会を開催しており、必要に応じて改善・見直しをしています。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	複数の支援策を講じることで、妊娠中から産後の心身の不安定になりやすい時期に必要な支援を提供しています。事業の見直しについては、事業者との連絡会や医療機関等との産後うつ検討会を開催し、必要に応じて改善・見直しをしながら、より効果的な実施方法を検討していきます。産後母子ケア事業については、産後のケアを必要とする産婦の利用ニーズを踏まえ実施施設の拡充を図るとともに、支援が必要な方から優先的に利用していただけるようにしつつも、事業の周知を行い、利用件数の増加を目指します。また、にんしんSOSヨコハマについては、身近な場所で目に触れる機会を増やすなど、市民に向けての事業周知を強化していきます。				
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	「にんしんSOSヨコハマ」は、予期せぬ妊娠等について不安を抱える方が相談できるよう、医療機関や図書館等の公共施設での広報活動を行っています。 産後母子ケア事業については、母子保健法の改正に伴い事業の拡充を行ったため、利用者が前年度より大幅に増加しました。また、新型コロナウイルス感染症流行等に伴い、家族等の支援が難しい状況もあり、多様な背景を持つ利用者のニーズに対応できるよう、実施施設の確保とともに支援の質の充実を図ることが必要となります。 今後も、実際に支援にあたる助産師等に研修を実施し、技術向上を図ります。					
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長				
	戸矢崎 悦子	鈴木 直子		細川 七海		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 3目 子ども・家庭支援相談事業		所管区局・課	こども青少年局 地域子育て支援課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-3 7
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市子ども・家庭支援相談事業実施要綱・要領		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成9年10月に保健・教育・福祉の連携により、乳幼児期から学童期・思春期までの子どもと養育者を対象に総合的な子育て支援を行うための相談窓口として設置しました。					
	具体的な 事業内容	乳幼児期から学童期・思春期までの子どもと養育者を対象に、基本的生活や発育・発達、性格・行動等に関する相談を行うとともに、相談内容に応じ子育て支援に関する情報提供等を行います。					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		子ども・家庭支援相 談件数(件)	目標	21,500	21,500	21,500	21,500
			実績	16,843	16,361	15,948	15,724
			目標 実績				
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		54,195千円	54,289千円	54,071千円	62,944千円
		支出済額		36,491千円	39,225千円	51,423千円	49,189千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		17,704千円	15,064千円	2,648千円	13,755千円
執行率(%)		67%	72%	95%	78%		
人 件 費		一般職職員		0.7人	0.7人	0.7人	0.7人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		6,150千円	6,176千円	6,139千円	6,139千円	
総事業費		42,641千円	45,401千円	57,562千円	55,328千円		
増▲減		—	2,761千円	12,161千円	▲ 2,234千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	保健・教育・福祉の連携により、乳幼児期から学童期・思春期までの様々な相談ができる身近な総合窓口として対応しています。					
	事業目的に 対する 有効性	例年、約16,000件の相談に、教育相談員や保健師、保育士などの専門職が応じています。必要時、職種間で意見交換等を行い、適切な支援につながるよう対応しています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	乳幼児期から学童期、思春期までの総合的な相談窓口として機能しています。 市内、各区において0歳から18歳までの幅広い層の相談窓口として広く周知しています。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		事業の中では仕組みを設けていませんが、本市の広聴制度等の仕組みを通じて市民等の外部意見が寄せられた場合は、必要な対応を行っています。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	乳幼児期から学童期、思春期までの総合的な子育て対策を行う相談窓口として有効な支援が行われるよう、本事業は令和4年度からこども家庭課が所管する「こども家庭相談」の一部として引き継がれます。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	戸矢崎 悦子	鈴木 直子	三堀 健太

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 3目 乳幼児健康診査事業		所管区局・課	子ども青少年局 地域子育て支援課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-3 8
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	母子保健法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	母子保健法第12条及び13条並びに母子保健法施行規則第2条に基づき、昭和53年度に事業を開始しました。乳幼児の心身の発育状況を確認し、運動発達、言語発達又は精神発達の遅滞等の障害のある乳幼児を早期に発見し、適切な指導を行うこと、自立した生活習慣の確立並びに乳幼児の栄養その他育児に関する指導を行うことで乳幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とします。					
	具体的な 事業内容	1 福祉保健センターにおいて4か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を実施します。 2 横浜市医師会に委託して健康診査を実施します。(生後0～12か月までに3回) 3 母子保健システムの保守及び改修を実施します。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		福祉保健センターに おける受診率(%)	目標	96	96	96.2	96.5
			実績	96.8	92.6	93.1	96.2
		医療機関における 受診率(%)	目標	77.4	77.5	78.1	79.1
	実績		78.2	79.6	75.3	80.4	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		670,008千円	666,136千円	842,418千円	707,759千円
		支出済額		719,589千円	713,101千円	991,779千円	893,173千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 49,581千円	△ 46,965千円	△ 149,361千円	△ 185,414千円
		執行率(%)		107%	107%	118%	126%
		人 件 費	一般職職員	0.8人	0.8人	0.8人	0.8人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	7,028千円		7,058千円	7,016千円	7,016千円		
総事業費		726,617千円	720,159千円	998,795千円	900,189千円		
増▲減		—	▲ 6,458千円	278,636千円	▲ 98,606千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	母子保健法に基づき、成長の節目の月齢において、乳幼児の心身の発育状況を確認し、運動発達、言語発達又は精神発達の遅滞等の障害のある乳幼児を早期に発見し適切な指導を行うこと及び自立した生活習慣の確立並びに乳幼児の栄養その他育児に関する指導を行うことで、乳幼児の健康の保持及び増進を図る必要があります。					
	事業目的に 対する 有効性	新型コロナウイルス感染症に対する不安や外出自粛によるストレスの高まりがある中、全ての対象者に健康診査の機会を確保することで、親子の生活状況や健康状態を把握することが可能であり、乳幼児の健康の保持及び増進を図るうえで、有効です。また、児童虐待防止の観点からも、乳幼児健診を通じて虐待や不適切な養育の早期発見や早期支援に寄与しています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	事業内容1の4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査は、区福祉保健センターにて集団形式で実施しており、利用者にとって効率性の高い実施形態です。また、集団形式は費用対効果が高いです。事業内容2の健康診査については、横浜市医師会に委託して外部医療機関にて実施しています。事業内容3については、母子保健システムを効果的に活用し、事務を効率化する余地があります。全ての乳幼児を対象とした健康の保持・増進に関する健診事業は、ほかに類似するものではありません。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		乳幼児健康診査等協議会を開催し、関係団体および有識者の意見を聴取し、必要な対応を行っていきます。また、本市の広聴制度等の仕組みを通じて市民等の外部意見が寄せられた場合は、必要な対応を行っていきます。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じ、個別委託乳幼児健康診査を実施するなど、社会情勢に対応しながら事業を実施することができました。個別委託乳幼児健康診査の受診状況の検証等を行い、母子保健の向上のため、より適正かつ円滑な事業実施を図ります。また、さらなる受診率の向上に向けて、未受診者への再勧奨や、状況が把握できない未受診者に対する家庭訪問等を着実に実施し、受診勧奨を推進していきます。さらに、収集した健診データを活用して精度管理を行い、サービスの質の向上や、各区の健診精度の標準化に取り組みます。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係	
				戸矢崎 悦子	鈴木 直子	三堀 健太	

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 3目 妊婦歯科健康診査事業		所管区局・課	こども青少年局 地域子育て支援課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-3 9
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	母子保健法、横浜市妊婦歯科健康診査事業実施要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成24年10月より、妊婦を対象に歯科疾患の早期発見・早期治療を目的とし、市内の歯科医療機関で妊婦歯科健診を実施しています。					
	具体的な 事業内容	妊婦歯科健診事業を横浜市歯科医師会及びその他市内歯科医療機関に委託して妊婦の歯科健康診査を実施します。(妊娠期間中に1回)					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費		□ 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		妊婦歯科健診受診率(%)	目標	39	39	39	39
			実績	36.6	39.2	38.1	43.0
			目標				
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		149,301千円	141,536千円	134,295千円	43,406千円
		支出済額		146,245千円	142,182千円	138,872千円	42,612千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		3,056千円	△ 646千円	△ 4,577千円	794千円
		執行率(%)		98%	100%	103%	98%
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
再任用職員			1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
概算人件費	13,579千円		13,790千円	13,875千円	13,875千円		
総事業費		159,824千円	155,972千円	152,747千円	56,487千円		
増▲減		—	▲ 3,852千円	▲ 3,225千円	▲ 96,260千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	母子保健法第13条では、市町村は、必要に応じ、妊産婦に対して健康診査を行い、又は、健康診査を受けることを勧奨しなければならないとしています。加えて、妊婦の経済的負担の増などから、歯科受診控えをすることが懸念されます。よって、本市妊婦が費用負担なく妊娠期間中に歯科健診を行う事ができるよう、本市として事業を行う必要があります。					
	事業目的に 対する 有効性	妊娠期の歯周疾患やう蝕等によって産生された炎症性サイトカインやプロスタグランジン等は、早産・低体重出生のリスクファクターとなります。そのため、妊娠期における歯科健診によって、歯科疾患の早期発見・治療を行うことは、母体及び胎児の保護に有効であると考えます。					
	本事業の 効率性・ 類似性	本市の妊婦歯科健康診査事業は、市内の歯科医療機関に委託して実施しております。これにより、妊婦は最寄りの歯科医療機関にて妊婦歯科健診を受診することができる体制が構築されております。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		妊婦歯科健康診査事業では、医師会、歯科医師会、学識経験者等による横浜市妊婦歯科健康診査協議会を設置しています。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	妊婦歯科健診事業では、さらなる受診率の向上に向けて事業周知を行い、受診勧奨を推進していきます。また、妊婦歯科健診を受診した妊婦の受診行動を検証することにより、受診行動に結びつかない妊婦を受診行動に結びつける方法を検討します。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	戸矢崎 悦子	長澤 昇平	谷口 健太郎

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 3目 先天性代謝異常症等検査事業		所管区局・課	こども青少年局 地域子育て支援課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-3 10
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	母子保健法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和52年に厚生省通知に基づき、先天性代謝異常症、先天性甲状腺機能低下症及び先天性副腎皮質過形成症の早期発見、早期治療を促し乳児の健全な発育を図ることを目的に事業を開始しました。					
	具体的な 事業内容	市内の医療機関等で出生した全ての新生児を対象に採血し、フェニルケトン尿症などの20疾患について検査を実施します。検査結果の精度を維持するため、精度管理を実施しています。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		受検者数(人)	目標	25,703	23,616	23,144	22,681
			実績	25,417	24,603	23,354	23,716
			目標				
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		72,845千円	67,143千円	65,834千円	65,536千円
		支出済額		72,040千円	69,832千円	66,406千円	68,421千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		805千円	△ 2,689千円	△ 572千円	△ 2,885千円
		執行率(%)		99%	104%	101%	104%
		人 件 費	一般職職員		0.2人	0.2人	0.2人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			1,757千円	1,765千円	1,754千円	1,754千円	
総事業費		73,797千円	71,597千円	68,160千円	70,175千円		
増▲減		—	▲ 2,200千円	▲ 3,437千円	2,015千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	すべての乳幼児の健全な発育のために、新生児期に発見し、適切な治療につなげることで、障害の予防が可能な先天性代謝異常症、先天性甲状腺機能低下症及び先天性副腎皮質過形成症早期発見のスクリーニング検査が必要です。					
	事業目的に 対する 有効性	先天性代謝異常症、先天性甲状腺機能低下症及び先天性副腎皮質過形成症等20疾患の検査を行い、これらの疾病を早期発見し、早期治療を促すことで、知的障害等の心身障害の予防につなげることができます。					
	本事業の 効率性・ 類似性	市内医療機関等で出生した全ての新生児を対象に検査を行っており、神奈川県及び県下政令市の協調事業として実施しています。(厚生労働省通知に基づき各自治体で実施)適時、検査方法の変更や検査媒体の見直し等、発見できる疾病の範囲を拡大するなど、検査精度の向上を目指した見直しをしています。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		厚生労働省通知により全国統一で実施していること、神奈川県先天性代謝異常対策委員会で検討されており、外部意見を反映することは困難です。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	検査体制を安定的かつ継続的に維持していくため、今後も神奈川県及び県内政令市の協調事業として継続していきます。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	戸矢崎 悦子	長澤 昇平	齋藤 竜児

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 3目 視聴覚検診事業		所管区局・課	子ども青少年局 地域子育て支援課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-3 11	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	母子保健法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	視覚及び聴覚異常の早期発見、治療のため、3歳児(当該年度に4歳になる児)を対象とする検診を実施します。					
	具体的な 事業内容	保育園及び幼稚園等を通じて、家庭でできる目と耳の調査票を配布し、家庭等で検査した結果を書面審査します。異常が疑われる場合は、二次検査を実施し、要精密検査対象者に医療機関での受診勧奨を行います。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		一次検査受診者数 (人)	目標	—	28,940	28,471	27,344
			実績	—	28,762	28,355	27,560
			目標				
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		38,786千円	70,552千円	41,897千円	61,644千円
		支出済額		45,811千円	78,589千円	61,773千円	61,419千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 7,025千円	△ 8,037千円	△ 19,876千円	225千円
		執行率(%)		118%	111%	147%	100%
		人 件 費	一般職職員	0.3人	0.5人	0.5人	0.5人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	2,636千円		4,412千円	4,385千円	4,385千円		
総事業費		48,447千円	83,001千円	66,158千円	65,804千円		
増▲減		—	34,554千円	▲ 16,843千円	▲ 354千円		
事業評価の視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	視聴覚の異常を早期に発見し、視覚と聴覚の発達期に治療を促すため、本事業を実施します。					
	事業目的に 対する 有効性	視聴覚の異常を早期発見、早期治療をすることで、視聴覚の障害発生の軽減を図ります。視覚検査の結果、正常な視力の成長に支障を及ぼす可能性がある視覚異常が発見されています。また、聴覚検査の結果、正常な聴力の成長に支障を及ぼす可能性がある聴覚異常が発見されています。検査の結果、精密検査対象となった場合、医療機関での受診勧奨を行います。					
	本事業の 効率性・ 類似性	受診対象者に個別勧奨通知を送付し、周知を図っています。保育園、幼稚園等を通じて調査票を配布、回収しているため、効率的に回収することができています。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 事業の中では仕組みを設けていませんが、本市の広聴制度等の仕組みを通じて市民等からの外部意見が寄せられた場合は、必要な対応を行っています。					
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	早期に視聴覚異常を発見し、十分な治療・療育等の期間を確保できるよう、引き続き検診を効果的に進めていくとともに、高い受診率を維持できるよう受診勧奨通知等による周知徹底を図ります。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係		
			戸矢崎 悦子	長澤 昇平	齋藤 竜児		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 3目 新生児聴覚検査事業		所管区局・課	こども青少年局 地域子育て支援課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-3 12	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	母子保健法			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	聴覚の異常を早期に発見し、適切な医療機関と連携することで、聴覚障害がある乳児の将来的な社会生活の向上を図ります。					
	具体的な 事業内容	<p>新生児聴覚検査費用を公費負担し、新生児に対し、必要な検査の受検を促します。 新生児聴覚検査を市内医療機関に委託し、実施します。 本検査の結果、再検査となった児に対して、適切な医療機関へつなげられる体制を整備します。</p> <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ</p>					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		新生児聴覚検査受検者 (補助券使用件数)	目標	15,750	20,447	15,175	15,154
			実績	11,702	15,419	16,205	16,537
		新生児聴覚検査受検者 (助成件数)	目標	6,750	8,762	1,168	2,082
			実績	883	3,002	2,577	2,855
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		109,197千円	76,423千円	40,392千円	44,019千円
		支出済額		47,934千円	48,078千円	48,501千円	50,447千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		61,263千円	28,345千円	△ 8,109千円	△ 6,428千円
		執行率(%)		44%	63%	120%	115%
		人 件 費	一般職職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	4,393千円		4,412千円	4,385千円	4,385千円		
総事業費		52,327千円	52,490千円	52,886千円	54,832千円		
増▲減		—	163千円	397千円	1,946千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として本検査を実施することが重要です。経済的負担の軽減と受検促進のため、公費助成をするよう厚生労働省から通知されています。					
	事業目的に 対する 有効性	妊娠届出時に母子健康手帳と同時に補助券を交付することで受検の促進につながっています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	市内の医療機関においては、検査の実施から再検査対象児に対する精密検査実施医療機関の紹介までの流れが適切に実施されています。市外の医療機関においては、医療機関自体が本検査を実施しておらず、検査を受けることができない場合があるため、全国的に本検査がより普及されていくことで、より多くの新生児が受検できるようになります。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 事業の中では仕組みを設けていませんが、本市の広聴制度等の仕組みを通じて市民等からの外部意見が寄せられた場合は、必要な対応を行っています。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	受診率の向上に向け、養育者や医療機関へ周知を図るとともに、スクリーニングにより高次医療機関に早期につながるよう体制の充実を確保して必要があります。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係		
			戸矢崎 悦子	長澤 昇平	齊藤 勇那		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 3目 母子保健指導事業		所管区局・課	子ども青少年局 地域子育て支援課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-3 13	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	母子保健法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	母子保健法に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため開始しました。					
	具体的な 事業内容	母性及び乳幼児の健康保持増進を図るために、妊娠届出をした妊婦への母子健康手帳の交付、妊産婦と乳幼児の保健指導・訪問指導、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及等を行います。 また、母子健康手帳等の発行、子育てガイドブックを作成し配布します。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	母子訪問指導員 訪問数(件)	目標	12,100	12,100	11,000	11,000	
		実績	10,385	9,067	7,163	8,420	
		目標					
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移	現計予算額		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		支出済額		74,825千円	74,060千円	69,403千円	60,479千円
		繰越額		68,373千円	63,597千円	54,978千円	55,539千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		6,452千円	10,463千円	14,425千円	4,940千円
		執行率(%)		91%	86%	79%	92%
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	8,785千円		8,823千円	8,770千円	8,770千円		
総事業費		77,158千円	72,420千円	63,748千円	64,309千円		
増▲減		—	▲ 4,738千円	▲ 8,672千円	561千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	妊娠期から子育て期に至る幅広い妊娠・出産・育児に関する知識の普及、保健指導及び訪問指導を実施することは、母性及び乳幼児の健康保持、増進を図り、虐待予防にも資する必須事業です。					
	事業目的に 対する 有効性	・妊娠届出時に全ての妊婦に対して、子育てガイドブック「どれどれ」を配布することで、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識や各種子育てに関する情報提供を行うことで、母子共に安心安全な出産及び乳幼児の健やかな育成につながります。 ・特に育児不安の高まりやすい第1子が生まれた家庭に対して、訪問を行うことで、育児不安の軽減や児童虐待の未然防止に寄与します。					
	本事業の 効率性・ 類似性	母子健康手帳及び子育てガイドブックの配付により、全ての妊産婦に正しい知識を効率的に普及しています。全ての妊産婦及び乳幼児を対象とした健康の保持・増進に関する事業は、他に類似するものではありません。 また、出生後、出生連絡票により、対象となる家庭を効率的に把握し、訪問指導等へつなげています。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 事業の中では仕組みを設けていませんが、本市の広聴制度等の仕組みを通じて市民等の外部意見が寄せられた場合は、必要な対応を行っています。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	今後も母子保健の向上のためにより多くの母子及びその家族への支援に繋がる保健指導の実施を継続していく必要があります。 特に、初めて(第1子)の子どもを育てる家庭だけでなく第2子以降の家庭に対しても、保健師、助産師等の専門職による母子の健康状態や育児に関する不安・悩みの相談など、家族への支援を行う新生児訪問を充実させる必要があります。 また、事業周知および情報提供をより効率的に行うために、妊産婦や乳幼児の属する世帯の年齢層に合わせたアプローチ方法を検討していく必要があります。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

戸矢崎 悦子

係長

鈴木 直子

係

齊藤 勇那

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 3目 乳幼児発達支援事業		所管区局・課	こども青少年局 地域子育て支援課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-3 14
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	母子保健法、乳幼児健康診査事業実施要領			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	1歳6か月児健診では、受診者の約30%が要支援となっており、「育てにくさ」に悩む養育者への支援が必要となっております。子どもの心身の健やかな発達を促進し、養育者の健やかな育児を支援するとともに、発達障害児を早期発見し療育等必要な支援へ円滑につなぎます。					
	具体的な 事業内容	1 心理個別相談 2 親子教室(心理集団教室) 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	心理個別相談(人)	目標					6,500
		実績					6,257
	親子教室(人)	目標					2,500
		実績					1,013
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	現計予算額						100,105千円
	支出済額						76,331千円
	繰越額						0千円
	差▲引						23,774千円
	執行率(%)						76%
	人 件 費	一般職職員					0.8人
再任用職員						0.0人	
概算人件費						7,016千円	
総事業費						83,347千円	
増▲減			—			83,347千円	
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本事業は母子保健法に基づき実施する乳幼児健診の事後支援として位置付けられています。子どもの発達の特長や偏りに応じて工夫しながら子育てしなくてはならない養育者への支援が必要です。また、養育者とともに発達の状況を確認し、療育の必要性を判断することが求められます。					
	事業目的に 対する 有効性	発達面や養育面でフォローが必要な乳幼児等の発達の評価を行い、養育者に助言をするとともに、必要に応じて療育センター等へ引継ぎ、養育者が先の見通しを持って健やかな育児を行うことに寄与します。また、育てにくさを感じている養育者と発達に課題があると思われる2歳代の子どもを対象に、遊びを中心とした集団行動を体験し、教室の中で発達状況の確認や養育者とのかかわりの状況から支援方針を見立てることで、養育者が子どもの特性を踏まえた関わりができるよう支援することができます。					
	本事業の 効率性・ 類似性	発達面や養育面でフォローが必要な乳幼児等の支援は、保健師による家庭訪問等の保健指導と連動することで、継続性のある支援となります。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 事業の中では仕組みを設けていませんが、本市の広聴制度等の仕組みを通じて市民等の外部意見が寄せられた場合は、必要な対応を行っています。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	養育者からのニーズが高く、相談件数は増加しており、希望される時期に対応できていない状況があります。養育者の育児不安を軽減するために、適切な時期に相談ができるように、相談回数の拡充に取り組みます。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 戸矢崎 悦子	係長 鈴木 直子	係 三堀 健太
--------------------	--------------	-------------	------------

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 3目 妊産婦等総合対策事業		所管区局・課	子ども青少年局 地域子育て支援課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-3 15
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	母子保健法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦等は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にあります。とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられるなど、メンタルヘルス上の影響も懸念されます。このため、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援と、感染予防に向けた環境整備の取組を行います。					
	具体的な 事業内容	新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援と、感染予防に向けた環境整備の取組を行うため、①ウイルスに感染した妊産婦への支援②不安を抱える妊婦への分娩前の検査③オンラインによる保健指導等 ④育児等支援サービスの提供⑤安心して受診できる新たな乳幼児健診の展開⑥健診未受診者への対応⑦産後ケア事業所感染対策を実施します。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		産後母子ケア実施 事業者の感染対策 支援(か所)	目標	—	—	34	40
			実績	—	—	34	42
		育児等支援サービ スの提供(件)	目標	—	—	2,460	2,349
			実績	—	—	416	1,742
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額				250,481千円	392,131千円
		支出済額				37,904千円	305,341千円
		繰越額				0千円	0千円
		差▲引				212,577千円	86,790千円
		執行率(%)				15%	78%
		人 件 費	一般職職員				0.5人
再任用職員					0.0人	0.0人	
概算人件費					4,385千円	4,385千円	
総事業費				42,289千円	309,726千円		
増▲減		—		42,289千円	267,437千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	新型コロナウイルス感染症に対して強い不安を抱える妊婦や子育て世帯に対して、安心して産み育てていく環境を市が提供する必要 があります。					
	事業目的に 対する 有効性	7つの事業を通じて、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援と、感染予防に向けた環境整備の取組 を行い、精神的な不安の軽減や安心して妊娠・出産・子育てできる環境を提供しています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	不安を抱える妊婦への分娩前の検査を医療機関に委託して実施しています。また、育児等支援サービスの助成においては横浜市電 子申請システムを活用し、オンライン申請を可能にしています。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		事業の中では仕組みは設けていませんが、本市の広聴制度等の仕組みを通じて市民等の外部意見が寄せられた場合は、必要な対 応を行っています。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新型コロナウイルス感染症流行下においても安心して出産・子育てができるよう環境整備を進める必要があります。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	戸矢崎 悦子	長澤 昇平	齋藤 竜児

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 4目 児童扶養手当支給事業		所管区局・課	こども青少年局 こども家庭課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-4 1
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	児童扶養手当法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和36年、死別母子世帯を対象とする母子福祉年金を生別母子世帯へも拡大するという観点から、児童扶養手当法が成立しました。受給資格認定等の事務は、平成12年4月より法定受託事務とされ、平成14年8月から市に移譲されました。					
	具体的な 事業内容	父母の離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している者に手当を支給します。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標実績					
		目標実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		9,915,012千円	11,955,733千円	9,204,717千円	9,248,213千円
		支出済額		9,431,095千円	11,871,074千円	9,037,138千円	8,781,161千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		483,917千円	84,659千円	167,579千円	467,052千円
		執行率(%)		95%	99%	98%	95%
人 件 費		一般職職員		2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		17,570千円	17,646千円	17,540千円	17,540千円	
総事業費		9,448,665千円	11,888,720千円	9,054,678千円	8,798,701千円		
増▲減		—	2,440,055千円	▲ 2,834,042千円	▲ 255,977千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	他に類似の事業はありません。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無		事業の中では仕組みを設けていませんが、本市の広聴制度等の仕組みを通じて市民等の外部意見が寄せられた場合は、必要な対応を行っています。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	法定受託事務のため、国の動向を注視しながら適切に事業実施していきます。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 上原 嘉明	係長 三木 敢	手当給付 係 浅倉 裕基
--------------------	-------------	------------	-----------------

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 4目 児童扶養手当支給事務費		所管区局・課	こども青少年局 こども家庭課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-4 2	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	児童扶養手当法・児童扶養手当法施行令・児童扶養手当法施行規則				
	事業の目的 (事業開始の経緯)	昭和36年、死別母子世帯を対象とする母子福祉年金を生別母子世帯へも拡大するという観点から、児童扶養手当法が成立しました。受給資格認定等の事務は、平成12年4月より法定受託事務とされ、平成14年8月に市に委譲されました。						
	具体的な 事業内容	父と生計を同じくしていない又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。児童扶養手当請求の受付、審査、認定、支給、証書等交付、現況届等の事務を行っています。						
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input checked="" type="checkbox"/> 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		目標実績						
		目標実績						
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		82,190千円	79,688千円	92,810千円	90,310千円	
		支出済額		132,769千円	163,075千円	134,930千円	182,626千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		△ 50,579千円	△ 83,387千円	△ 42,120千円	△ 92,316千円	
		執行率(%)		162%	205%	145%	202%	
		人 件 費	一般職職員		3.0人	2.0人	2.0人	2.0人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			26,355千円	17,646千円	17,540千円	17,540千円		
総事業費		159,124千円	180,721千円	152,470千円	200,166千円			
増▲減		—	21,597千円	▲ 28,251千円	47,696千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性							
	事業目的に 対する 有効性							
	本事業の 効率性・ 類似性	他に類似の事業はありません。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	制度改正等に対応できるよう適切に事業実施していきます。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	上原 嘉明	三木 敢	浅倉 裕基

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 4目 特別児童扶養手当支給事務費	所管区局・課	子ども青少年局 子ども家庭課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-4 3		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務に関する政令			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。 支給資格認定等の事務は、平成12年4月より法定受託事務とされ、平成27年4月に市に移譲されました。					
	具体的な 事業内容	障害児を養育する世帯に手当を支給します。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費 ■ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		目標実績					
		目標実績					
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額	60,033千円	55,267千円	55,339千円	55,877千円	
		支出済額	53,081千円	28,033千円	32,931千円	25,597千円	
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引	6,952千円	27,234千円	22,408千円	30,280千円	
		執行率(%)	88%	51%	60%	46%	
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円	
	総事業費	61,866千円	36,856千円	41,701千円	34,367千円		
	増▲減	—	▲ 25,010千円	4,845千円	▲ 7,334千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	他に類似の事業はありません。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	制度改正等に対応できるよう適切に事業実施していきます。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 上原 嘉明	係長 宮本 直幸	手当給付 係 高橋 百合		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 4目 児童手当支給事業		所管区局・課	こども青少年局 こども家庭課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-4 4	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	児童手当法・児童手当法施行令・児童手当法施行規則			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	児童を養育している者に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とします。また、事業開始当初は機関委任事務として、現在は法定受託事務として市町村の事務となっています。					
	具体的な 事業内容	児童を養育している者に手当を支給します。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
	達成指標	目標 実績					
		目標 実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		55,139,285千円	53,047,408千円	52,229,906千円	50,821,620千円
		支出済額		54,360,885千円	52,925,865千円	52,008,699千円	51,002,897千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		778,400千円	121,543千円	221,207千円	△ 181,277千円
		執行率(%)		99%	100%	100%	100%
		人 件 費	一般職職員	3.0人	3.0人	3.0人	3.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費	26,355千円		26,469千円	26,310千円	26,310千円		
総事業費		54,387,240千円	52,952,334千円	52,035,009千円	51,029,207千円		
増▲減		—	▲ 1,434,906千円	▲ 917,325千円	▲ 1,005,802千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	他に類似の事業はありません。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 事業の中では仕組みを設けていませんが、本市の広聴制度等の仕組みを通じて市民等の外部意見が寄せられた場合は、必要な対応を行っています。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	法定受託事務のため、国の動向を注視しながら適切に事業実施していきます。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 上原 嘉明	係長 岡林 宏暁	手当給付 係 沼田 真希		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 4目 児童手当支給事務費		所管区局・課	こども青少年局 こども家庭課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-4 5
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	児童手当法・児童手当法施行令・児童手当法施行規則			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	児童を養育している者に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とします。また、事業開始当初は機関委任事務として、現在は法定受託事務として市町村の事務となっています。					
	具体的な 事業内容	児童を養育している者に手当を支給します。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費		■ 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標実績					
		目標実績					
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		436,097千円	442,133千円	477,669千円	476,095千円
		支出済額		384,569千円	381,534千円	429,130千円	469,045千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		51,528千円	60,599千円	48,539千円	7,050千円
		執行率(%)		88%	86%	90%	99%
人 件 費		一般職職員		4.0人	4.0人	4.0人	4.0人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		35,140千円	35,292千円	35,080千円	35,080千円	
総事業費		419,709千円	416,826千円	464,210千円	504,125千円		
増▲減		—	▲ 2,883千円	47,384千円	39,915千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	他に類似の事業はありません。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	制度改正等に対応できるよう適切に事業実施していきます。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	上原 嘉明	岡林 宏暁	沼田 真希

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 4目 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業(ひとり親世帯分)		所管区局・課	こども青少年局こども家庭課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-4 6
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	国の「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」(令和3年3月)を踏まえ、新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受けている低所得の子育て世帯(ひとり親世帯)を対象に、児童1人当たり5万円を子育て世帯生活支援特別給付金として支給する。					
	具体的な 事業内容	低所得の子育て世帯(ひとり親世帯)を対象に、児童1人当たり5万円を子育て世帯生活支援特別給付金として支給する。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		支給対象者数(人)	目標				29,247
			実績				28,535
		総支給額(千円)	目標				1,462,350
	実績					1,426,750	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額					1,568,821千円
		支出済額					1,528,617千円
		繰越額					0千円
		差▲引					40,204千円
		執行率(%)					97%
		人 件 費	一般職職員				
再任用職員						0.0人	
概算人件費						26,310千円	
総事業費					1,554,927千円		
増▲減		—			1,554,927千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	横浜市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱において、市町村が実施主体とされています。					
	事業目的に 対する 有効性	新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受けている低所得の子育て世帯(ひとり親世帯)に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給することにより、低所得の子育て世帯に対する適切な配慮を実施しました。					
	本事業の 効率性・ 類似性	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援する観点から、できるだけ速やかにかつ効率的に実施しました。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援する観点から、できるだけ速やかにかつ効率的に実施しました。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援する観点から、できるだけ速やかにかつ効率的に実施しました。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	手当給付 係	
				上原 嘉明	宮本 直幸		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 4目 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業(ひとり親世帯以外分)		所管区局・課	こども青少年局こども家庭課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-4 7
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	国の「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」(令和3年3月)を踏まえ、新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受けている低所得の子育て世帯(ひとり親世帯以外)を対象に、児童1人当たり5万円を子育て世帯生活支援特別給付金として支給する。					
	具体的な 事業内容	低所得の子育て世帯(ひとり親世帯以外)を対象に、児童1人当たり5万円を子育て世帯生活支援特別給付金として支給する。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		支給対象者数(人)	目標				33,813
			実績				33,329
		総支給額(千円)	目標				1,690,650
	実績					1,666,450	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額					1,786,150千円
		支出済額					1,788,714千円
		繰越額					0千円
		差▲引					△ 2,564千円
		執行率(%)					100%
		人 件 費	一般職職員				
再任用職員						0.0人	
概算人件費						26,310千円	
総事業費					1,815,024千円		
増▲減		—			1,815,024千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	横浜市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱において、市町村が実施主体とされています。					
	事業目的に 対する 有効性	新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受けている低所得の子育て世帯(ひとり親世帯以外)に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給することにより、低所得の子育て世帯に対する適切な配慮を実施しました。					
	本事業の 効率性・ 類似性	児童手当の継続のお知らせを同封するなど、児童手当受給者全員に本給付金の制度内容をお知らせするとともに、郵送費を削減するなど、効率的な執行を行いました。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援する観点から、できるだけ速やかにかつ効率的に実施しました。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援する観点から、できるだけ速やかにかつ効率的に実施しました。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	手当給付 係	
				上原 嘉明	岡林 宏暁	平田 満理奈	

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 4目 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業		所管区局・課	こども青少年局こども家庭	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-4 8
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金交付要綱(令和3月11月26日)		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	令和3年11月19日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯に対し、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円の給付を行います。					
	具体的な 事業内容	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯に対し、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円の一括給付金を給付します。また、基準日以降の離婚等により一括給付金を受け取れなかった方で令和4年2月28日に児童を養育している方に、児童一人当たり10万円の支援給付金を給付します。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標					
		実績					
		目標					
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額					45,383,878千円
		支出済額					42,880,481千円
		繰越額					1,260,970千円
差▲引					1,242,427千円		
執行率(%)					97%		
人 件 費		一般職職員					2.0人
		再任用職員					0.0人
	概算人件費					17,540千円	
総事業費					44,158,991千円		
増▲減		—			44,158,991千円		
事業評価 の視点に よる点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	短期間で支給を行うため、効率的な執行を心掛けました。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		事業の中では仕組みを設けていませんが、本市の広聴制度等の仕組みを通じて市民等の外部意見が寄せられた場合は、必要な対応を行っています。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	国の動向を注視しながら適切に事業実施していきます。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

上原 嘉明

係長

小堀 志穂

手当給付 係

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 5目 児童養護施設運営費		所管区局・課	こども青少年局 こども家庭課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-5 1
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	児童福祉法、児童福祉施設最低基準、次世代育成支援対策推進法、児童虐待の防止等に関する法律 横浜市児童養護施設条例、横浜市児童養護施設規則			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	明治33年7月、財団法人横浜孤児院に養育委託したことに始まります。昭和7年に救護施設となり、昭和16年に横浜三春園と改称されました(所在地は南区三春台)。昭和23年10月に横浜市に移管され、昭和25年に児童福祉法による養護施設となりました。昭和41年9月に同種施設であった富岡学園と金沢区富岡の地で合併し、横浜市三春学園となりました。現園舎は平成2年4月に改築完成したもので、現在定員70人となっています。					
	具体的な 事業内容	①児童一人ひとりが持っている力を最大限発揮できるように、心身ともに健康で安心して生活できる場を提供します。 ②「横浜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、児童居住環境の改善に取り組みます。 ③施設退所児童の自立のためのアフターケアに引き続き取り組むとともに、里親支援・地域支援の取り組みを強化します。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		在籍児童数	目標	60	60	60	60
			実績	51	50	50	49
		退所児童数	目標	7	8	11	11
	実績		9	14	13	12	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		246,151千円	247,173千円	242,933千円	238,503千円
		支出済額		219,646千円	209,299千円	226,634千円	239,238千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		26,505千円	37,874千円	16,299千円	△ 735千円		
執行率(%)		89%	85%	93%	100%		
人 件 費		一般職職員	32.0人	32.0人	31.0人	36.0人	
		再任用職員	1.0人	1.0人	2.0人	2.0人	
	概算人件費	285,914千円	287,303千円	282,080千円	325,930千円		
総事業費		505,560千円	496,602千円	508,714千円	565,168千円		
増▲減		—	▲ 8,958千円	12,112千円	56,454千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	・施設入所を必要とする児童に安心して生活できる場の提供をしています。 ・民間施設では受け入れが難しい子へ生活する場所を提供しています。					
	事業目的に 対する 有効性	・安心して生活できる環境が提供でき、大人になる準備を支援できています。 ・施設入所待機児童の保護所在籍期間長期化解消に寄与できています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	・他施設で受け入れ困難な重篤ケースの受け入れに応じています。 ・施設における苦情の適切な解決を図るための第三者委員の委嘱や、第三者評価を業務委託により実施し入所者に対する処遇の改善を行っています。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		施設における苦情の適切な解決を図るため、民生委員・児童委員に第三者委員を委嘱しています。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	①多岐にわたる児童の課題へ対応する必要があり、児童の処遇に関しては児童の権利擁護に重点を置き検討を重ねていく必要があります。 ②心理的知見に基づく児童支援の定型化など治療的関与の必要な(発達障害のある)児童が増加しているため対応を検討する必要があります。 ③食物アレルギー・アトピー等に配慮しなければならない児童が増加しており、食の提供においても個々の対応を検討する必要があります。 ④児童の生活環境の改善に向け、建物の維持管理について計画的に対応していく必要があります。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	木村 知香枝	荒木 康太	福山 路子

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 5目 児童自立支援施設運営事業		所管区局・課	こども青少年局 こどもの権利擁護課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-5 2	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	児童福祉法 (第44条)			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	児童福祉法等に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境上の理由により、生活指導等を要する児童を入所させ、必要な指導を行い、その自立を支援する施設として、向陽学園を昭和34年に設立しています。					
	具体的な 事業内容	小学校高学年から18歳以下の、家庭や学校などにうまく適応できずに問題行動を起こしてしまった児童に対して、必要な学習・生活指導等を行い、集団の中での規律ある生活態度や、対人コミュニケーション能力などを身につけさせて、児童の自立を支援しています。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		在籍数(名)	目標	最大在籍数30名	最大在籍数30名	最大在籍数30名	最大在籍数30名
			実績	最大在籍数28名	最大在籍数21名	最大在籍数18名	最大在籍数20名
		目標					
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額	137,639千円	137,604千円	142,676千円	143,223千円	
		支出済額	122,400千円	134,244千円	103,604千円	102,336千円	
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
差▲引		15,239千円	3,360千円	39,072千円	40,887千円		
執行率(%)		89%	98%	73%	71%		
人 件 費		一般職職員	22.0人	22.0人	22.0人	22.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	1.0人	
	概算人件費	193,270千円	194,106千円	192,940千円	198,045千円		
総事業費		315,670千円	328,350千円	296,544千円	300,381千円		
増▲減		—	12,680千円	▲31,806千円	3,837千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	「被虐待児」「発達障害」「行為障害」など、様々な課題を抱える児童が増加する中で、家庭での養育能力が低下し、社会的養護の必要性が求められています。神奈川県としておおいそ学園を所管していますが、おおいそ学園のみでは県域のすべての対象児童を入所させることは不可能ですので、横浜市として今後も児童自立支援施設を所管する必要があります。					
	事業目的に対する有効性	平成23年度から公教育が導入されたことにより、学習上の様々な課題のある児童に対しても、専門性に基づいた学習支援が行えるようになり、公立高校への進学者が増えています。また、医療機関に長期入院していたケースや児童相談所が対応に苦慮していた処遇困難ケースについても、夫婦小舎制の生活の中で社会性を身につけており、関係機関から一定の評価を受けています。					
	本事業の効率性・類似性	神奈川県内の児童自立支援施設としては、男子の施設として横浜市向陽学園と県立おおいそ学園があり、女子の施設として社会福祉法人運営の横浜家庭学園があります。それぞれが分担して、児童自立支援施設入所の対応をしています。今後、多様な個別課題を抱える児童に対して、各施設の特性を踏まえた支援が行えるよう、施設再整備、心理療法担当職員等専門職配置の充実、入所児童への支援プログラムの充実等が課題となっています。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	■ 有 □ 無 施設内の苦情を処理するため、民生委員・児童委員等に第三者委員を委嘱しています。また、3年に一度の第三者評価を義務付けられています。平成25年度、平成28年度、令和元年度に実施しており、3年目に当たる今年度を含め、今後も実施を予定しています。					
自己評価及び事業見直しの方向性	近年、「被虐待」「発達障害」「行為障害」など個別課題を抱える児童の入所がほとんどであり、入所児童の特性を踏まえた個別処遇を実施するうえでは、小規模グループケア、家族支援、自立訓練、心理療法などを行うための環境整備、建物の老朽化への対応の検討や、職員の専門性を高めるための取組を実施していく必要があります。						

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長	向陽学園長	係長	向陽学園副園長	事務担当 係
	開地 秀明		福井 寛	山本 美香子

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 5目 南部地域療育センター運営事業		所管区局・課	こども青少年局 障害児福祉保健課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-5 3	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的 名称	児童福祉法、医療法、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	主に磯子区及び金沢区に在住の0歳から小学校期までの障害のある児童を対象に、相談・診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等を実施し、地域における療育の中核施設として、障害のある児童及びその保護者への支援を行う。昭和59年策定の「障害児地域総合通園施設構想」に基づき、総合的な支援を行う「地域療育センター」を市内方面別に整備。					
	具体的な 事業内容	児童福祉法に規定する児童発達支援センター、医療法に規定する診療所のほか、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所を設置し、各職種が連携しながら、相談・診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等の総合的な支援を実施している。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		地域の関係機関への 支援回数	目標	210	210	210	210
			実績	212	213	117	146
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		360,043千円	361,962千円	395,029千円	365,293千円
		支出済額		371,769千円	372,345千円	398,280千円	357,314千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 11,726千円	△ 10,383千円	△ 3,251千円	7,979千円
		執行率(%)		103%	103%	101%	98%
		人 件 費	一般職職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			1,757千円	1,765千円	1,754千円	1,754千円	
総事業費		373,526千円	374,110千円	400,034千円	359,068千円		
増▲減		—	584千円	25,924千円	▲ 40,966千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	市内方面別に整備された地域療育センターは、各地域における療育の中核機関としての役割を担っており、本市における療育の基本的枠組みであるため、本市が担う必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	障害のある児童の生活の充実に向けた各種支援を行うとともに、保護者支援や保育所・幼稚園などの関係機関に対する専門的な支援を行っており、本事業は目的を達成するために有効に機能している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	事業手法や経費等を適宜見直し、効率的な事業執行に努めている。また、障害のある児童を対象に、相談・診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等、総合的な支援を行う機関は地域療育センターの他にない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 地域療育センターでは、利用児の保護者や地域の関係機関等で構成した運営協議会を年2回開催し、サービスに関する意見交換や協議、情報交換等を行っている。また、5年に1度、福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上に努めている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	発達障害児の増加や保護者ニーズの多様化に伴い、地域療育センターが担うべき役割やサービス内容について見直しの必要が生じていたため、各運営法人とともに今後のセンターのあり方検討を行っている。検討を踏まえ、初期支援や保育所等への支援の充実などを内容とする「地域療育センターの見直しについて」を令和4年3月に経営会議に付議、見直しの方向性について了承を得た。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 及川 修	係長 枇榔 直子	係 高橋 るな		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 5目 戸塚地域療育センター運営事業		所管区局・課	子ども青少年局 障害児福祉保健課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-5 4	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的 名称	児童福祉法、医療法、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	主に戸塚区及び泉区に在住の0歳から小学校期までの障害のある児童を対象に、相談、診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等を実施し、地域における療育の中核施設として、障害のある児童及びその保護者への支援を行う。昭和59年策定の「障害児地域総合通園施設構想」に基づき、総合的な支援を行う「地域療育センター」を市内方面別に整備。					
	具体的な 事業内容	児童福祉法に規定する児童発達支援センター、医療法に規定する診療所のほか、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所を設置し、各職種が連携しながら、相談、診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等の総合的な支援を実施している。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		地域の関係機関への 支援回数	目標	170	170	170	170
			実績	184	149	93	92
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		336,626千円	338,932千円	389,589千円	355,685千円
		支出済額		337,989千円	346,615千円	396,506千円	348,958千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 1,363千円	△ 7,683千円	△ 6,917千円	6,727千円
		執行率(%)		100%	102%	102%	98%
		人 件 費	一般職職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	1,757千円		1,765千円	1,754千円	1,754千円		
総事業費		339,746千円	348,380千円	398,260千円	350,712千円		
増▲減		—	8,634千円	49,880千円	▲ 47,548千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	市内方面別に整備された地域療育センターは、各地域における療育の中核機関としての役割を担っており、本市における療育の基本的枠組みであるため、本市が担う必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	障害のある児童の生活の充実に向けた各種支援を行うとともに、保護者支援や保育所・幼稚園などの関係機関に対する専門的な支援を行っており、本事業は目的を達成するために有効に機能している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	事業手法や経費等を適宜見直し、効率的な事業執行に努めている。また、障害のある児童を対象に、相談、診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等、総合的な支援を行う機関は地域療育センターの他にない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 地域療育センターでは、利用児の保護者や地域の関係機関等で構成した運営協議会を年2回開催し、サービスに関する意見交換や協議、情報交換等を行っている。また、5年に1度、福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上に努めている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	発達障害児の増加や保護者ニーズの多様化に伴い、地域療育センターが担うべき役割やサービス内容について見直しの必要が生じていたため、各運営法人とともに今後のセンターのあり方検討を行っている。検討を踏まえ、初期支援や保育所等への支援の充実などを内容とする「地域療育センターの見直しについて」を令和4年3月に経営会議に付議、見直しの方向性について了承を得た。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 及川 修	係長 枇榔 直子	係 笠原 友		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 5目 北部地域療育センター運営事業		所管区局・課	こども青少年局 障害児福祉保健課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-5 5
事業概要	実施根拠	法令等 その他	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 ■	具体的 名称	児童福祉法、医療法、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	主に緑区及び都筑区に在住の0歳から小学校期までの障害のある児童を対象に、相談、診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等を実施し、地域における療育の中核施設として、障害のある児童及びその保護者への支援を行う。昭和59年策定の「障害児地域総合通園施設構想」に基づき、総合的な支援を行う「地域療育センター」を市内方面別に整備。					
	具体的な 事業内容	児童福祉法に規定する児童発達支援センター、医療法に規定する診療所のほか、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所を設置し、各職種が連携しながら、相談、診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等の総合的な支援を実施している。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		地域の関係機関への 支援回数	目標	200	200	200	200
			実績	240	236	123	166
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		296,884千円	304,292千円	386,601千円	340,080千円
		支出済額		322,489千円	314,217千円	386,213千円	348,740千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 25,605千円	△ 9,925千円	388千円	△ 8,660千円
		執行率(%)		109%	103%	100%	103%
		人 件 費	一般職職員		0.2人	0.2人	0.2人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			1,757千円	1,765千円	1,754千円	1,754千円	
総事業費		324,246千円	315,982千円	387,967千円	350,494千円		
増▲減		—	▲ 8,264千円	71,985千円	▲ 37,473千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	市内方面別に整備された地域療育センターは、各地域における療育の中核機関としての役割を担っており、本市における療育の基本的枠組みであるため、本市が担う必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	障害のある児童の生活の充実に向けた各種支援を行うとともに、保護者支援や保育所・幼稚園などの関係機関に対する専門的な支援を行っており、本事業は目的を達成するために有効に機能している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	事業手法や経費等を適宜見直し、効率的な事業執行に努めている。また、障害のある児童を対象に、相談、診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等、総合的な支援を行う機関は地域療育センターの他にない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 地域療育センターでは、利用児の保護者や地域の関係機関等で構成した運営協議会を年2回開催し、サービスに関する意見交換や協議、情報交換等を行っている。また、5年に1度、福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上に努めている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	発達障害児の増加や保護者ニーズの多様化に伴い、地域療育センターが担うべき役割やサービス内容について見直しの必要が生じていたため、各運営法人とともに今後のセンターのあり方検討を行っている。検討を踏まえ、初期支援や保育所等への支援の充実などを内容とする「地域療育センターの見直しについて」を令和4年3月に経営会議に付議、見直しの方向性について了承を得た。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係	
				及川 修	枇榔 直子	笠原 友	

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 5目 中部地域療育センター運営事業			所管区局・課	こども青少年局 障害児福祉保健課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-5 6
事業概要	実施根拠	法令等 その他	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 ■	具体的 名称	児童福祉法、医療法、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	主に西区、中区及び南区に在住の0歳から小学校期までの障害のある児童を対象に、相談、診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等を実施し、地域における療育の中核施設として、障害のある児童及びその保護者への支援を行う。昭和59年策定の「障害児地域総合通園施設構想」に基づき、総合的な支援を行う「地域療育センター」を市内方面別に整備。						
	具体的な 事業内容	児童福祉法に規定する児童発達支援センター、医療法に規定する診療所のほか、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所を設置し、各職種が連携しながら、相談、診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等の総合的な支援を実施している。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		地域の関係機関への 支援回数	目標	200	200	200	200	
			実績	175	162	111	161	
			目標					
		実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		404,354千円	407,253千円	413,540千円	379,310千円	
		支出済額		394,886千円	398,734千円	403,539千円	386,330千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		9,468千円	8,519千円	10,001千円	△ 7,020千円	
		執行率(%)		98%	98%	98%	102%	
		人 件 費	一般職職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人	
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
概算人件費			1,757千円	1,765千円	1,754千円	1,754千円		
総事業費		396,643千円	400,499千円	405,293千円	388,084千円			
増▲減		—	3,856千円	4,794千円	▲ 17,209千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	市内方面別に整備された地域療育センターは、各地域における療育の中核機関としての役割を担っており、本市における療育の基本的枠組みであるため、本市が担う必要がある。						
	事業目的に 対する 有効性	障害のある児童の生活の充実に向けた各種支援を行うとともに、保護者支援や保育所・幼稚園などの関係機関に対する専門的な支援を行っており、本事業は目的を達成するために有効に機能している。						
	本事業の 効率性・ 類似性	事業手法や経費等を適宜見直し、効率的な事業執行に努めている。また、障害のある児童を対象に、相談、診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等、総合的な支援を行う機関は地域療育センターの他にない。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 地域療育センターでは、利用児の保護者や地域の関係機関等で構成した運営協議会を年2回開催し、サービスに関する意見交換や協議、情報交換等を行っている。また、5年に1度、福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上に努めている。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	発達障害児の増加や保護者ニーズの多様化に伴い、地域療育センターが担うべき役割やサービス内容について見直しの必要が生じていたため、各運営法人とともに今後のセンターのあり方検討を行っている。検討を踏まえ、初期支援や保育所等への支援の充実などを内容とする「地域療育センターの見直しについて」を令和4年3月に経営会議に付議、見直しの方向性について了承を得た。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係		
				及川 修	枇榔 直子	高橋 るな		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 5目 西部地域療育センター運営事業		所管区局・課	子ども青少年局 障害児福祉保健課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-5 7	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的 名称	児童福祉法、医療法、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	主に保土ヶ谷区、旭区及び瀬谷区に在住の0歳から小学校期までの障害のある児童を対象に、相談、診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等を実施し、地域における療育の中核施設として、障害のある児童及びその保護者への支援を行う。昭和59年策定の「障害児地域総合通園施設構想」に基づき、総合的な支援を行う「地域療育センター」を市内方面別に整備。					
	具体的な 事業内容	児童福祉法に規定する児童発達支援センター、医療法に規定する診療所のほか、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所を設置し、各職種が連携しながら、相談、診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等の総合的な支援を実施している。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		地域の関係機関への 支援回数	目標	210	210	210	210
			実績	257	281	141	181
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		363,771千円	370,297千円	419,641千円	385,795千円
		支出済額		361,320千円	373,206千円	415,124千円	371,424千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		2,451千円	△ 2,909千円	4,517千円	14,371千円		
執行率(%)		99%	101%	99%	96%		
人 件 費		一般職職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	1,757千円	1,765千円	1,754千円	1,754千円		
総事業費		363,077千円	374,971千円	416,878千円	373,178千円		
増▲減		—	11,894千円	41,907千円	▲ 43,700千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	市内方面別に整備された地域療育センターは、各地域における療育の中核機関としての役割を担っており、本市における療育の基本的枠組みであるため、本市が担う必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	障害のある児童の生活の充実に向けた各種支援を行うとともに、保護者支援や保育所・幼稚園などの関係機関に対する専門的な支援を行っており、本事業は目的を達成するために有効に機能している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	事業手法や経費等を適宜見直し、効率的な事業執行に努めている。また、障害のある児童を対象に、相談、診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等、総合的な支援を行う機関は地域療育センターの他にない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 地域療育センターでは、利用児の保護者や地域の関係機関等で構成した運営協議会を年2回開催し、サービスに関する意見交換や協議、情報交換等を行っている。また、5年に1度、福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上に努めている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	発達障害児の増加や保護者ニーズの多様化に伴い、地域療育センターが担うべき役割やサービス内容について見直しの必要が生じていたため、各運営法人とともに今後のセンターのあり方検討を行っている。検討を踏まえ、初期支援や保育所等への支援の充実などを内容とする「地域療育センターの見直しについて」を令和4年3月に経営会議に付議、見直しの方向性について了承を得た。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 及川 修	係長 枇榔 直子	係 笠原 友		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 5目 東部地域療育センター運営事業		所管区局・課	こども青少年局 障害児福祉保健課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-5 8
事業概要	実施根拠	法令等 その他	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 ■	具体的 名称	児童福祉法、医療法、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	主に鶴見区及び神奈川区に在住の0歳から小学校期までの障害のある児童を対象に、相談、診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等を実施し、地域における療育の中核施設として、障害のある児童及びその保護者への支援を行う。昭和59年策定の「障害児地域総合通園施設構想」に基づき、総合的な支援を行う「地域療育センター」を市内方面別に整備。					
	具体的な 事業内容	児童福祉法に規定する児童発達支援センター、医療法に規定する診療所のほか、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所を設置し、各職種が連携しながら、相談、診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等の総合的な支援を実施している。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		地域の関係機関への 支援回数	目標	220	220	220	220
			実績	231	226	143	219
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		414,134千円	415,681千円	460,396千円	442,324千円
		支出済額		405,614千円	438,702千円	449,655千円	440,455千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		8,520千円	△ 23,021千円	10,741千円	1,869千円		
執行率(%)		98%	106%	98%	100%		
人 件 費		一般職職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	1,757千円	1,765千円	1,754千円	1,754千円		
総事業費		407,371千円	440,467千円	451,409千円	442,209千円		
増▲減		—	33,096千円	10,942千円	▲ 9,200千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	市内方面別に整備された地域療育センターは、各地域における療育の中核機関としての役割を担っており、本市における療育の基本的枠組みであるため、本市が担う必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	障害のある児童の生活の充実に向けた各種支援を行うとともに、保護者支援や保育所・幼稚園などの関係機関に対する専門的な支援を行っており、本事業は目的を達成するために有効に機能している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	事業手法や経費等を適宜見直し、効率的な事業執行に努めている。また、障害のある児童を対象に、相談、診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等、総合的な支援を行う機関は地域療育センターの他にない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 地域療育センターでは、利用児の保護者や地域の関係機関等で構成した運営協議会を年2回開催し、サービスに関する意見交換や協議、情報交換等を行っている。また、5年に1度、福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上に努めている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	発達障害児の増加や保護者ニーズの多様化に伴い、地域療育センターが担うべき役割やサービス内容について見直しの必要が生じていたため、各運営法人とともに今後のセンターのあり方検討を行っている。検討を踏まえ、初期支援や保育所等への支援の充実などを内容とする「地域療育センターの見直しについて」を令和4年3月に経営会議に付議、見直しの方向性について了承を得た。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 及川 修	係長 枇榔 直子	係 高橋 るな
--------------------	------------	-------------	------------

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 5目 地域療育センターあおば運営事業		所管区局・課	こども青少年局 障害児福祉保健課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-5 9
事業概要	実施根拠	法令等 その他	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 ■	具体的 名称	児童福祉法、医療法、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、地域療育センターあおばの運営に関する基本協定書、地域療育センターあおば運営費補助金交付要綱		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	主に青葉区に在住の0歳から小学校期までの障害のある児童を対象に、相談・診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等を実施し、地域における療育の中核施設として、障害のある児童及びその保護者への支援を行う。昭和59年策定の「障害児地域総合通園施設構想」に基づき、総合的な支援を行う「地域療育センター」を市内方面別に整備。					
	具体的な 事業内容	児童福祉法に規定する児童発達支援センター、医療法に規定する診療所のほか、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所を設置し、各職種が連携しながら、相談・診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等の総合的な支援を実施している。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		地域の関係機関への 支援回数	目標	180	180	180	180
			実績	231	112	124	91
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		277,290千円	283,972千円	295,893千円	273,848千円
		支出済額		288,337千円	294,521千円	284,037千円	280,848千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 11,047千円	△ 10,549千円	11,856千円	△ 7,000千円		
執行率(%)		104%	104%	96%	103%		
人 件 費		一般職職員		0.2人	0.2人	0.2人	0.2人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		1,757千円	1,765千円	1,754千円	1,754千円	
総事業費		290,094千円	296,286千円	285,791千円	282,602千円		
増▲減		—	6,192千円	▲ 10,495千円	▲ 3,189千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	市内方面別に整備された地域療育センターは、各地域における療育の中核機関としての役割を担っており、本市における療育の基本的枠組みであるため、本市が担う必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	障害のある児童の生活の充実に向けた各種支援を行うとともに、保護者支援や保育所・幼稚園などの関係機関に対する専門的な支援を行っており、本事業は目的を達成するために有効に機能している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	事業手法や経費等を適宜見直し、効率的な事業執行に努めている。また、障害のある児童を対象に、相談・診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等、総合的な支援を行う機関は地域療育センターの他にない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 地域療育センターでは、利用児の保護者や地域の関係機関等で構成した運営協議会を年2回開催し、サービスに関する意見交換や協議、情報交換等を行っている。また、5年に1度、福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上に努めている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	発達障害児の増加や保護者ニーズの多様化に伴い、地域療育センターが担うべき役割やサービス内容について見直しの必要が生じていたため、各運営法人とともに今後のセンターのあり方検討を行っている。検討を踏まえ、初期支援や保育所等への支援の充実などを内容とする「地域療育センターの見直しについて」を令和4年3月に経営会議に付議、見直しの方向性について了承を得た。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 及川 修	係長 枇榔 直子	係 高橋 るな
--------------------	------------	-------------	------------

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 5目 よこはま港南地域療育センター運営事業		所管区局・課	こども青少年局 障害児福祉保健課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-5 10
事業概要	実施根拠	法令等 その他	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 ■	具体的な 名称	児童福祉法、医療法、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、よこはま港南地域療育センターの運営に関する基本協定書、よこはま港南地域療育センター運営費補助金交付要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	主に港南区及び栄区に在住の0歳から小学校期までの障害のある児童を対象に、相談、診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等を実施し、地域における療育の中核施設として、障害のある児童及びその保護者への支援を行う。昭和59年策定の「障害児地域総合通園施設構想」に基づき、総合的な支援を行う「地域療育センター」を市内方面別に整備。					
	具体的な 事業内容	児童福祉法に規定する児童発達支援センター、医療法に規定する診療所のほか、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所を設置し、各職種が連携しながら、相談、診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等の総合的な支援を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		地域の関係機関への 支援回数	目標	170	170	170	170
			実績	153	152	87	164
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		317,691千円	319,216千円	359,885千円	318,853千円
		支出済額		321,146千円	317,468千円	369,780千円	330,531千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 3,455千円	1,748千円	△ 9,895千円	△ 11,678千円		
執行率(%)		101%	99%	103%	104%		
人 件 費		一般職職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	1,757千円	1,765千円	1,754千円	1,754千円		
総事業費		322,903千円	319,233千円	371,534千円	332,285千円		
増▲減		—	▲ 3,670千円	52,301千円	▲ 39,249千円		
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	市内方面別に整備された地域療育センターは、各地域における療育の中核機関としての役割を担っており、本市における療育の基本的枠組みであるため、本市が担う必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	障害のある児童の生活の充実に向けた各種支援を行うとともに、保護者支援や保育所・幼稚園などの関係機関に対する専門的な支援を行っており、本事業は目的を達成するために有効に機能している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	事業手法や経費等を適宜見直し、効率的な事業執行に努めている。また、障害のある児童を対象に、相談、診療・評価、集団療育及び保育所・幼稚園等の関係機関への技術支援等、総合的な支援を行う機関は地域療育センターの他にない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		地域療育センターでは、利用児の保護者や地域の関係機関等で構成した運営協議会を年2回開催し、サービスに関する意見交換や協議、情報交換等を行っている。また、5年に1度、福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上に努めている。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	発達障害児の増加や保護者ニーズの多様化に伴い、地域療育センターが担うべき役割やサービス内容について見直しの必要が生じていたため、各運営法人とともに今後のセンターのあり方検討を行っている。検討を踏まえ、初期支援や保育所等への支援の充実などを内容とする「地域療育センターの見直しについて」を令和4年3月に経営会議に付議、見直しの方向性について了承を得た。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	及川 修	枇榔 直子	笠原 友

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 5目 地域療育センター学校支援事業		所管区局・課	こども青少年局 障害児福祉保健課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-5 11	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	主に発達障害児のある児童への対応が課題となっている小学校において、地域療育センターの専門性を発揮し、学校訪問によるコンサルテーションや教職員への研修等の技術支援を行う。地域療育センターの役割の一つである関係機関支援の拡充として、平成19年度から事業開始。					
	具体的な 事業内容	小学校からの依頼に基づき、センターの専門スタッフが小学校を訪問し、主として発達障害のある児童について、コミュニケーションのとり方や教室内の掲示物などの掲示方法、机の配置、教材の活用方法等に関するコンサルテーションや研修などを行う。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
	実施支援小学校	目標	255	243	207	207	
		実績	243	207	137	144	
		目標					
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		165,963千円	163,981千円	150,754千円	153,384千円
		支出済額		145,384千円	151,202千円	147,712千円	148,037千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		20,579千円	12,779千円	3,042千円	5,347千円
		執行率(%)		88%	92%	98%	97%
		人 件 費	一般職職員	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	879千円		882千円	877千円	877千円		
総事業費		146,263千円	152,084千円	148,589千円	148,914千円		
増▲減		—	5,822千円	▲ 3,495千円	325千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	地域療育センターが行う総合的な支援のうち、関係機関支援に該当する事業である。 市内方面別に整備された地域療育センターは、各地域における療育の中核機関としての役割を担っており、本市における療育の基本的枠組みであるため、本市が担う必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	令和2年度以降のコロナによる影響のほか、各学校における障害に関する知識・経験の蓄積等もあると考えられるが、小学校から毎年支援実施の依頼がある。また、教育分野においても障害に関する研修等の取組が実施されているが、療育の専門機関による、教職員の対応スキル向上及び児童の学校生活の充実につながる有効性の高い事業である。					
	本事業の 効率性・ 類似性	実施内容等について学校との事前調整等を十分に行い、効率的な実施に努めている。高い専門性や経験が必要な事業であり、他に実施できる療育の専門機関はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 地域療育センターでは、利用児の保護者や地域の関係機関等で構成した運営協議会を年2回開催し、サービスに関する意見交換や協議、情報交換等を行っている。また、5年に1度、福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上に努めている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	教職員の対応スキル向上及び児童の学校生活の充実につながる事業であり、地域における療育の拠点施設としての役割を果たしている。引き続き学校からの依頼件数や教育分野の取組状況を見つつ、必要な事業見直しを行っていく。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係		
			及川 修	枇榔 直子	笠原 友		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 5目 地域療育センター発達障害児通所支援事業		所管区局・課	こども青少年局 障害児福祉保健課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-5 12	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	児童福祉法、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	センターを利用する、主に知的な遅れのない発達障害児の増加に対応するため、地域療育センター長会による「横浜市地域療育センター新構想検討プロジェクト報告書」などを踏まえ、新たに児童デイサービスをサービスに追加することとし、平成22年度から順次各センターにおいて事業を開始した(平成24年児童福祉法等の改正により児童デイサービスは児童発達支援に再編)。						
	具体的な 事業内容	主に知的な遅れのない発達障害児を対象に、週1回の集団療育(児童発達支援)を実施する。児童が利用している保育所・幼稚園等への技術支援、保護者を対象とした勉強会等を必要に応じて併せて実施。						
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標		指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
			実施箇所数	目標	9	9	9	9
				実績	9	9	9	9
				目標				
	実績							
			上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			現計予算額		362,320千円	360,821千円	356,773千円	356,114千円
			支出済額		322,630千円	329,512千円	319,444千円	311,412千円
			繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
			差▲引		39,690千円	31,309千円	37,329千円	44,702千円
			執行率(%)		89%	91%	90%	87%
			人 件 費	一般職職員		0.1人	0.1人	0.1人
再任用職員				0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費		879千円		882千円	877千円	877千円		
		総事業費		323,509千円	330,394千円	320,321千円	312,289千円	
		増▲減		—	6,886千円	▲10,073千円	▲8,032千円	
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	地域療育センターが行う総合的な支援のうち、主に知的な遅れのない発達障害児を対象とした集団療育の事業である。市内方面別に整備された地域療育センターは、各地域における療育の中核機関としての役割を担っており、本市における療育の基本的枠組みであるため、本市が担う必要がある。						
	事業目的に 対する 有効性	集団療育(児童発達支援)に加え、児童の保護者への支援や保育所・幼稚園等への技術支援を必要に応じて行っており、本事業は有効に機能している。						
	本事業の 効率性・ 類似性	事業手法や経費等を適宜見直し、効率的な事業執行に努めている。また、主に知的な遅れのない発達障害児を対象に、相談、集団療育及び保育所・幼稚園等への技術支援等、総合的な支援を行う機関は地域療育センターの他にない。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		地域療育センターでは、利用児の保護者や地域の関係機関等で構成した運営協議会を年2回開催し、サービスに関する意見交換や協議、情報交換等を行っている。また、5年に1度、福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上に努めている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	発達障害児の増加や保護者のニーズの多様化に伴い、地域療育センターが担うべき役割やサービス内容について見直しの必要が生じていたため、各運営法人とともに今後のセンターのあり方検討を行っている。検討を踏まえ、初期支援や保育所等への支援の充実などを内容とする「地域療育センターの見直しについて」を令和4年3月に経営会議に付議、見直しの方向性について了承を得た。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 及川 修	係長 枇榔 直子	係 笠原 友
--------------------	------------	-------------	-----------

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 6目 児童虐待防止対策事業		所管区局・課		こども青少年局 中央児童相談所 虐待対応・地域連携課		令和4年度 事業評価書番号		6-3-6	
								政策番号		1	
								主な施策(事業)番号		30	
										1	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則			具体的 名称	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、 横浜市子どもを虐待から守る条例				
		その他	<input type="checkbox"/>								
	事業の目的	中期計画	政策	児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実							
		施策(事業)	児童虐待防止に向けた取組								
具体的な 事業内容	児童虐待による要保護児童等の増加及び深刻化に対応するため、警察・保健・医療・福祉・教育・司法等関係諸分野と連携し、未然防止から早期発見・重篤化の防止及び児童虐待の再発予防に努めるとともに、要保護児童とその家族への総合的な支援を推進するために実施します。										
具体的な 事業内容	児童虐待の相談・通告を受理した際の初動体制の確保、養育困難な家庭への訪問支援、虐待者へのカウンセリング等、子どもの福祉向上										
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値					
		虐待死の根絶		1人/年	4人	0人/年					
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値					
		区役所・児童相談所における児童虐待相談対応件数		6,796件/年	11,480件	7,600件/年					
	備考	※政策30・主な施策1・想定事業量③の達成にも関連します。 ※児童虐待防止に向けた取組・対策事業は、児童虐待に関する相談・通報に対応する事業であり、性質として定量で表すことは困難です。									
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
		現計予算額		230,351千円	243,904千円	272,543千円	303,030千円				
		支出済額		221,989千円	225,733千円	261,930千円	280,731千円				
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円				
		差▲引		8,362千円	18,171千円	10,613千円	22,299千円				
執行率(%)		96%	93%	96%	93%						
人件費		一般職職員	6.0人	7.0人	6.0人	7.0人					
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人					
	概算人件費	52,710千円	61,761千円	52,620千円	61,390千円						
総事業費		274,699千円	287,494千円	314,550千円	342,121千円						
増▲減		—	12,795千円	27,056千円	27,571千円						
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	児童相談所運営指針(厚生労働省通知)において、児童相談所における児童虐待防止対策の一層の充実・強化が求められており、また、平成30年7月には児童虐待防止対策に関する関係関係会議において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が発され、増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることのないよう関係機関が一体となって対策に取り組むこと等が示されています。本市の中期4か年計画においても基本政策の1項目として「児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実」を掲げ、平成26年に制定された「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止に至る総合的な児童虐待対策に向けて区役所と一体になり、幼稚園・保育所・学校・警察・医療機関等との連携を強化しつつ対策を推進することが必要となっています。									
	事業目的に対する有効性	虐待の相談・通告を受理した際の初動体制の確保により、早期に子どもの安全確認をすることが可能となり、迅速な対応ができるようになってきました。また、医学的機能や法的対応機能を強化することで、子どもの安全な身柄保護や継続支援を円滑に行うことができています。併せて、相談援助技術に係る研修を実施し、児童相談所の支援に必要となる専門性や知識・技術を身につけることで、職員の専門性が向上し、支援に役立てることができています。									
	本事業の効率性・類似性	年々増加している虐待相談・通告に対する早期対応、虐待に至った家庭への重篤化への予防等に対応するために必要な経費です。事業に当たっては国の補助金を活用し、歳入を確保しつつ実施しており、効率的な執行が行えたと考えます。									
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		児童福祉審議会の提言や要保護児童対策協議会の意見を踏まえ、関係機関等の外部意見を反映しています。							
	自己評価及び事業見直しの方向性	児童相談所における児童虐待相談対応件数は令和3年度は7,659件と対前年度比13,5%減(元年度⇒2年度25.6%増)となったものの、依然として高い水準を示しています。児童虐待防止対策及び児童福祉司、児童心理司等の育成等体制の更なる充実・強化を図っていくことが重要です。また、子どもの福祉の向上を図るために児童相談所、一機関だけでなく、区をはじめ警察、学校、地域の関係機関等と情報共有を行い、更に連携を強化し効果的な対策を行ってまいります。									
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	児童虐待相談対応件数は高い水準にあり、重篤な事例も多く発生しています。児童福祉法の改正などにより、令和元年度より人員の増加が図られた一方で、児童分野での経験の浅い職員が多くなっています。迅速な初動対応や子どもの安全確保、リスクアセスメントのために職員の人材育成が急務です。研修計画や体制の見直し、業務の効率化等でOJTを含めた人材育成の機会増加を図ってまいります。また、関係機関との更なる連携促進により、効果的な支援が行えるよう対策を行ってまいります。										
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	虐待対応・地域連携課	係長					
				石神 光		星澤 宏樹		伊藤 剛			

令和4年度事業評価書

令和2年度 事業名		6款 3項 6目 児童相談所管理運営費		所管区局・課	こども青少年局 中央児童相談所	令和3年度 事業評価書 番号	6-3-6 2
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	児童福祉法(第12条)			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	児童を取り巻く諸問題に対し的確に対応するため、児童相談所を設置し、管理運営を行います。 昭和31年11月横浜市児童相談所の開設により事業を開始し、現在は市内4か所に児童相談所を設置しています。					
	具体的な 事業内容	子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護します。相談機能、一時保護機能、措置機能、区役所への援助機能を基本的機能としています。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		新規相談 受付件数	目標				
			実績	19,189	20,294	18,509	20,549
		相談指導業務	目標				
			実績	279,430	301,010	327,985	305,316
	診断指導業務	目標					
		実績	20,701	21,414	20,784	24,961	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		249,726千円	281,851千円	374,288千円	391,306千円
		支出済額		311,670千円	329,493千円	388,075千円	424,433千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 61,944千円	△ 47,642千円	△ 13,787千円	△ 33,127千円
		執行率(%)		125%	117%	104%	108%
人 件 費		一般職職員	282.0人	311.0人	398.0人	441.0人	
		再任用職員	4.0人	3.0人	1.0人	1.0人	
		概算人件費	2,496,546千円	2,758,854千円	3,495,565千円	3,872,675千円	
総事業費		2,808,216千円	3,088,347千円	3,883,640千円	4,297,108千円		
増▲減		—	280,131千円	795,293千円	413,468千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	児童福祉法に定められた機関であり、近年は特に児童虐待等の早期発見・早期対応、専門的な相談支援において、より一層の体制強化が求められています。児童虐待対応だけでなく、その他の養護相談、育成相談、非行相談、障害相談等さまざまな相談支援を実施し、在宅支援から一時保護、自立支援までの総合的な対策を推進しています。					
	事業目的に 対する 有効性	・職員研修による相談・援助技術の向上を図ることにより、児童虐待等への対応力が強化されています。 ・通告を受けた際の初期対応体制を強化し、虐待拡大の防止を図っています。 ・施設の維持管理、環境整備を委託により効率的・効果的に実施しています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	・区と児童相談所との更なる連携強化や社会資源の有効活用を促進し、児童虐待等の早期発見・早期対応を強化していくことが必要です。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無		市民等の外部意見として児童相談所で相談を受ける児童、家族等からの意見を中心に、児童相談所に対する意見について日々の面接や相談等の場面の中で取り入れ、児童相談所の運営に反映しています。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	・児童虐待の増加など児童相談所を取り巻く社会的環境や養護ニーズが大きく変化してきている中、一時保護児童を安全・安心な生活環境で保護するという基本的な機能を果たすため、しゅん工から長期経過した相談所・一時保護所については施設の機能強化・再生を図るため、環境整備を継続します。また、法令改正を踏まえ、児童相談所の新設及び管轄区域の検討を進めます。 ・関係機関と密接に連携し、児童虐待等の早期発見・早期対応をより一層充実し、在宅支援から一時保護、自立支援まで、切れ目のない総合的な対策の推進が必要です。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	中央児童相談所副所長	係長	中央児童相談所庶務係長	中央児童相談所庶務 係
		深見 和夫		足立 篤彦	藤淵 孔明

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 6目 一時保護事業		所管区局・課	こども青少年局 中央児童相談所	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-6 3	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	児童福祉法(第11条第1項第2号ホ、第12条の4、第33条、 第50条第8号、第53条)、児童福祉法施行規則(第35条)			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	一時保護児童数急増により、平成15年4月に設置された一時保護所第1分室を解消し、南部児童相談所一時保護所を開設。平成17年1月に設置された第2分室を解消し、西部児童相談所一時保護所を開設。北部児童相談所幼児部門一時保護対応を経て平成25年度9月北部児童相談所一時保護所を開設し市内4所体制4保護所となりました。					
	具体的な 事業内容	一時保護は要保護児童に対し、緊急保護・行動観察・短期治療・施設入所準備のために実施します。主に、生活習慣、日常作業、学習等の指導を行うとともに、適切な施設の選定等のために行動観察や家庭復帰に向けた自立支援を行います。また、乳児は乳児院に委託し、児童によっては障害児施設等の児童福祉施設や里親及び警察署等に一時保護委託します。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		一時保護所延べ日数	目標	-	-	-	-
			実績	55,197	64,995	63,446	64,294
		保護委託延べ日数	目標	-	-	-	-
	実績		11,571	13,495	12,956	13,261	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		保護が必要な児童等の対応を速やかに行った結果として現れる実績のため、目標として定める指標と考えるにはなじみません。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		855,350千円	877,929千円	1,018,014千円	1,154,515千円
		支出済額		913,393千円	1,053,895千円	1,088,258千円	1,341,162千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 58,043千円	△ 175,966千円	△ 70,244千円	△ 186,647千円		
執行率(%)		107%	120%	107%	116%		
人 件 費		一般職職員					
		再任用職員					
	概算人件費		0千円	0千円	0千円	0千円	
総事業費		913,393千円	1,053,895千円	1,088,258千円	1,341,162千円		
増▲減		-	140,502千円	34,363千円	252,904千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	要保護児童に対し、緊急保護・行動観察・短期治療・施設入所準備のため、適切に一時保護を実施します。					
	事業目的に 対する 有効性	要保護児童を適切に一時保護をし、緊急保護・行動観察・短期治療・施設入所に向けた準備を行っています。処遇改善に向けた施設設備の改修などを行い、保護児童の安全安心を確保しています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	一時保護所の保護日数、保護件数は増加傾向です。保護期間の短縮に向けて、速やかな方針決定や関係機関・保護者との調整を行いつつ、保護所での生活習慣、日常作業・学習等さらなる指導の充実をすすめる必要があります。また、老朽化等への改善を図り児童の安全安心な環境整備を行う必要があります。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 苦情解決のための第三者委員を委嘱し、提供するサービスの質の向上及び運営の信頼性を確保しています。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	保護児童の処遇改善及び教育の充実を図るとともに、保護児童への安全安心を確保するために施設の老朽化等への必要に応じた環境整備をすすめます。 近年、定員超過の状況にあるため、西部児童相談所一時保護所の再整備にあわせ、市の一時保護所定員を161人(R3当初)から177人(R4当初)に拡大しました。さらに、今後の児童相談所の再整備の中で、199人(R8)に拡充予定です。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長	西部児童相談所長	係長	西部児童相談所相 談調整係担当係長	西部児童相談所相談調整 係
深海 淳一郎		相原 健彦		佐瀬 鉄矢

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		6款 3項 7目 公立児童福祉施設整備事業		所管区局・課	こども青少年局 こどもの権利擁護課	令和4年度 事業評価書番号	6-3-7 1		
						政策番号	30		
						主な施策(事業)番号	2		
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	児童福祉法			
		その他	<input type="checkbox"/>						
	中期計画	政策	児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実						
		施策(事業)	区役所、児童相談所の機能強化						
事業の目的	児童福祉法の改正により強化される職員体制を生かし、今後も増加が見込まれる児童虐待への対応、虐待を受けた児童への支援強化や従来からの課題の解消を図るため、公立児童福祉施設の機能強化を進める必要があります。								
具体的な 事業内容	公立児童福祉施設の体制・機能強化を図るための整備費								
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和3年度	目標値			
		虐待死の根絶		1人/年	4人/年	0人/年			
		想定事業量		計画策定時	令和3年度	目標値			
		児童相談所の再整備等		検討	工事完了(西部)、 実施設計(南部、北部、 中央)	工事完了(西部)、 実施設計(南部、中央)			
	備考								
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
		現計予算額		20,000千円	34,100千円	730,788千円	1,497,613千円		
		支出済額		13,711千円	33,613千円	576,456千円	1,479,739千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円		
		差▲引		6,289千円	487千円	154,332千円	17,874千円		
		執行率(%)		69%	99%	79%	99%		
		人件費	一般職員		0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
			概算人件費		4,393千円	4,412千円	4,385千円	4,385千円	
総事業費			18,104千円	38,025千円	580,841千円	1,484,124千円			
増▲減		—	19,921千円	542,817千円	903,283千円				
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本市は指定都市として、児童相談所の設置が義務付けられているところですが、市民ニーズに対応するための維持管理や機能強化を進める必要があります。 本市所有の公立児童福祉施設の機能強化のため必要な事業です。							
	事業目的に 対する有効 性	本市所有の公立児童福祉施設の整備・機能強化は、増加の見込まれる児童虐待への対応・支援における課題解決に繋がります。							
	本事業の 効率性・ 類似性	公立児童福祉施設の整備について類似の事業はありません。							
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		事業の中では仕組みを設けていませんが、本市の広聴制度等の仕組みを通じて市民等の外部意見が寄せられた場合は、必要な対応を行っています。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	財政状況や効率性について検討し、引き続き事業を実施することが必要です。							
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	西部児童相談所については、令和2年度より行っていた再整備工事を進め、令和4年3月に完了しました。 南部児童相談所については、令和4年度の移転新設工事に向けて実施設計を進めました。 中央児童相談所については、令和4年度の改修工事に向けて実施設計を進めました。								
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 児童施設等担当課長 村上 和孝	係長 施設整備担当係長 中曽根 真一	養護支援 係 岩崎 莉久			

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	6款 3項 7目 民間社会福祉施設償還金助成事業		所管区局・課	こども青少年局 こどもの権利擁護課	令和4年度 事業評価書 番号	6-3-7 2	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的な 名称	社会福祉法第58条、社会福祉法人の助成に関する条例、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市民間社会福祉施設等償還金助成要綱、民間社会福祉施設利子補給補助金交付要綱			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	社会福祉法人の借入れを一部助成することによって、民間施設の建設を促進するために実施します。 なお、施設整備支援のあり方について見直しを行い、新規の助成決定は、平成26年度までに整備支援を方針決定している案件まで終了することとしています。					
	具体的な 事業内容	社会福祉法人が施設を建設するにあたり、福祉医療機構、神奈川県社会福祉協議会及び横浜市社会福祉協議会から借り入れる資金の償還金の元金及び利子の一部を助成することにより、法人負担を軽減して、民間施設の建設促進を図ります。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		助成額(千円)	目標	-	-	-	-
			実績	39,971	41,456	40,263	40,320
		利子補給額(千円)	目標	-	-	-	-
	実績		7,223	6,362	6,118	5,696	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		民間施設建設・再整備の時期については、市が主体的に目標管理することが難しいため				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		55,478千円	51,221千円	47,227千円	47,217千円
		支出済額		47,194千円	47,818千円	46,381千円	46,017千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		8,284千円	3,403千円	846千円	1,200千円		
執行率(%)		85%	93%	98%	97%		
人件費		一般職職員	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	879千円	882千円	877千円	877千円		
総事業費		48,073千円	48,700千円	47,258千円	46,894千円		
増▲減		-	628千円	▲1,442千円	▲364千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	過去に償還金助成の決定を行っている分については、施設運営に係る負担を軽減し、安定した施設運営を行えるよう、継続して助成を行う必要があります。					
	事業目的に 対する 有効性	単年度の大幅な事業執行経費を分散化することが可能です。					
	本事業の 効率性・ 類似性	借入金への助成制度は、後年度に利子補給負担を残す等の課題があるため、整備費補助費の補助金単価に上乘せて助成を行うよう見直しを行いました。過去に助成決定している案件については継続して事業を行う必要があります。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	民間社会福祉施設整備のために借入を行った社会福祉法人等を対象とした償還金助成であるため。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	公共性・公益性の高さを求められる児童福祉事業を行う社会福祉法人等は、一般的に資金力に乏しく、その施設整備には公的支援が必要です。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

村上 和孝

係長

梅澤 伸宏

養護支援 係

岩崎 莉久

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		17 款 1 項 7 目 母子寡婦福祉資金会計繰出金		所管区局・課	子ども青少年局 子ども家庭課	令和4年度 事業評価書 番号	17 - 1 - 7 1	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法 等			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	母子父子寡婦福祉資金会計へ、一般会計から予算を繰り出します。						
	具体的な 事業内容	母子父子寡婦福祉資金の貸付・償還に係る事務費に充当します。						
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input checked="" type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ								
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
			目標 実績					
			目標 実績					
			上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
			現計予算額	26,782千円	27,794千円	37,029千円	30,762千円	
			支出済額	21,664千円	21,913千円	35,227千円	22,032千円	
			繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
			差▲引	5,118千円	5,881千円	1,802千円	8,730千円	
			執行率(%)	81%	79%	95%	72%	
	人 件 費		一般職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
			概算人件費	8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円	
		総事業費	30,449千円	30,736千円	43,997千円	30,802千円		
		増▲減	—	287千円	13,261千円	▲13,195千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う 必要性							
	事業目的に 対する 有効性							
	本事業の 効率性・ 類似性	母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還を進めるにあたり、適切な事務費算定のもとに繰り入れができています。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の中では仕組みを設けていませんが、本市の広聴制度等の仕組みを通じて市民等の外部意見が寄せられた場合は、必要な対応を行っています。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	母子父子寡婦福祉資金の貸付・償還に係る事務費を行うにあたり必要な費用であるため、今後も一般会計から母子父子寡婦福祉資金会計に繰り入れます。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 上原 嘉明	係長 萩原 順一	子ども家庭 係 木村 ちひろ		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	17 款 1 項 16 目 水道事業会計繰出金		所管区局・課	こども青少年局 こども家庭課	令和4年度 事業評価書 番号	17 - 1 - 16 2	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市水道条例、横浜市水道条例施行規程		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和48年に生活保護受給世帯、障害者世帯に対して経済的負担の軽減を図ることを目的に事業を開始しました。					
	具体的な 事業内容	特別児童扶養手当受給世帯(所得超過による支給停止世帯を除く。)を対象に、上下水道基本料金相当額を減免します。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		繰出金の算定根拠となる特別児童扶養手当受給世帯数を事前に把握することは困難であるため、目標値は設定しません。			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		33,936千円	36,835千円	41,169千円	35,098千円
		支出済額		33,936千円	36,835千円	41,169千円	35,098千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
		執行率(%)		100%	100%	100%	100%
人 件 費		一般職職員		0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		879千円	882千円	877千円	877千円	
総事業費		34,815千円	37,717千円	42,046千円	35,975千円		
増▲減		34,815千円	2,903千円	4,329千円	▲ 6,071千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	特別児童扶養手当の対象児童は障害の程度が重度であり、水道使用量が一般家庭に比べて多く、経済的な負担が大きく、また、特別児童扶養手当は所得制限もあり、対象世帯は一定程度の低所得世帯であるので、減免制度は必要と考えます。					
	事業目的に 対する 有効性	特別児童扶養手当受給世帯の経済的負担の軽減に寄与しています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	他に類似の事業はありません。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の中では仕組みを設けていませんが、本市の広聴制度等の仕組みを通じて市民等の外部意見が寄せられた場合は、必要な対応を行っています。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	水道局と連携しながら適切に事業実施していきます。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 上原 嘉明	係長 宮本 直幸	手当給付 係 高橋 百合		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	17 款 1 項 18 目 自動車事業会計操出金	所管区局・課	こども青少年局 こども家庭課	令和4年度 事業評価書 番号	17 - 1 - 18 3		
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 その他 □	具体的 名称	横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則 横浜市乗合自動車等特別乗車券交付事務取扱要領			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入所世帯に対し、生活支援に寄与する目的で、市内の交通機関等に無料で乗車できる特別乗車券を交付する事業を開始しました。昭和41年5月から市営バスを対象に事業開始しました。					
	具体的な 事業内容	児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入所世帯に対し、市営バスに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ				
事業実績	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
	達成指標	交付枚数	目標 実績	- 17,560	- 16,312	- 14,899	- 14,261
		目標 実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		特別乗車券の利用希望者を事前に把握することは困難なため、目標値は設定していません。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		390,675千円	389,340千円	376,536千円	308,852千円
		支出済額		390,675千円	389,340千円	376,536千円	308,852千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
		執行率(%)		100%	100%	100%	100%
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円	
総事業費		399,460千円	398,163千円	385,306千円	317,622千円		
増▲減		399,460千円	▲ 1,297千円	▲ 12,857千円	▲ 67,684千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	子どもへの貧困の連鎖が全国的にも問題となっている中で、児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入所世帯の経済的な負担の軽減を図るために本事業を実施しています。					
	事業目的に 対する 有効性	児童扶養手当受給世帯の約8割(H29特別乗車券交付枚数/H29.9児扶受給者数)が特別乗車券を利用しており、生活支援に寄与しています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	平成25年度分から年度更新の際の交付希望届出書の提出を受給者に求めているが、引き続き適正交付の徹底を図る必要があります。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	平成24年度に利用者向けのアンケート調査を実施しました。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	他人への譲渡等の不正使用に対する対策及び適正交付を検討する必要があります。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 上原 嘉明	係長 宮本 直幸	手当給付 係 橋岡 祥子		

令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	17 款 1 項 19 目 高速鉄道事業会計操出金	所管区局・課	こども青少年局 こども家庭課	令和4年度 事業評価書 番号	17 - 1 - 19 4		
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 その他 □	具体的な 名称	横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則 横浜市乗合自動車等特別乗車券交付事務取扱要領			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入所世帯に対し、生活支援に寄与する目的で、市内の交通機関等に無料で乗車できる特別乗車券を交付する事業を開始しました。昭和47年12月から、乗車対象交通機関に市営地下鉄を追加しました。					
	具体的な 事業内容	児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入所世帯に対し、市営地下鉄に無料で乗車できる特別乗車券を交付します。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
	達成指標	交付枚数	目標 実績	- 9,997	- 9,658	- 8,488	- 8,425
			目標 実績				
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		178,379千円	185,172千円	178,252千円	171,841千円
		支出済額		178,379千円	185,172千円	178,252千円	171,841千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
		執行率(%)		100%	100%	100%	100%
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円	
総事業費		187,164千円	193,995千円	187,022千円	180,611千円		
増▲減		—	6,831千円	▲6,973千円	▲6,411千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	子どもへの貧困の連鎖が全国的にも問題となっている中で、児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入所世帯の経済的な負担の軽減を図るために本事業を実施しています。					
	事業目的に 対する 有効性	児童扶養手当受給世帯の約8割(H29特別乗車券交付枚数/H29.9児扶受給者数)が特別乗車券を利用しており、生活支援に寄与しています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	平成25年度分から年度更新の際の交付希望届出書の提出を受給者に求めています。引き続き適正交付の徹底を図る必要があります。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	平成24年度に利用者向けのアンケート調査を実施しました。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	他人への譲渡等の不正使用に対する対策及び適正交付を検討する必要があります。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 上原 嘉明	係長 宮本 直幸	手当給付 係 橋岡 祥子		